

ることを得べし換言すれば希望が利益を得るの上にあれば以て商行爲と爲すべく必ずしも事實上利益を得ると否とを問はざるなり (乙)有價証券例へば公債証書、株券等の如き流通す可き証券を有價取得即ち賣買、交換等に依りて取得する場合は商行爲と謂ふことを得へし之に反して受贈者か贈與者より贈與せられたる場合は商行爲に非らざるなり又所謂「其取得したる者の讓渡を目的とする行爲」とは以上の動産、不動産若しくは有價証券を有價に取得したるものを他に讓渡すの目的を以てする行爲は商行爲なりとの義なり

第二、他人より取得す可き動産に對して有價取得を目的とする行爲又は有價証券例へば公債証券手形、株券等を供給すへき契約及び其履行の爲めにする有價取得を目的とする行爲は商行爲なり故に贈與の如き無價行爲を目的とする者は商行爲にあらず

第三、取引所例へば米穀取引所若しくは商品取引所等の如き場所にて取引する行爲は商行爲なり

第四、「手形」例へば替爲手形、約束手形、小切手「其他の商業証券」例へば倉荷証書、船荷証書の如き流通証券に關する行爲は商行爲なり

第二百六十四條 左ニ掲ケタル行爲ハ營業トシテ之ヲ爲ストキハ之ヲ商行爲トス但專ラ賃金ヲ得ル目的ヲ以テ物ヲ製造シ又ハ勞務ニ服ル者ノ行爲ハ此

限ニ在ラス

- 一 賃貸スル意志ヲ以テスル動産若クハ不動産ノ有價取得若クハ賃借又ハ其取得若クハ賃借シタルモノノ賃貸ヲ目的トスル行爲
- 二 他人ノ爲メニスル製造又ハ加工ニ關スル行爲
- 三 電氣又ハ瓦斯ノ供給ニ關スル行爲
- 四 運送ニ關スル行爲
- 五 作業又ハ勞務ノ請負
- 六 出版印刷又ハ撮影ニ關スル行爲
- 七 客ノ來集ヲ目的トスル場屋ノ取引
- 八 兩替其他ノ銀行取引
- 九 保險
- 十 寄託ノ引受

十一 仲立又ハ取引ニ關スル行爲

十二 商行爲ノ代理ノ引受

(註釋) 本條の規定は前條の如き絶對的商行爲に非らずして營業とするに依て始めて商行爲たる行爲即ち相對的商行爲の何たるやを列記したる者なり然れども専ら賃金を取得するの目的にて物を製造するか又は勞務に服する者の行爲の如きは商行爲に非らず例へは指物師又は桶匠か専ら賃金を得るの目的にて仕事を爲すが如き或は人力車屋營業にして自己の車を挽て人の雇に應ずるが如き行爲は法律上商行爲に非ざるなり

而して本條第一項第一號乃至第十二號に列記したる商行爲は一々説明を俟たずして明かなり

第二百六十五條 商人カ其營業ノ爲メニスル行爲ハ之ヲ商行爲トス

商人ノ行爲ハ其營業ノ爲メニスルモノト推定ス

(註釋) 本條は附屬商行爲の何たるやを明言せり抑も社會の繁雜なる人事の煩擾なる神ならぬ立法者如何して諸種の商行爲を枚擧し之を遺漏なく法典に規定することを得へんや是を以て本條第一項は商人カ其營業の爲めにする行爲は之を商行爲なりと斷定し即ち商人の行爲か商行爲たること

否とは其營業の爲めに爲したるや否やに因て區別を生ずる者とせり從て商人の行爲か營業以外の行爲を爲したるときは商行爲なりと稱するを得ず

第二項は商人の行爲は普通其營業の爲めに爲したる者との推定を掲けたり蓋し取引の性質曖昧なるよりして動もすれば民事なるか若くは商事なるかに付て紛争を醸生するとあり殊に姦商輩に至ては商行爲なるに拘はらず之を民法上の行爲と爲し或は民法上の行爲なるに拘はらず之を商行爲なりと謂ひ一舉一動自己の利害に鑑み以て債權者を害すると稀ならず故に此弊害を豫防せんが爲めに此推定を掲けたり尤も此推定は反對の證據あるときは何時にても打破するを得べき者とす

第二百六十六條 商行爲ノ代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ示ササルトキト

雖モ其行爲ハ本人ニ對シテ其効力ヲ生ス但相手方カ本人ノ爲メニスルコトヲ知ラザリシトキハ代理人ニ對シテ履行ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

(註釋) 本條は商行爲の代理の効力に付て規定す夫れ代理人は本人の代表者なり既に代理人は本人の代表者たる以上は本人の爲めにするを示して爲したる意思表示に非らざれば其効力を生ぜざるを原則とす然らざれば其意思表示は代理人自身の爲めに爲したるものと看做され本人の爲めに

代理行為を爲したる者と云ふを得ず唯た相手方か本人の爲めにするを知り又は知ることを得へかりし場合に限り直接に本人に對して其效力を生ずるに過ぎず（民法第九十九條及び第一百條參照）然りと雖も迅速を旨とし機敏を尊ぶ商行為の代理には右の法理を適用するときは種々の不便を免かれず故に本法は民法の主義に反對の規定を爲し即ち商行為の代理人か仮令本人の爲めにすることを示さるゝときと雖も其行為は直接に本人に對して效力を生ず若し代理人の行為に對し相手方か本人の爲めにするを知らざる場合には代理人に對して履行の請求を爲すことを妨げず何となれば相手方をして本人に對してのみ履行の請求を爲すべきものとせんか其結果非常の損失を招き甚たしきに至ては商行為の實行を妨ぐるを以て本條は特に但書を設けたる所以なり

第二百六十七條 商行為ノ受任者ハ委任ノ本旨ニ反セサル範圍内ニ於テ委任

ヲ受ケサル行為ヲ爲スコトヲ得

（註釋）凡そ受任者は委任者より委任せられたる本旨に従ひ委任事項を所理せざる可らざる義務あり故に商行為の受任者も亦委任の本旨に反することを得ざるは勿論なり從て苟も委任の本旨に反せ

ざる範圍内に在りては委任を受けざる行為を爲すと雖も更に弊害なきのみならず却て甚なからざる便宜あるを以て本條の必要なる決して偶然に非らざるなり

第二百六十八條 商行為ノ委任ニ因ル代理權ハ本人ノ死亡ニ因リテ消滅セ

ス（註釋）民法第一百一條の規定に據れば代理權は本人の死亡と共に消滅すべきを原則とせり然れども本條は例外として商行為の委任に因る代理權は仮令本人の死亡に因ると雖も便宜上尙ほ消滅せざる者と爲したるに過ぎず

第二百六十九條 對話者間ニ於テ契約ノ申込ヲ受ケタル者カ直チニ承諾ヲ爲

ササルトキハ申込ハ其効力ヲ失フ

（註釋）凡そ商事上に於て契約の申込を爲すには通例單純に其旨を述ふるのみに止まり彼申込の諾否を聞くの期間を興ふる餘地なし故に此場合に於て被申込者か之れを承諾せんと欲せば直に承諾を爲さる可らず否らされは則ち拒絶の意なりと推定し更に他人と共に契約を取結ぶことを得べし何となれば商事契約は民事契約よりも取引上極めて迅速を貴ひ機先を重するの結果として最も然らざるを得ず例へば腐敗し易き商品又は相場の変動常ならざる商品の賣買の如き場合と云ふ之を

以て本條末段は「直ちに承諾を爲さざるときは申込は其效力を失ふ」と規定したり
法文に所謂「對話者」とは「隔地者」なる文字に對する語にして畢竟面談者なる意義に外ならざる
なり

第二百七十條 隔地者間ニ於テ承諾期間ノ定ナクシテ契約ノ申込ヲ受ケタル

者カ相當ノ期間内ニ承諾ノ通知ヲ發セサルトキハ申込ハ其効力ヲ失フ

民法第五百二十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條は隔地者間の契約に關する民法の規定に對して其例外を規定したる者なり蓋し商行為
たるや最も迅速を貴ひ機先を重んずるの結果として當然の事たり然れども本條第一項の場合に於
ても亦申込者をして遅延したる承諾を新なる申込と看做すは實際上必要なるか故に本條第二項は
民法第五百二十三條の規定は前項の場合にも之を準用すべき者と爲したり
法文に所謂「相當の期間内」とは事實上の問題にして其期間の長短は各の場合に於て異なる者
なり

第二百七十一條 商人カ平常取引ヲ爲ス者ヨリ其營業ノ部類ニ屬スル契約ノ

申込ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク諾否ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス若シ之ヲ發
スルコトヲ怠リタルトキハ申込ヲ承諾シタルモノト看做ス

(註釋) 本條は商人か或契約の申込を受けたるときは直ちに諾否の通知を發せざる可らざるの義務
に於て規定す即ち商人か平素取引を爲す者例へは得意先より其營業の部類に屬する契約の申込を
受けたる場合には直ちに其申込に對して諾否の通知を發せざる可らず元來此場合に於ては普通の
場合と其事情を異にし平素取引を爲す者に對する各商人の信用上及び一般の慣例上其商人をして
必ず申込に對して諾否の回答を發せしむるの要あり殊に諸般の取引をして層一層迅速簡易ならし
むるか爲めに必要なるを以て特に各商人に此義務を負はしむるも決して干渉に失せざるなり從て
各商人にして諾否の通知を發するの義務を怠りたる場合には法律は其申込に對し承諾を與へたる
者と看做したり

第二百七十二條 商人カ其營業ノ部類ニ屬スル契約ノ申込ヲ受ケタル場合ニ

於テ申込ト共ニ受取りタル物品アルトキハ其申込ヲ拒絶シタルトキト雖モ
申込者ノ費用ヲ以テ其物品ヲ保管スルコトヲ要ス但其物品ノ價額カ其費用

ヲ償フニ足ラサルトキ又ハ商人カ其保管ニ因リテ損害ヲ受クヘキトキハ此限ニ在ラス

第二百七十三條 數人カ其一人又ハ全員ノ爲メニ商行爲タル行爲ニ因リテ債務ヲ負擔シタルトキハ其債務ハ各自連帶シテ之ヲ負擔ス

保證人アル場合ニ於テ債務カ主タル債務者ノ商行爲ニ因リテ生シタルトキ又ハ保證カ商行爲ナルトキハ主タル債務者及ヒ保證人カ各別ノ行爲ヲ以テ債務ヲ負擔シタルトキト雖モ其債務ハ各自連帶シテ之ヲ負擔ス

第二百七十四條 商人ガ其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲メニ或行爲ヲ爲シタルトキハ相當ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

(註釋) 第二百七十二條乃至第二百七十四條の規定は説明を要せずと雖ども今其大意を一言すれば即ち第二百七十二條は商人カ或契約の申込を受けたる場合に於て申込と共に受取りたる物品保管の義務に付て規定し第二百七十三條は民法第三編中の多數當事者に關する規定に對して例外を定めたる者にして商取引の安全と各當事者の便宜とに鑑み以て之を規定し第二百七十四條は商人カ

他人の爲めに或商行爲を爲したる場合には報酬を請求することを得べき旨を規定したるに過ぎず

第二百七十五條 商人間ニ於テ金錢ノ消費貸借ヲ爲シタルトキハ貸主ハ法定利息ヲ請求スルコトヲ得

商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲メニ金錢ノ立替ヲ爲シタルトキハ其立替ノ日以後ノ法定利息ヲ請求スルコトヲ得

(註釋) 民法の規定に依れば金錢の消費貸借に付テ利息を授受するは特約あるときに限ると雖ども商人間に於て爲したる金錢の消費貸借に付テは多數の場合に於ける當事者の意思の解釋上より論ずるも又實際の便宜上より考ふるも之と反對の主義を採ること極めて必要なり蓋し金錢は之を運轉するときは利息を生ずべきは當然なるを以て本條第一項末段は貸主は法定利息を請求することを得と規定せり

第二項は商人カ其營業の範圍内に於て他人の爲めに金錢の立替を爲したる場合に關して規定せり此場合には民法第四百十九條の通則に依らず同法第六百五十條第一項の規定と同しく其立替の日以後即ち支出を爲したる日以後の利息を請求することを得べき者と爲したり

第二百七十六條 商行爲ニ因リテ生シタル債務ニ關シテハ法定利率ハ年六分トス

(註釋) 本條は商行爲に依りて生したる債務に關する法定利率を規定す
抑々民法上の利率は別段の意思表示なき場合には年五分と定め(民法第四百四條參照)たりと雖ども商行爲に關しては資本の利益常に民法上の利益の比にわらず故に本法は歐洲諸國數多の立法例と本邦各地に散在する商業會議所の多數の意見とに従ひ民法上の利率より年一分を高むるを至當と認め以て年六分と定めたる者とす

第二百七十七條 民法第三百四十九條ノ規定ハ商行爲ニ因リテ生シタル債務ヲ擔保スル爲メニ設定シタル質權ニハ之ヲ適用セス

第二百七十八條 商行爲ニ因リテ生シタル債務ノ履行ヲ爲スヘキ場所カ其行爲ノ性質又ハ當事者ノ意思表示ニ因リテ定マラサルトキハ特定物ノ引渡ハ行爲ノ當時其物ノ存在セシ場所ニ於テ之ヲ爲シ其他ノ履行ハ債權者ノ現時ノ營業所若シ營業所ナキトキハ其住所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

指圖債權及ヒ無記名債權ノ辨濟ハ債務者ノ現時ノ營業所若シ營業所ナキトキハ其住所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

支店ニ於テ爲シタル取引ニ付テハ其支店ヲ以テ營業所ト看做ス

(註釋) 本條は商行爲に因りて生したる債務の履行即ち辨濟を爲す可き場所に關して規定せりと雖ども一讀其意を知る難きに非らざるを以て茲には單に指圖債權及ヒ無記名債權の何たるを説明するに止めん即ち指圖債權とは指圖式にて記されたる債權證書の如き者を謂ひ無記名債權とは證書に記名なき者例へは持參人拂の手形の如き者を謂ふ

第二百七十九條 指圖債權又ハ無記名債權ノ債務者ハ其履行ニ付キ期限ノ定アルトキト雖モ其期間ガ到來シタル後所持人ガ其證券ヲ呈示シテ履行ノ請求ヲ爲シタル時ヨリ遲滯ノ責ニ任ス

第二百八十條 第二百七十八條第二項及ヒ前條ノ規定ハ民法第四百七十一條ニ掲ケタル債權ニ之ヲ準用ス

第二百八十一條 金錢其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル指圖證券又ハ無記名證券

ノ所持人カ其證券ヲ喪失シタル場合ニ於テ公示催告ノ申立ヲ爲シタルトキハ債務者ヲシテ其債務ノ目的物ヲ供託セシメ又ハ相當ノ擔保ヲ供シテ其證券ノ趣旨ニ從ヒ履行ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百八十二條 第四百四十一條、第四百五十七條、第六百十一條及ヒ第四百六十四條ノ規定ハ金錢其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル指圖債權ニ之ヲ準用ス

第二百八十三條 法令又ハ慣習ニ依リ取引時間ノ定アルトキハ其取引時間内ニ限り債務ノ履行ヲ爲シ又ハ其履行ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二百八十四條 商人間ニ於テ其雙方ノ爲メニ商行爲タル行爲ニ因リテ生シタル債權カ辨濟期ニ在ルトキハ債權者ハ辨濟ヲ受クルマテ其債務者トノ間ニ於ケル商行爲ニ因リテ自己ノ占有ニ歸シタル債務者ノ所有物ヲ留置スルコトヲ得但別段ノ意思表示アリタルトキハ此限ニ在ラス

第二百八十五條 商行爲ニ因リテ生シタル債權ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ

除ク外五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス但他ノ法令ニ之ヨリ短キ時効期間ノ定アルトキハ其規定ニ從フ

以上第二百七十九條乃至第二百八十五條の規定は法文簡明なるか故に説明を省く讀者乞ふ之を恕せよ

第二章 賣買

(註釋) 本章に所謂賣買は民法に所謂賣買と異にして商行爲に付て特別の規定を設けたる者トす

第二百八十六條 商人間ノ賣買ニ於テ買主カ其目的物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサルトキハ賣主ハ其物ヲ供託シ又ハ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲シタル後之ヲ競賣スルコトヲ得此場合ニ於テハ遲滞ナク買主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス
損敗シ易キ物ハ前項ノ催告ヲ爲サスシテ之ヲ競賣スルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ賣主カ賣買ノ目的物ヲ競賣シタルトキハ其代價ヲ供託

スルコトヲ要ス但其全部又ハ一部ヲ代價ニ充當スルコトヲ妨ケス

(註釋) 本條は商人間の賣買に於ける賣主の供託又は競賣を爲す權利に付て明言せり而して此權利は民法第四百九十九條及び第四百九十七條の規定に對する例外に外ならず蓋し商人間に於ける賣買の結果、競賣を爲すに當り民法の規定に従ひ一々裁判所の許可を要すべき者とせんか却て取引の時機を誤り遂には非常の損失を招くの弊なしとせず是れ豈に我商法の精神ならんや故に相當の期間を定めて催告を爲したる後は假令裁判所の許可なしと雖ども之を競賣することを得へし加ふるに此場合に於て賣主は買主に對して直ちに其通知を發すべき義務ありとす然りと雖ども損敗し易き物例へは廢敗し易き物品の如きは右の催告を爲さざるも何時にても之を競賣することを得へし(以上第一項及び第二項)

第三項は第一項、第二項の規定に従ひて賣買の目的物を競賣したる場合には必ずや其代價即ち競賣に依りて取得したる代價は之を供託せざる可らず若し買主か未だ代金を取得せざるときは其全部たると將た一部たるとを問はず競賣代價中より賣買の代金に充實すると雖ども法律の禁せざる所なり

第二百八十七條 賣買ノ性質又ハ當事者ノ意思表示ニ依リ一定ノ日時又ハ一

定ノ時間内ニ履行ヲ爲スニ非サレハ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ於テ當事者ノ一方カ履行ヲ爲サシテ其時期ヲ經過シタルトキハ相手方ハ直チニ其履行ヲ請求スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ爲シタルモノト看做ス

第二百八十八條 商人間ノ賣買ニ於テ買主カ其目的物ヲ受取りタルトキハ遲滞ナク之ヲ検査シ若シ之ニ瑕疵アルコト又ハ其數量ニ不足アルコトヲ發見シタルトキハ直チニ賣主ニ對シテ其通知ヲ發スルニ非サレハ其瑕疵又ハ不足ニ因リテ契約ノ解除又ハ代金減額若クハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス賣買ノ目的物ニ直チニ發見スルコト能ハサル瑕疵アリタル場合ニ於テ買主カ六ヶ月内ニ之ヲ發見シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ賣主ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第二百八十九條 前項ノ場合ニ於テ買主ハ契約ノ解除ヲ爲シタルトキト雖モ

賣主ノ費用ヲ以テ賣買ノ目的物ヲ保管又ハ供託スルコトヲ要ス但其物ニ付キ滅失又ハ毀損ノ虞アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ競賣シ其代價ヲ保管又ハ供託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ買主カ競賣ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク賣主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ賣主及ヒ買主ノ營業所若シ營業所ナキトキハ其住所カ同市町村内ニ在ル場合ニハ之ヲ適用セス

第二百九十條 前條ノ規定ハ賣主ヨリ買主ニ引渡シタル物品カ注文シタル物品ト異ナリタル場合ニ之ヲ準用ス其物品カ注文シタル數量ヲ超過シタル場合ニ於テ其超過額ニ付キ亦同シ

以上第二百八十七條乃至第二百九十條ノ規定は一讀明瞭なるを以テ解釋を省ク

第三章 交互計算

第二百九十一條 交互計算ハ商人間又ハ商人ト商人ニ非サル者トノ間ニ平常取引ヲ爲ス場合ニ於テ一定ノ期間内ノ取引ヨリ生スル債權債務ノ總額ニ付キ相殺ヲ爲シ其殘額ノ支拂ヲ爲スヘキコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

(註釋) 本條は交互計算の效力に關し規定す交互計算とは商人と商人との間又は商人と非商人との間に在りて平素取引を爲す場合に於て確定せる期間内の取引より生ずる債權債務の總額に付き相互に相殺を爲し其殘額の支拂を爲すヘキ旨を約するに因りて効力を生ずる商行爲の一種なり蓋し交互計算は商法上有益なる規定たる多言を費さずして明なりと雖も今其一斑を示せば取引毎に計算をなし且支拂を爲す手數と時間とを省 畧し貨幣を運送するの費用を節し及び危險を避くるの便益あり其他資本運用上の利益等擧て數ふ可らざるなり

交互計算の關係は當事者双方の意思の合致によりて成立する者にして一方の意思のみに因りて成立する者に非らず何となれば交互計算は双方のものか同意を表示するにあらざれば事實上之を行ふこと能はされはなり要するに交互計算は單に計算の方法にあらすして法律上特別の效力を有する商行爲の一種たる契約なり

第二百九十二條 手形其他ノ商業證券ヨリ生シタル債權債務ヲ交互計算ニ組入レタル場合ニ於テ證券ノ債務者カ辨濟ヲ爲ササリシトキハ當事者ハ其債務ニ關スル項目ヲ交互計算ヨリ除去スルコトヲ得

(註釋) 本條は流通証券即ち手形其他の商業証券より生したる債權債務を交互計算に組入れたる場合に關して規定せり蓋し爲替手形、約束手形、小切手其他の商業証券例へは倉荷証券の如きより生する債權債務は苟も當事者間に於て別段の契約なき時は自由に交互計算に組入るゝことを得へき性質を有するか故に此場合に於ては其証券の債務者カ辨濟を爲さざりしときは商業証券の如き短期時効に罹る債權に在ては不便尠なしとせず故に當事者は其既に組入したる債務を交互計算より除去することを得と爲したり

第二百九十三條 當事者カ相殺ヲ爲スヘキ期間ヲ定メサリシトキハ其期間ハ之ヲ六個月トス

(註釋) 交互計算は其性質數多の取引を合して差引計算を爲す可きものなれば急速に其計算を爲すが如きは交互計算の名ありて其實を行ふと能はざる場合あるべし然りと雖も亦濫りに其期間を延

長するときは或は其取引の回数過多に流れ爲めに計算の錯綜を來し且双方互に一身上の都合にのみ着眼し動もすれば其計算を爲すことを拒み遂には計算を爲す可き時期を失するに至らんも計り難し故に當事者カ相殺を爲すへき期間を定めたるときは契約自由の原則に據り或は其期間を短縮して三ヶ月、四ヶ月等と爲し或は其期間を延長して七ヶ月、八ヶ月等と定むることを得可きも之に反して當事者カ相殺を爲す可き期間を定めざりしときは六ヶ月と爲すを原則とす

第二百九十四條 當事者カ債權債務ノ各項目ヲ記載シタル計算書ノ承認ヲ爲シタルトキハ其各項目ニ付キ異議ヲ述フルコトヲ得ス但錯誤又ハ脱漏アリタルトキハ此限ニ在ラス

第二百九十五條 相殺ニ因リテ生シタル殘額ニ付テハ債權者ハ計算閉鎖ノ日以後ノ法定利息ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ各項目ヲ交互計算ニ組入レタル日ヨリ之ニ利息ヲ附スルコトヲ妨ケス

前條及び本條は法文簡明なるか故に説明を省く

第二百九十六條 各當事者ハ何時ニテモ交互計算ノ解除ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ直チニ計算ヲ閉鎖シテ殘額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

(註釋) 本條は各當事者間に於ける交互計算の解除に關して規定す夫れ交互計算なる者は其性質當事者相互間に於ける信用に依りて維持せらるる者なり然るに一朝或原因に依りて其信用破壊せんか昨の親は今の疎となり朝の友は夕の敵となり到底其信用を保つと能はざる可し斯る場合には信用を基礎とする所の交互計算を爲す能はざるか故に各當事者は何時にても之を解除することを得べきなり加之此解除の場合には直ちに計算を閉鎖すへきは勿論殘額あるときは之か支拂の請求を爲さざる可らず

第四章 匿名組合

第二百九十七條 匿名組合契約ハ當事者ノ一方カ相手方ノ營業ノ爲メニ出資ヲ爲シ其營業ヨリ生ヌル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

(註解) 本條は匿名組合契約の定義を規定す匿名組合員の一方か相手方の營業の爲めに^{しゆつし}出資を爲し其營業より生ずる利益を^{ばいぶ}配當すへき旨を約するに因りて其効力を生ずる者なり例へば甲、乙の二人にて一の匿名組合を^{せいりつ}成立せし場合には甲者か相手方即ち乙者の營業の爲めに出資を爲し乙者をして營業を爲さしめ之より生ずる利益を甲乙二人にて分配すへき旨を互に^{たがひ}約するに因りて^{かきくわ}効果を發生する者を謂ふ

第二百九十八條 匿名組合員ノ出資ハ營業者ノ財産ニ歸ス

匿名組合員ハ營業者ノ行爲ニ付キ第三者ニ對シテ權利義務ヲ有セス

(註解) 本條は營業者の出資は其財産に歸すへきは勿論匿名組合員の出資は各組合員の共有に非らずして營業者の財産に屬すへき者とす例へば前例の場合に於ける甲者の出資は營業者即ち乙者の財産に歸すへし從て匿名組合員例へば前例の甲者は乙者の行爲に付き第三者に對して權利を有し義務を負ふとなし換言すれば匿名組合員の出資は各組合員の共有財産にあらざるか故に各組合員は自ら業務を執行し若くは營業者を代表することを得ざるは勿論營業者も自己の名のみを以て業務を執行し匿名組合員をも代表して業務を執行する者に非らざるなり

第二百九十九條 匿名組合員カ其氏若クハ氏名ヲ營業者ノ商號中ニ用井又ハ其商號ヲ營業者ノ商號トシテ用ユルコトヲ許諾シタルトキハ其使用以後ニ生シタル債務ニ付テハ營業者ト連帶シテ其責ニ任ス

第三百條 出資カ損失ニ因リテ減シタルトキハ其填補ノ後ニ非サレハ匿名組合員ハ利益ノ配當ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百一條 組合契約ヲ以テ組合ノ存續期間ヲ定メサリシトキ又ハ或當事者ノ終身間組合ノ存續スヘキコトヲ定メタルトキハ各當事者ハ營業年度ノ終ニ於テ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但六个月前ニ其豫告ヲ爲スコトヲ要ス
組合ノ存續期間ヲ定メタルト否トヲ問ハス已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ何時ニテモ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第三百二條 前條ニ掲ケタル場合ノ外組合契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス

一 組合ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能

二 營業者ノ死亡又ハ禁治産

三 營業者又ハ匿名組合員ノ破産

第三百三條 組合契約カ終了シタルトキハ營業者ハ匿名組合員ニ其出資ノ價額ヲ返還スルコトヲ要ス但出資カ損失ニ因リテ減シタルトキハ其殘額ヲ返還スルヲ以テ足ル

第三百四條 第八八條、第一百一條及ヒ第一百五條ノ規定ハ匿名組合員ニ之ヲ準用ス

(註釋) 以上第二百九十九條乃至第三百四條の規定は詳説するの要なしと雖も茲に其大意を一言すれば即ち第二百九十九條は匿名組合員と營業者との連帶責任にして第三百條は出資カ損失に因りて減したる場合には出資の填補を爲したる後に非らされは各組合員は決して利益の配當を請求するを得ざる旨を定め第三百一條は匿名組合契約の解除に關する場合を定め第三百二條は匿名組合契約終了の原因を列記し第三百三條は營業者カ出資の價額返還の義務ある旨を定め第三百四條は合資會社の有限責任社員の出資に關する第八八條、合資會社の有限責任社員の權利に關する第

百十一條及び合資會社の有限責任社員の義務に關する第百十五條の規定は匿名組合員にも之を準用す可き旨を規定したるに過ぎず

第五章 仲立營業

第二百五五條 仲立人トハ他人間ノ商行爲ノ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ヲ云フ

(註釋) 本條は仲立人の定義を規定す

抑も舊商法に於ては仲立人は一定の資格を具備し官の認可を受け且保証金を納む可き者と爲したりき然れども本法は歐洲多數の立法例に倣ひ仲立營業を以て自由營業と爲すの主義を採りたる結果、則ち仲立人とは他人と他人との間に於ける一切の商行爲に對し媒介を爲すを以て營業とする者を謂ふ

第二百六條 仲立人ハ其媒介シタル行爲ニ付キ當事者ノ爲メニ支拂其他ノ給

付ヲ受クルコトヲ得ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

(註釋) 夫れ仲立人は媒介なる文字自身の証明する如く當事者の一方若くは双方を代表すへき者に

非らず單に他人間の商行爲に對して其中間に立ち商行爲の取結を容易ならしめ後日の紛争を豫防する者なるか故に其行爲に付キ當事者の爲めに支拂其他の給付を受くる權限を有する者に非らざるなり然れども別段の意思表示ある場合又は慣習ある場合に於ては例外として支拂其他の給付を受くることを得へき者とす

第二百七條 仲立人カ其媒介スル行爲ニ付キ見本ヲ受取りタルトキハ其行爲

カ完了スルマテ之ヲ保管スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は仲立人が媒介を爲したる行爲に付キ見本を受取りたる場合に於ては其行爲が完了する迄其見本を保管せざる可らざる義務ありとの旨を規定す而して所謂見本とは廣義に解釋すへき者にして取引の目的物に付キ受取りたる見本品は勿論雛形をも總て包含する者を謂ふ

第二百八條 當事者間ニ於テ行爲カ成立シタルトキハ仲立人ハ遲滞ナク各當

事者ノ氏名又ハ商號 行爲ノ年月日及び其要領ヲ記載シタル書面ヲ作り署名

ノ後之ヲ當事者ニ交付スルコトヲ要ス

當事者カ直チニ履行ヲ爲スヘキ場合ヲ除ク外仲立人ハ各當事者ヲシテ前項

ノ書面ニ署名セシメタル後之ヲ相手方ニ交付スルコトヲ要ス
前二項ノ場合ニ於テ當事者ノ一方カ書面ヲ受領セス又ハ之ニ署名セサルト
キハ仲立人ハ遲滞ナク相手方ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三百九條 仲立人ハ其帳簿ニ前條第一項ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ
要ス

當事者ハ何時ニテモ仲立人カ自己ノ爲メニ媒介シタル行爲ニ付キ其帳簿ノ
謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三百十條 當事者カ其氏名又ハ商號ヲ相手方ニ示ササルヘキ旨ヲ仲立人ニ
命シタルトキハ仲立人ハ第三百八條第一項ノ書面及ヒ前條第二項ノ謄本ニ
其氏名又ハ商號ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百十一條 仲立人カ當事者ノ一方ノ氏名又ハ商號ヲ其相手方ニ示ササリ
シトキハ之ニ對シテ自ラ履行ヲ爲ス責ニ任ス

第三百十二條 仲立人ハ第三百八條ノ手續ヲ終ハリタル後ニ非サレハ報酬ヲ
請求スルコトヲ得ス

仲立人ノ報酬ハ當事者雙方平分シテ之ヲ負擔ス
以上第三百八條乃至第三百十二條の規定は法條平易なるを以て説明を省ク

第六章 問屋營業

第三百十三條 問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲メニ物品ノ販賣又ハ買入ヲ
爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

(註釋) 本條は問屋の定義を規定す左に此定義を分拆して其性質を説明せん

第一 問屋は契約に従ふべきこと
問屋營業は商事契約に屬すべき者なるを以て契約に従
ふべきは當然の事なりと信す

第二 問屋は商人なること
問屋の商人なることは第四條及び第二百六十四條に依
りて明かなり従て商人以外に問屋なるも有るべき理なきなり

第三 自己の名を以てすること

問屋は營業上自己の名を以て取引を爲さざる可らず故

に他人の名を以て取引を爲すことを得ず是れ問屋代理と普通代理と異なる要點なり

第四 他人の爲めにする可こと

問屋は其性質代理商と異なり一定の商人の爲めにのみ營業を行ふ者に非らず故に必ずや他人の爲めにせざる可らず

第五 物品の販賣又は買入を爲すを業とすること

本邦從來の慣習に據れば問屋とは物品の販賣又は買入を爲すを業とする者を謂ひたり是を以て本法は此舊慣を襲用したるに外ならざるなり

茲に一言注意すべきは舊商法典に所謂仲買人なる文字は種々の語弊あるを以て本法は問屋なる文字に改稱したり

第二百十四條

問屋ハ他人ノ爲メニ爲シタル販賣又ハ買入ニ因リ相手方ニ對シテ自ラ權利ヲ得義務ヲ負フ

問屋ト委託者トノ間ニ於テハ本章ノ規定ノ外委任及ヒ代理ニ關スル規定ヲ準用ス

(註釋) 本條第一項は問屋と相手方との間に於ける權利義務の關係を定む抑も問屋は他人の爲めに

物品の販賣又は買入を爲すには常に自己の名を以て取引を爲す者なり既に問屋は自己の名を以て取引を爲す以上は相手方に對して權利を有し義務を負はざるへからざるや理の最も親易き所なり第二項は問屋と委任者との間に於ける法律關係を定む蓋し問屋と委託者との間に於ける關係に付ては其性質販賣又は買入の委託に基づく一種の委任契約上の關係に屬すへし故に本章の規定の外委任及び代理に關する規定を準用し以て法律關係を定めざる可らず

第二百十五條

問屋ハ委託者ノ爲メニ爲シタル販賣又ハ買入ニ付キ相手方カ其債務ヲ履行セサル場合ニ於テ自ラ其履行ヲ爲ス責ニ任ス但別段ノ意思表示示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

(註釋) 夫れ問屋が委託者の爲めに爲したる販賣又は買入に付キ相手方其債務を履行せざる場合に於ては自ら其履行の責に任せざる可らざるや否やに關しては學說及立法例區々にして未だ一定せざる者の如し然れども法理上問屋に依る商行爲をして確實ならしめ問屋をして十分委託者の利益を圖ることに注意せしむるか爲めには問屋をして其履行を爲すの責に任せしめざる可らず況ん

や本邦古來の商慣習に徴するも亦問屋をして此責任を負はしむるを以て通例と爲すに於てをや是れ本條本文の規定ある所以なり但し此責任に付ては別段の意思表示又は慣習ある場合には固より其意思表示又は慣習に據らざる可らざるや蓋し當然の事なり

第二百十六條 問屋カ委託者ノ指定シタル金額ヨリ廉價ニテ販賣ヲ爲シ又ハ高價ニテ買入ヲ爲シタル場合ニ於テ自ラ其差額ヲ負擔スルトキハ其販賣又ハ買入ハ委託者ニ對シテ其効力ヲ生ス

第二百十七條 問屋カ取引所ノ相場アル物品ノ販賣又ハ買入ノ委託ヲ受ケタルトキハ自ラ買主又ハ賣主ト爲ルコトヲ得此場合ニ於テハ賣買ノ代價ハ問屋カ買主又ハ賣主ト爲リタルコトノ通知ヲ發シタル時ニ於ケル取引所ノ相場ニ依リテ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テモ問屋ハ委託者ニ對シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得

第二百十八條 問屋カ買入ノ委託ヲ受ケタル場合ニ於テ委託者カ買入レタル

物品ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサルトキハ第二百八十六條ノ規定ヲ準用ス

第二百十九條 第三十七條及ヒ第四十一條ノ規定ハ問屋ニ之ヲ準用ス

第二百二十條 本章ノ規定ハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲メニ販賣又ハ買入ニ非サル行爲ヲ爲スヲ業トスル者ニ之ヲ準用ス

以上第二百十六條乃至第二百二十條の規定は法文簡明なるか故に説明を要せず

第七章 運送取扱營業

第二百二十一條 運送取扱人トハ自己ノ名ヲ以テ物品運送ノ取次ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

運送取扱人ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外問屋ニ關スル規定ヲ準用ス

(註釋) 本條第一項は運送取扱人の定義を定む唯茲に注意すへきは運送取扱人と運送人とを區別すへき一點なりとす運送人とは第三百三十一條に定義する如く陸上又は湖川、港灣に於て物品又は旅客の運送を爲すを業とする者を謂ふと雖ども運送取扱人は自ら運送に従事するを否とを問はず自己の名を以て物品運送の取次を爲すを業とする所の回漕店、運送取扱店、運送元店、運送取扱店の如き類を謂ふ

第二項の規定は他なし近世交通の便、運輸の利、發達するに伴ひ漸次運送取扱營業と運送營業との分離を來し二者を兼業する者減少するに至れり故に盛に分業の行はるゝ今日の社會に於ては立法上單に取次の方面のみより觀察し運送取扱人には問屋營業に關する規定を準用すへき者と爲したり尤も本章に別段の定めある場合には之に従はざるを得ず

第三百二十二條 運送取扱人ハ自己又ハ其使用人カ運送品ノ受取、引渡、保管運送人又ハ他ノ運送取扱人ノ選擇其他運送ニ關スル注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延着ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

(註解) 本條は運送取扱人カ運送上負ふ可き責任の程度及び舉證の責任を定む即ち運送取扱人は左に掲ぐる注意を怠たらざりし旨を證明するに非らざれば運送品の滅失、毀損、又は延着に付き到底損害賠償の責任を免かるゝことを得ず

第一 運送取扱人は自己又は其使用人例へは支配人、番頭、手代等カ運送品の受取、引渡、保管に關するの注意

第二 運送人又は他の運送取扱人の選擇に關する注意

第三 右の外運送上に關する注意

是れなり要するに運送取扱人に運送方を受任せる以上は運送すへき物品を受取人に引渡す迄は以上の注意を爲さる可らず從て此注意を怠るときは損害を賠償せざる可らざるや論を俟たすして明瞭なり

第三百二十三條 運送取扱人カ運送品ヲ運送人ニ引渡シタルトキハ直チニ其報酬ヲ請求スルコトヲ得

運送取扱契約ヲ以テ運送賃ノ額ヲ定メタルトキハ運送取扱人ハ特約アルニ

非サレハ別ニ報酬ヲ請求スルコトヲ得ズ

(註釋) 本條第一項は運送取扱人は運送人に運送品を引渡したるときを以て委任執行の終はりたる者と看做し其引渡しの時より報酬を請求するを得可き者と爲したり

第二項は運送取扱契約を以て運送賃の額を定めたる場合に付て規定せり此場合には運送取扱人は特約あるに非されは運送賃以外に報酬を請求するを得ず

第二百二十四條 運送取扱人ハ運送品ニ關シ受取ルヘキ報酬、運送賃其他委託者ノ爲メニ爲シタル立替又ハ前貸ニ付テノミ其運送品ヲ留置スルコトヲ得

(註釋) 本條は運送取扱人か運送品に對して留置權を行使するを得ヘキ場合を規定したる者にして左の如し

第一 運送取扱人か運送品に關シ受取る可き報酬あるとき

第二 運送取扱人か運送品に關シ受取る可き運送賃あるとき

第三 運送取扱人か委託者の爲めに立替を爲したる費用あるとき

第四 運送取扱人か委託者に對し前きに貸與し置きたる債權あるとき

是なり要するに以上に掲げたる場合の外は運送品に對して留置權を行ふことを得ず

第二百二十五條 數人相次テ運送ノ取次ヲ爲ス場合ニ於テハ後者ハ前者ニ代ハリテ其權利ヲ行使スル義務ヲ負フ

前項ノ場合ニ於テ後者カ前者ニ辨濟ヲ爲シタルトキハ前者ノ權利ヲ取得ス
(註釋) 本條第一項に所謂「數人相次テ運送の取次を爲す場合」とは例へば甲の運送取扱人より乙の

運送取扱人に乙の運送取扱人より丙の運送取扱人に順次運送の取次を爲す場合を謂ふ此場合には各運送取扱人間に交互計算の契約を締結し後の運送取扱人は前の運送取扱人の爲めに之に代はりて其權利を行使するの義務ありとす

第二項は他なし前項の場合に於て後の運送取扱人か前の運送取扱人に辨濟を爲したるときは實際上煩雜なる手数を省略するの利益あり從て民法上の代位訴權の規定を待たず當然前の運送取扱人の權利を取得せしむるも更に弊害なければなり

第二百二十六條 運送取扱人ガ運送人ニ辨濟ヲ爲シタルトキハ運送人ノ權利ヲ取得ス

第二百二十七條 運送取扱人ハ特約ナキトキハ自ラ運送ヲ爲スニトテ得此場

合ニ於テハ運送取扱人ハ運送人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第二百二十八條 運送取扱人ノ責任ハ荷受人カ運送品ヲ受取リタル日ヨリ一

年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ其引渡アルヘカリシ日ヨリ之ヲ起算ス

前二項ノ規定ハ運送取扱人ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第二百二十九條 運送取扱人ノ委託者又ハ荷受人ニ對スル債權ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第二百三十條 第二百二十八條及ヒ第二百四十三條ノ規定ハ運送取扱營業ニ之ヲ準用ス

以上第二百二十六條乃至第二百三十條は一讀明瞭ナリ故ニ説明を要せず

第八章 運送營業

第二百三十一條 運送人トハ陸上又ハ湖川、港灣ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

(註釋) 本條は運送人の定義を規定す抑も舊商法に於ては運送人とは陸上又は國內水上に於て商品其他の物の運送を營業とする商人なりと定義せりと雖ども改正商法は其範圍を廣汎ならしめ即ち物品の運送のみならず旅客の運送を業とする者も運送人なりと定義す

第一節 物品運送

第二百三十二條 荷送人ハ運送人ノ請求ニ因リ運送狀ヲ交付スルコトヲ要ス
運送狀ニハ左ノ事項ヲ記載シ荷送人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 運送品ノ種類、重量又ハ容積及ヒ其荷造ノ種類、個數並ニ記號
- 二 到達地

三 荷受人ノ氏名又ハ商號

四 運送狀ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

(註釋) 本條は荷送人は運送人の請求に因り必ずや運送狀を交付せざる可らざる旨及び其運送狀に記載する事項を列記したるに過ぎず而して第一號乃至第四號に列記の事項は説明の要なしと雖も運送狀とは如何なる者なるやに付ては些か説明の要あり運送狀とは運送取扱の契約證書なり即ち主として荷送人と運送人との間に於ける權利義務を明記したる者にして共通の効力ある證書に外ならず故に運送狀と貨物引換證とは異なれり即ち荷送人より發行する者を運送狀と謂ひ(本條に)運送人より發行する者を貨物引換證と謂ふ(次條に)要するに運送狀を交付する所以の者は後日紛争を生ずるか如き場合には唯一の證據として證明方法に供するを得るか故なり故に荷送人之に署名することを要すと規定したり

第二百二十三條 運送人ハ荷送人ノ請求ニ因リ貨物引換證ヲ交付スルコトヲ

要ス

貨物引換證ニハ左ノ事項ヲ記載シ運送人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 前條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項
- 二 荷送人ノ氏名又ハ商號
- 三 運送賃
- 四 貨物引換證ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

(註釋) 本條は運送人は荷送人の請求に因り貨物引換證を交付せざる可らざる義務及び貨物引換證に記載すべき事項を列記したる者なり尤も貨物引換證にも運送狀と同しく署名即ち運送人をして署名(運送狀の場合には荷送人之に署名すべし)せしめざる可らず

第二百三十四條 貨物引換證ヲ作りタルトキハ運送ニ關スル事項ハ運送人ト所持人トノ間ニ於テハ貨物引換證ノ定ムル所ニ依ル

本條は一讀明瞭なり因て之か説明を省く

第二百三十五條 裏書ニ依リテ貨物引換證ヲ讓渡シタルトキハ運送品ノ讓渡ト同一ノ效力ヲ有ス

(註釋) 元來貨物引換証は倉庫營業者の發行する預証券及び海上運送に於て船長の發行する船荷証書と其性質相類せり故に本條は荷受人の權利を保護すると共に貨物引換証の流通を圓滑ならしめんか爲めに規定したる者なると蓋し疑の存せざる所なり

第三百三十六條 運送品ノ全部又ハ一部カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルトキ

ハ運送人ハ其運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス若シ運送人カ既に其運送賃ノ全部又ハ一部ヲ受取リタルトキハ之ヲ返還スルコトヲ要ス

運送品ノ全部又ハ一部カ其性質若クハ瑕疵又ハ荷送人ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ運送賃ノ全額ヲ請求スルコトヲ得

(註釋) 本條に所謂「不可抗力に因り滅失したるとき」とは天災、事變等の爲めに運送品の滅失したる場合を云ふ此場合には運送人は運送品の全部たるを將た一部たるを問はず其運送賃を請求するを得ざるを原則とす從て運送人カ既に運送賃の全部又は一部を請取りたるときは當然之れか返還の義務あり

以上は運送品の全部又は一部カ不可抗力に因りて滅失したる場合なるも第二項は運送品の性質若

くは瑕疵(表見の瑕疵は勿論)又は荷送人の過失に因りて滅失したる場合に於て規定せり要するに斯る場合に於ては全く荷送人の負担すべき損害なるを以て運送人は其運送の爲めに供出せる勞務費用等の對價にして運送賃の全額を請求するを得へし仮令運送品の滅失カ全部なるを將た一部なるに論なく運送賃の全額請求權に付ては敢て影響を及ぼさざるなり

第三百三十七條 運送人ハ自己若クハ運送取扱人又ハ其使用人其他運送ノ爲

メ使用シタル者カ運送品ノ受取、引渡、保管及ヒ運送ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延着ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

(註釋) 本條は前きに説明したる運送取扱營業に關する第三百二十二條の規定と互に相表裏するの規定にして而も法理上亦同一の解釋を要するを以て説明を省略す

第三百二十八條 貨幣、有價證券其他ノ高價品ニ付テハ荷送人カ運送ヲ委託スルニ當タリ其種類及ヒ價額ヲ明告シタルニ非サレハ運送人ハ損害賠償ノ責ニ任セス

(註釋) 本條は貨幣、有價証券其他の高價品に關する運送人の損害賠償の義務に付て規定す

法文に所謂「貨幣」とは流通する所の金銀貨幣の如き類を謂ひ「有價証券」とは株券、手形、公債証券の如き類を謂ひ「高價品」とは貴金屬、寶石の如き類を謂ふ要する此等の者は荷送人か運送を委託するに當たり其種類及び價額を運送人に對し明かに知らしめたるときに非ざれば運送人は損害を賠償するの責任なきものなり

第三百二十九條 數人相次テ運送ヲ爲ス場合ニ於テハ各運送人ハ運送品ノ滅失毀損又ハ延着ニ付キ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

本條は説明を要せずして明かなり

第三百四十條 運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其引渡アルヘカリシ日ニ於ケル到達地ノ價格ニ依リテ之ヲ定ム
運送品ノ一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其引渡アリタル日ニ於ケル到達地ノ價格ニ依リテ之ヲ定ム但延着ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

運送品ノ滅失又ハ毀損ノ爲メ支拂フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ハ前二項ノ賠償額ヨリ之ヲ控除ス

(註釋) 本條は運送品の滅失、毀損、延着したる場合に於ける損害賠償の責任に付て規定す即ち第一項は運送品の全部滅失の場合に於ける損害賠償の額は如何なる時に於ける價格に依るべきかと云ふに其引渡あるヘカリシ日に於ける到達地の價格に依りて定むべき者となしたり蓋し此場合に於ける損害賠償は到達地の價格に依りて之を定む可きとは舊商法典及び多數の立法例の共に一致する所なるか故に本條も亦之等の立法例に倣ひ以て規定せり

第二項は運送品の一部滅失し又は毀損したる場合に於ける損害賠償の額は如何なる時に於ける價格に依るべきかに付て規定せり此場合には第一項の如く其引渡あるヘカリシ日に非ずして其引渡ありたる日に於ける到達地の價格に従ひて之を定むべき者とす若し運送品の延着したる場合に當りては第一項の規定を準用せざる可らず

第三項は運送品の滅失又は毀損の爲めに支拂ふことを要せざる運送賃其他の費用例へは立替費用の如きは以上二項の賠償額より之を控除す可き旨を規定したるなり

第三百四十一條 運送品が運送人ノ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ滅失又ハ

毀損シタルトキハ運送人ハ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

第三百四十二條 荷送人又ハ貨物引換證ノ所持人ハ運送人ニ對シ運送ノ中止、運送品ノ返還其他ノ處分ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ運送人ハ既ニ爲シタル運送ノ割合ニ應スル運送賃立替金及ヒ其處分ニ因リテ生シタル費用ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ定メタル荷送人ノ權利ハ運送品カ到達地ニ達シタル後荷受人カ其引渡ヲ請求シタルトキハ消滅ス

第三百四十三條 運送品カ到達地ニ達シタル後ハ荷受人ハ運送契約ニ因リテ生シタル荷送人ノ權利ヲ取得ス

荷受人カ運送品ヲ受取りタルトキハ運送人ニ對シ運送賃其他ノ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第三百四十四條 貨物引換證ヲ作りタル場合ニ於テハ之ト引換ニ非サレバ運

送品ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得ズ

第三百四十五條 荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ運送人カ荷送人ニ對シ相當ノ期間ヲ定メ運送品ノ處分ニ付キ指圖ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルモ荷送人カ其指圖ヲ爲ササルトキハ運送品ヲ競賣スルコトヲ得

運送人カ前二項ノ規定ニ從ヒテ運送品ノ供託又ハ競賣ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク荷送人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三百四十六條 前條ノ規定ハ運送品ノ引渡ニ關シテ爭アル場合ニ之ヲ準用ス

運送人カ競賣ヲ爲スニハ豫メ荷受人ニ對シ相當ノ期間ヲ定メテ運送品ノ受取ヲ催告シ其期間經過ノ後更ニ荷送人ニ對スル催告ヲ爲スコトヲ要ス

運送人ハ遲滞ナク荷受人ニ對シテモ運送品ノ供託又ハ競賣ノ通知ヲ發スル
コトヲ要ス

第三百四十七條 第二百八十六條第二項及ビ第三項ノ規定ハ前二條ノ場合ニ
之ヲ準用ス

第三百四十八條 運送人ノ責任ハ荷受人カ留保ヲ爲サスシテ運送品ヲ受取り
且運送賃其他ノ費用ヲ支拂ヒタルトキハ消滅ス但運送品ニ直チニ發見スル
コト能ハサル毀損又ハ一部滅失アリタル場合ニ於テ荷受人カ引渡ノ日ヨリ
二週間内ニ運送人ニ對シテ其通知ヲ發シタルトキハ此限ニ在ラス
前項ノ規定ハ運送人ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第三百四十九條 第三百二十四條、第三百二十五條、第三百二十八條及ヒ第三百
二十九條ノ規定ハ運送人ニ之ヲ準用ス
以上第三百四十條乃至第三百四十九條ノ規定ハ説明を要せざるなり

第二節 旅客運送

第三百五十條 旅客ノ運送人ハ自己又ハ其使用人ガ運送ニ關シ注意ヲ怠ラザ
リシコトヲ證明スルニ非サレハ旅客カ運送ノ爲メニ受ケタル損害ヲ賠償ス
ル責ヲ免ルルコトヲ得ス
損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付テハ裁判所ハ被害者及ヒ其家族ノ情況ヲ斟酌ス
ルコトヲ要ス

(註釋) 本條第一項は運送取扱營業に關する第三百二十二條及び運送に關する第三百三十七條の
規定と殆んど同一の解釋を要す第二項は第一項に規定したる所の損害賠償に付ては裁判所は被害
者及び其家族の情況を斟酌し以て其賠償額を定むべきなり

第三百五十一條 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ受ケタル手荷物ニ付テハ特
ニ運送賃ヲ請求セサルトキト雖モ物品ノ運送人ト同一ノ責任ヲ負フ
手荷物カ到達地ニ達シタル日ヨリ一週間内ニ旅客カ其引渡ヲ請求セサルト

キハ第二百八十六條ノ規定ヲ準用ス但住所又ハ居所ノ知レサル旅客ニハ催告及ヒ通知ヲ爲スコトヲ要セス

(註釋) 本條は旅客より引渡を受けたる手荷物に關する旅客運送人の責任を規定す夫れ旅客は旅行の途中又は到着地に於て自ら使用する物品あり或は其旅行の目的には商品の見本若くは雛形を攜帶するあり故に旅客にして手荷物なき場合は措て問はず苟も手荷物を引受けたるときは旅客運送人は之か爲め運送賃を受くる場合は勿論之を請求せざる場合と雖も物品の運送人と同一の責任を負はざる可らず

第二項の規定は説明を俟たずして明瞭なり

第三百五十二條 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ受ケサル手荷物ノ滅失又ハ毀損ニ付テハ自己又ハ其使用人ニ過失アル場合ヲ除ク外損害賠償ノ責ニ任セス

(註釋) 本條は旅客運送人は旅客より引受けざる手荷物に付ては假令其物が滅失し又は毀損するも雖とも賠償の責任なしとの旨を規定す旅客運送人か旅客より引受けざる手荷物とは旅客の自ら携

帶する物品を謂ふ故に其保管監護も亦た旅客自ら之に任す可きものにして旅客運送人は其責に任す可き者に非らず隨て手荷物の滅失し又は毀損することあるも旅客自身の過失にして旅客運送人は其責任を負擔せざるを原則とす然れども此原則に對しては例外あり則ち何人と雖ども自己の過失に付ては其責に任す可きは固より動す可らざる原理なるを以て自己又は其使用人に過失ある場合には旅客運送人は其責に任せざる可らず

第九章 寄託

(註釋) 寄託者とは當事者の一方か相手方の爲めに保管を爲すことを約して或る物を請取るに因りて其效力を生ずる者を謂ふ(民法第六百五十七條附著民法)而して本章に所謂寄託と民法上の寄託とは其範圍廣狹の差異あり再言すれば本章に所謂寄託とは單に商事に關する特別の規定に外ならざるなり

第一節 總則

第三百五十三條 商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受ケタルトキハ報酬ヲ

受ケサルトキト雖モ善良ナル管理者ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス

(註釋) 本條は商人か其營業の範圍内に於て寄託を受けたる場合に於ける注意の程度に付て規定す元來民法第六百五十九條に據れば無報酬にて寄託を受けたる者は受寄物の保管に付き自己の財産に於けると同一の注意を爲す責に任すと規定せりと雖とも商人か其營業の範圍内に於て寄託を受けたる場合には此民法上の原則に據らしむるを得ず何となれば民法上寄託を受けたる者の如きは好意に基づく者なりと雖とも商人か其營業の範圍内に於て寄託を受けたる場合の如きは必ずしも好意に基づきたる者なりと斷言するを得ず從て其注意の程度も異ならざるを得ざるは勢ひの然らしむる所なり故に商人は報酬を受けざるにと雖とも善良なる管理者の注意を爲す可き者と爲したる所以なり

法文に所謂「善良なる管理者の注意」とは注意深き人の通常盡す可き注意を謂ふ

第二百五十四條 旅店、飲食店、浴場其他客ノ來集ヲ目的トスル場屋ノ主人ハ客

ヨリ寄託ヲ受ケタル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタルコトヲ證明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ場屋中ニ携帯シタル物品カ場屋ノ主人又ハ其使用人ノ不注意ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ場屋ノ主人ハ損害賠償ノ責ニ任ス

客ノ携帶品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ告示シタルトキト雖モ場屋ノ主人ハ前二項ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

(註釋) 本條第一項は俗に所謂客商賣を爲す者は客より寄託を受けたる物品の滅失又は毀損に付き損害賠償の責任を負擔す可き旨を規定せり詳言すれば旅店の主人、飲食店の主人、浴場の主人其他客の來集を目的とする場屋の主人例へば寄席、劇場、新聞紙、雜誌若くは書籍の縦覽所等の主人は客より或る物品の寄託を受けたるときは其物品の滅失又は毀損に付き通常損害賠償の責を免かるゝことを得ざるを原則とす然れども其物品の滅失又は毀損に付き其不可抗力即ち天災事變等に因りたる旨の証明方法立ちたるときは之か責を免かるゝことを得へし

第二項は客か特に寄託せざる物品に對し場屋の主人か損害賠償の責任ある旨を規定せり例へば浴場の主人又は其使用人の不注意に因り客か入浴中に脱去せる衣類什器の滅失又は毀損したる場合

或は寄席の主人又は其使用人の不注意の爲めに來客か置き忘れたる煙草入、帽子、眼鏡、衣類等の物品か滅失又は毀損したる場合を謂ふ此の如き場合には浴場の主人或は寄席の主人等は其物品に對して損害賠償の義務を負擔せざる可らず

第三項は來客の携帶品か滅失又は毀損すると雖も責任を負はざる旨を告示したる場合に關して規定せり斯る告示は吾人か平素温泉場其他の各所に於て見聞する所なりと雖も場屋の主人は第一項及び第二項に掲けたる損害賠償の責任は絶対的免かるゝことを得ざる者と爲したり

第二百五十五條 貨幣、有價證券其他ノ高價品ニ付テハ客カ其種類及ヒ價額ヲ明告シテ之ヲ前條ノ場屋ノ主人ニ寄託シタルニ非サレハ其場屋ノ主人ハ其物品ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス

(註釋) 本條は運送取扱營業に關する第三百二十條運送營業に關する第三百三十八條の規定と殆んど其旨趣同一なれば茲に重複説明するの要なし

第二百五十六條 前二條ノ責任ハ場屋ノ主人ガ寄託物ヲ返還シ又ハ客カ携帶品ヲ持去リタル後一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ物品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ客カ場屋ヲ去リタル時ヨリ之ヲ起算ス

前二項ノ規定ハ場屋ノ主人ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

(註釋) 本條は前二條の損害賠償の責任に關する消滅時効に付て規定せりと雖も一讀明了なるを以て詳説の要なし

第二節 倉庫營業

(註釋) 倉庫營業に關する規定は舊商法典中に規定せざる所なり然れども近世商業の發達するや歐洲諸邦に於ても或は之を商法典中に規定せしめて特別法に譲り(佛列、白耳義、シエネーア)或は之を商法典中に規定するの國(葡、伊、太利)わり本邦に於ても晚近國運の進歩と共に商業益々發達し倉庫營業者なる者漸次増加の萌芽を顯はし來りたる以上は立法上之を等閑に附することを得ず况んや改正條約の實施と共に内外人間の商行爲は頻繁たらんとするに於てをや故に本法は舊商法典中に存せざるに拘はらず實際上の必要に迫り特に商法中本節の規定を爲したる所以なり

第三百五十七條 倉庫營業者トハ他人ノ爲メニ物品ヲ倉庫ニ保管スルヲ業トスル者ヲ謂フ

(註釋) 本條は倉庫營業とは如何なる者なるか之か定義を下したる者なり

第三百五十八條 倉庫營業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ預證券及ビ質入證券ヲ交付スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は寄託者は倉庫營業者に對して如何なる種類の証券の交付を請求することを得可きやに付て規定す而して之に關して歐洲の立法例二種あり一は寄託証券の交付のみを請求することを得るの主義、他は預証券及ビ質入証券の交付を請求することを得るの主義即ち是なり然らば本法は以上二主義の中何れの主義を採用したるかを謂ふに第一の主義に非らずして第二の主義を採用したり蓋し本邦從來の舊慣に據れば單に寄託証券のみ發行することを許したるか如しと雖も本法は實際上の便宜に鑑み寄託者の請求に基づき寄託物の預証券及ビ質入証券を交付することを要すと規定せり何となれば一方に於ては寄託物を質入し他方に於ては其後之を讓渡するか如き場合に極めて便利なればなり

第三百五十九條 預證券及ビ質入證券ニハ左ノ事項及ビ番號ヲ記載シ倉庫營業者之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 受寄物ノ種類、品質、數量及ビ其荷造ノ種類、個數竝ニ記號
- 二 寄託者ノ氏名又ハ商號
- 三 保管ノ場所
- 四 保管料
- 五 保管ノ期間ヲ定メタルトキハ其期間
- 六 受寄物ヲ保險ニ付シタルトキハ保險金額、保險期間及ビ保險者ノ氏名又ハ商號
- 七 證券ノ作成地及ビ其作成ノ年月日

(註釋) 本條は預証券及ビ質入証券に記載す可き要件を掲けたる者にして左の如し

第一、法文に所謂「受寄物の種類」とは例へば酒、生糸、茶の如き種類を謂ひ「品質」とは上、

中、下等若くは第一、第二、第三等、或は善、惡等の如き物品の性質を謂ひ「數量」とは何十貫、何匁、何瓦、何石、等の如きを謂ひ「其荷造の種類」とはこも包、油紙包、鑑詰、箱詰の如きを謂ひ「個數並に記號」とは何千個、何々記號の如きを謂ふ

第二、寄託したる者の氏名又は其もの、商號

第三、保管したる倉庫の場所例は東京市日本橋區蠣殻町何丁目何番地何々倉庫と記載するか如し

第四、保管料 例へは一ヶ月金何圓若くは一ヶ年金何十圓の保管料と記載するか如し

第五、保管の期間を定めたるときは其期間 例へは何年何月何日より何年何月何日迄向ふ何日間

若くは何ヶ月等と記載するか如し

第六、受寄物と保險に付したるときは其金額は勿論保險の期間及び保險者の氏名又は商號を記載せざる可らざること

第七、預證券及び質入證券は何れの地に於て作成したるか其土地及び其作成は何年何月何日なるかを記載せざる可らざること

是れなる其他預證券及び質入證券には番號を記載すへきは勿論倉庫營業者之に署名せざる可らざる可らざること

蓋し此種の証券たるや其性質流通証券の一種に外ならざるか故に裏書を以て譲渡若くは質入等を爲すとを得へきや第三百六十二條の規定に因りて明かなり

第三百六十條 倉庫營業者カ預證券及び質入證券ヲ寄託者ニ交付シタルトキ

ハ其帳簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 前條第一號、第二號及ヒ第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項

二 證券ノ番號及ヒ其作成ノ年月日

第三百六十一條 預證券及ヒ質入證券ノ所持人ハ倉庫營業者ニ對シ寄託物ヲ

分割シ且其一部分ニ對スル預證券及ヒ質入證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

此場合ニ於テハ所持人ハ前ノ預證券及ヒ質入證券ヲ倉庫營業者ニ返還スル

コトヲ要ス

前項ニ定メタル寄託者ノ分割及ヒ證券ノ交付ニ關スル費用ハ所持人之ヲ負

擔ス

第三百六十二條 預證券及ヒ質入證券ヲ作りタルトキハ寄託ニ關スル事項ハ

爲すとを得へきや第三百六十二條の規定に因りて明かなり

第三百六十條 倉庫營業者カ預證券及び質入證券ヲ寄託者ニ交付シタルトキ

ハ其帳簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 前條第一號、第二號及ヒ第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項

二 證券ノ番號及ヒ其作成ノ年月日

第三百六十一條 預證券及ヒ質入證券ノ所持人ハ倉庫營業者ニ對シ寄託物ヲ

分割シ且其一部分ニ對スル預證券及ヒ質入證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

此場合ニ於テハ所持人ハ前ノ預證券及ヒ質入證券ヲ倉庫營業者ニ返還スル

コトヲ要ス

前項ニ定メタル寄託者ノ分割及ヒ證券ノ交付ニ關スル費用ハ所持人之ヲ負

擔ス

第三百六十二條 預證券及ヒ質入證券ヲ作りタルトキハ寄託ニ關スル事項ハ

倉庫營業者ト所持人トノ間ニ於テハ其證券ノ定ムル所ニ依ル

第二百六十二條 預證券及ヒ質入證券ヲ作りタルトキハ寄託物ニ關スル處分ハ其證券ヲ以テスルニ非サレハ之ヲナスコトヲ得ス

以上第二百六十條乃至第三百六十三條の規定は説明を要せず

第二百六十四條 預證券及ヒ質入證券ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡シ又ハ之ヲ質入スルコトヲ得但證券ニ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

預證券ノ所持人カ未タ質入ヲ爲ササル間ハ預證券及ヒ質入證券ハ各別ニ之ヲ讓渡スコトヲ得ス

(註釋) 本條第一項は預證券及ヒ質入證券に裏書を禁ずる旨を記載せざるときは其證券は記名式なるるときと雖も裏書に依りて之を讓渡し又は質入するを得べし是れ即ち流通証券の性質として當然の規定たり

第二項は他なし預證券及ヒ質入證券は各別に發行するを得へき以上は之を讓渡すに當りても亦た各別に爲さる可らざるや明かなり然れども預證券の所持人カ未タ質入を爲さる間に二者を各別に讓渡すを得せしむるの必要なのみならず却て法律關係を錯雜ならしむるの恐あるを以て茲に至適の制限を附したり

第二百六十五條 第三百二十五條ノ規定ハ預證券ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條は運送營業に關する第三百二十五條の規定は預證券の場合にも之を準用す可きものとす

第二百六十六條 預證券又ハ質入證券カ滅失シタルトキハ其所持人ハ相當ノ擔保ヲ供シテ更ニ其證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ倉庫營業者ハ其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

(註釋) 預證券又は質入證券か或る事由に依りて滅失したる場合には其所持人は寄託物に付き一切の處分を爲すを得ず何となれば倉庫營業者と所持人との間に於ては寄託に關する事項は其証券の定むる所に據らざる可らざるか故に更に其証券の交付を受くるに非らざれば寄託物を處分する

ことを得ざるものとす然りと雖も此場合に直ちに其証券を交付するの義務を倉庫營業者に負擔せしむるときは動もすれば同一の寄託物に付き二個以上の証券流通の現象を呈し爲めに倉庫營業者は重ねて幾回にても受寄物引渡の請求を受くるか如き結果を生ずるに至る故に本條は一方に於ては預証券又は質入証券の所持人より相當の擔保を供せしめ倉庫營業者を保護し他方に於ては直ちに証券の交付を求むることを得せしめ即ち其滅失と爲りたる証券の所持人の便宜を圖りたり而して此場合に於ては後日の証據を存する爲め必要あるを以て倉庫營業者をして其旨を帳簿に記載せざる可らざる者と爲したるや疑の存せざる所なり

第二百六十七條 質入證券ニ第一ノ質入裏書ヲ爲スニハ債權額、其利息及ヒ辨濟期ヲ記載スルコトヲ要ス

第一ノ質權者カ前項ニ掲ケタル事項ヲ預證券ニ記載シテ之ニ署名スルニ非サレハ質權ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

註釋) 本條第一項は質入証券の裏書要件を定む蓋し質入裏書せられたる質入証券の所持人は更に裏書に依りて流通例へは其証券を讓渡すことを得へし故に其所持人の權利の範圍を確定せんか爲

めに第一の質入裏書を爲すには債權額、其利息及ヒ辨濟期を記載せざる可らざる者と爲したり

然らば質入証券は裏書のみにて第三者に對抗することを得可きやと云ふに決して然らず若し此裏書のみにて其質權を以て第三者に對抗することを得可き者とせんか預証券の所持人は質權の效力の波及する所を知らざるを以て意外の損失を招くの虞れあるのみならず質入証券の所持人にして現出せざるときは預証券の所持人は永久寄託物の返還を請求することを得ざるへし故に第二項は第一の質權者か債權額其利息及ヒ辨濟期を預証券に記載して之に署名するに非らざれば其質權を以て第三者に對抗するの效力を生ぜざる者としたり

第二百六十八條 質入證券ノ所持人カ辨濟期ニ至リ支拂ヲ受ケサルトキハ手形ニ關スル規定ニ從ヒテ拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

第二百六十九條 質入證券ノ所持人ハ拒絕證書作成ノ日ヨリ一週間ヲ經過シタル後ニ非サレハ寄託物ノ競賣ヲ請求スルコトヲ得ス

第二百七十條 倉庫營業者ハ競賣代金ノ中ヨリ競賣ニ關スル費用、受寄物ニ課スヘキ租税、保管料其他保管ニ關スル費用及ヒ立替金ヲ控除シタル後其殘額

ヲ質入證券ト引換ニ其所持人ニ支拂フコトヲ要ス
競賣代金ノ中ヨリ前項ニ掲ケタル費用、租税、保管料、立替金及ヒ質入證券所
持人ノ債權額、利息拒絶證書作成ノ費用ヲ控除シタル後餘剩アルトキハ倉
庫營業者ハ之ヲ預證券ト引換ニ其所持人ニ支拂フコトヲ要ス

第三百七十一條 競賣代金ヲ以テ質入證券ニ記載シタル債權ノ全部ヲ辨濟ス
ルコト能ハサリシトキハ倉庫營業者ハ其支拂ヒタル金額ヲ質入證券ニ記載
シテ其證券ヲ返還シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第三百七十二條 質入證券ノ所持人ハ先ツ寄託物ニ付キ辨濟ヲ受ケ尙ホ不足
アルトキハ債務者其他ノ裏書人ニ對シテ其不足額ヲ請求スルコトヲ得

第三百七十三條 質入證券ノ所持人カ辨濟期ニ至リ支拂ヲ受ケサリシ場合ニ
於テ拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキ又ハ拒絶證書作成ノ日ヨリ二週間内ニ
寄託物ノ競賣ヲ請求セサリシトキハ裏書人ニ對スル請求權ヲ失フ

第三百七十四條 債務者其他ノ裏書人ニ對スル質入證券所持人ノ請求權ハ辨
濟期ヨリ一年間之ヲ行ハサルトキハ时效ニ因リテ消滅ス

第三百七十五條 寄託者又ハ預證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營
業者ニ對シテ寄託物ノ點檢若クハ其見本ノ摘出ヲ求メ又ハ其保存ニ必要ナ
ル處分ヲ爲スコトヲ得

質入證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點
檢ヲ求ムルコトヲ得
以上八ヶ條は簡明なるか故に別に説明するの要なし

第三百七十六條 倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人カ受寄物ノ保管ニ關シ注意
ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ
責ヲ免ル、コトヲ得ス

(註釋) 凡そ寄託者又は預證券の所持人より倉庫營業者に對して寄託する物品は通例商品なり蓋シ

商品なる者は預証券の裏書譲渡に依りて隨意に之を流通するを得べき性質を有す何となれば倉庫營業者の保管する物品に對して寄託者又は預証券の所持人は當然權利を有すればなり故に營業時間内は何時にても倉庫營業者に對して物品の點檢又は其見本の抽出を求むることを得べきや法理上其當を得たる者と謂はざる可らず夫れ斯の如く寄託者又は預証券の所持人は寄託物に對して權利を有する以上は何時にても寄託物の保存に必要な處分行爲を爲すことを得べきや是亦法理上其當を得たる者と謂ふべし

然らば質入証券の所持人は如何と云ふに他なし質入証券の所持人は寄託物に依りて自己の債權を擔保せらるゝものなり故に營業時間内たる以上は何時にても倉庫營業者に對して物品の點檢を求むるの權利あると寄託者又は預証券の所持人と異なることなし然れども質入証券の所持人は寄託者又は預証券の所持人と異なり寄託物の見本の抽出を求め又は其保存に必要な處分を爲すの權利を有せざるなり

法文に所謂「質入証券の所持人」とは質債權者の義なり

第二百七十七條 倉庫營業者ハ受寄物出庫ノ時ニ非サレハ報酬及ヒ立替金其

他受寄物ニ關スル費用ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス但受寄物ノ一部出庫ノ場合ニ於テハ割合ニ應シテ其支拂ヲ請求スルコトヲ得

第二百七十八條 當事者が保管ノ期間ヲ定メサリントキハ倉庫營業者ハ受寄物入庫ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル後ニ非サレハ其返還ヲ爲スコトヲ得ス但己ムコトヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス

第二百七十九條 預証券及ビ質入証券ヲ作りタル場合ニ於テハ之ト引換ニ非サレハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ズ

第二百八十條 預証券ノ所持人ハ質入証券ニ記載シタル債權ノ辨濟期前ト雖モ其債權ノ全額及ヒ辨濟期マテノ利息ヲ倉庫營業者ニ供託シテ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ定規ニ從ヒテ供託シタル金額ハ質入証券ト引換ニ之ヲ其所持人ニ支拂フコトヲ要ス

第三百八十一條 第二百八十六條ノ規定ハ寄託者又ハ預證券ノ所持人カ寄託

物ヲ受取ル事ヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第三百八十二條 第三百四十八條ノ規定ハ倉庫營業者ニ之ヲ準用ス

以上第三百七十七條乃至第三百八十二條ハ簡明に付説明を省ク

第三百八十三條 寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル庫倉營業者ノ責任

ハ出庫ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ倉庫營業者カ預證券ノ所持

人、若シ其所持人カ知レサルトキハ寄託者ニ對シテ其滅失ノ通知ヲ發シタル

日ヨリ之ヲ起算ス

前二項ノ規定ハ倉庫營業者ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

(註釋) 本條ハ倉庫營業ノ短期時効及ヒ其起算點に關して規定セリ蓋シ倉庫營業に付ても亦運送取

扱營業に關する第三百二十八條と同一の理由に依り寄託物の滅失又は毀損等より生ずる倉庫營業

の責任に付き惡意なき場合に限り特に短期時効及ヒ其起算點を定むるの要あり是本條の規定ある
所以なり

第十章 保險

(總說) 本章は之を大別して二となし一を損害保險と謂ひ(第一節に規定せる者)他を生命保險と謂
ふ(第二節に規定せる者)故に本章に所謂保險とは此二者に限り海上保險の如きは第五編海商の部
に規定したるを以て本章中に包含せざるなり

抑も保險の契約に屬す可き者なるとは何人も知る所なるを以て強て説明するの要なし故に余は左
に保險の特質のみを説明せん

第一 保險には填補の性質伴ふ者なり 抑も保險カ商業社會に發達し世人より重んぜらるゝ所
以は何そや他なし全く填補の目的を達せんか爲に外ならず填補とは實際蒙りたる損失を賠償す
るの義なり故に保險は決して填補の目的以外に使用すとなし從て世に填補の性質伴はざる保險
ありとせんか是れ保險に非らずして賭博なり蓋し保險と賭博との間に於ける區別の要點は填補
の性質を具ふるや否やにあり故に填補の性質伴はざる者は法律上保險と稱することを得ず

第二 保險には條件の附帯することを要す 保險契約の條件附帯とは危険を冒すてふ條件の附帯
 こととし例へば横濱より香港に向て航海せんとする漁船に保險を附したりと假定せんか此場合
 には漁船の危険を冒す時即ち其漁船が横濱を了り横濱港を出帆する時より直ちに其効力を生ず
 るか如し要するに此危険を冒すてふ條件たるや我商法の精神のみならず歐米諸邦の保險法の共
 に認識する處なればなり

第三 保險は射俸の契約なり 保險契約は射俸の性質を有する契約なり射俸契約は當事者
 の一方が利益を得他方が損失を蒙るの結果を生ずる者を謂ふ例へば余か家屋を毎月百圓の保險
 料を以て一ヶ年間二萬圓の火災保險に付したりとせん乎此場合に於て其家屋が一ヶ年内に火災
 に罹らされは余は一ヶ年の保險料即ち千二百圓を損失し保險者は千二百圓を利益すへし然るに
 一ヶ年内に其建物火災の爲めに燒燼せんか保險者は僅かに千二百圓の保險料を得たるのみにて
 二萬圓を圓を支拂はざる可らず余は僅かに千二百圓を失ふて二萬圓の保險金を得べし是れ保險
 なる者は法律上射俸契約に屬するを以てなり
 其他保險契約は普通の契約よりも誠意を要すべきは勿論なり(ボロツク氏及ヒアン)

第一節 損害保險

第一款 總則

第三百八十四條 損害保險契約ハ當事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リ
 テ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與
 フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

(註釋) 本條は損害保險契約の定義を定む例へば當時者の一方が火災、地震、水害、暴風の如き偶
 然なる一定の事故に因りて生ずることある可き損害に付し填補即ち補償することを約し他方加之に
 報酬(例へば保險料の如き)を與ふることを約するに因りて効力を生ずる者を損害保險契約と云ふ
 第三百八十五條 保險契約ハ金錢ニ見積ルコトヲ得ヘキ利益ニ限り之ヲ以テ
 其目的ト爲ヌコトヲ得

(註釋) 抑も利益には金錢に見積ることを得る者と否らざる者とあり(民法第三百九十九條參照)と雖ども損害保
 險契約に付ては特に金錢に見積ることを得へし利益のみに限り保險を附することを得へしと否らざる

る者は決して保険に附することを得ず故に夫の愛情の如き又は精神上の快樂の如きは到底金錢に見積ること能はざる者なれば保険に附することを得ざるや疑なし例へば親子の愛情の如き夫妻の愛情の如きを以て十萬圓の愛情なりとか五萬圓の愛情なりとか云ふか如き金錢を以て計算することを得ず又角力、芝居等を見るときは成程精神に快樂を感じるも其快樂たるや二十五錢の愉快なりとか五十錢の愉快なりとか云ふ如く金錢を以て評價することを得ず要するに本條は金錢に評價することを得可き利益にあらざれば保險契約の目的と爲すことを得ざる者と爲したるなり

第三百八十六條 保險金額カ保險契約ノ目的ノ價額ニ超過シタルトキハ其超過シタル部分ニ付テハ保險契約ハ無効トス

(註釋) 本條は超過保險に關する規定なり例へば保險契約の目的の價額が一萬圓なるに拘はらず之を二萬圓の保險に附したる場合の如し此場合には保險契約全部無効に非らずして單に保險契約の目的の價額に超過したる部分のみ無効なりとせり蓋し超過保險の無効なる所以は他なし所謂填補の性質を帯ひざるか故に法律上無効となる從て、之を結果より觀察する時は一萬圓の價額の者を二萬圓の保險に附するは猶一萬圓の價額のものを一萬圓の保險に附すると理論上擇ふ所なきなり

第三百八十七條 同一ノ目的ニ付キ同時ニ數個ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其保險金額カ保險價額ニ超過シタルトキハ各保險者ノ負擔額ハ其各自ノ保險金額ノ割合ニ依リテ之ヲ定ム

數個ノ保險契約ノ日附ガ同一ナルトキハ其契約ハ同時ニ爲シタルモノト推定ス

(註釋) 本條第一項に「同一の目的物に付き同時に數個の保險契約を爲したる場合」とは假りに例へば火災保險に採り之を説明せんは一の家屋に付き同時に甲の保險會社にも保險に付し乙の保險會社にも保險に付し丙の保險會社にも保險に付したる場合なり此場合には其保險金額カ保險契約の目的物たる家屋の價額に超過したるときは各保險者の負擔額は其各自の保險を付したる金額の割合に應じて之を定めざる可らず換言すれば超過保險として無効となる可き部分は各自の保險金額に比例して之を分配せざる可らず

第二項に所謂「數個の保險契約の日附ガ同一なるとき」とは前例の甲の保險會社に保險を付したる日附も、乙の保險會社に保險を付したる日附も、丙の保險會社に保險を附したる日附も同一な

りし場合に外ならず此場合には法律は同時に爲したる者と推定す從て其日附が異時に爲したりとの反証あるときは其推定を打破するを得可きや明かなり

第三百八十八條 相次テ數個ノ保險契約ヲ爲シタルトキハ前ノ保險者先ツ損害ヲ負擔シ若シ其負擔額カ損害ノ全部ヲ填補スルニ足ラサルトキハ後ノ保險者之ヲ負擔ス

(註釋) 同時に數個の保險を爲したる場合(前條の規定)と相次て數個の保險契約を爲したる場合とは實際上適用すべき規定を異にすへき必要あるを以て即ち本條は相次て數個の保險契約を爲したる場合に於ける各保險者の損害負擔部分を定むる方法に付て規定したる者なり

第三百八十九條 保險價額ノ全部ヲ保險ニ付シタル後ト雖モ左ノ場合ニ限り更ニ保險契約ヲ爲スコトヲ得

- 一 前ノ保險者ニ對スル權利ヲ後ノ保險者ニ讓渡スコトヲ約シタルトキ
- 二 前ノ保險者ニ對スル權利ノ全部又ハ一部ヲ拋棄スヘキコトヲ後ノ保險者ニ約シタルトキ

三 前ノ保險者カ損害ノ填補ヲ爲ササルコトヲ條件トシタルトキ

(註釋) 本條は舊商法中に規定せざる所なり然るに本法は實際上の便宜に鑑み保險價額の全部を保險に付したる後と雖も更に保險契約を爲すことを得べき場合を列記せり是れ本條第一號乃至第三號の如き場合は往々實際に於て起生すへき事項なればなり

第三百九十條 同時ニ又ハ相次テ數個ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ保險者ノ一人ニ對スル權利ノ拋棄ハ他ノ保險者ノ權利義務ニ影響ヲ及ホサス

(註釋) 本條は同時に數個の保險契約を爲したる場合なると又は相次て數個の保險契約を爲したる場合なるとを問はず保險者の一人に對する權利の拋棄は他の保險者の權利義務に對して毫も影響を及ぼすことなし是れ本法は各保險契約を以て獨立なる者と看做したるか故なり

第三百九十一條 保險價額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ負擔ハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

(註釋) 本條は不足保險に關して規定す凡そ不足保險に關する効力の範圍に付ては古來より三個の學說あり第一、不足保險の金額は保險者の賠償す可き最高額を示したるものなりとの說第二、不

足保險の金額は保險者が責任を有せざる可き額を示したる者なりとの説第三、不足保險の金額は保險者が責任を有せざる可き額を示したるものなりとの説第四、不足保險の金額は保險者の賠償す可き金額の比例を示したる者なりとの説是なり然らば我商法は以上の學說中何れの説を採用したるかど謂へば第一説及び第二説の折衷説たる第三説を襲ひたる者なると論なし今本條の規定に従ひ平易に之を例解せん夫の一萬圓の價ある家屋を五千圓にして保險に付したる場合にして此場合に保險者の負擔は保險金額の保險價格に對する割合即ち五千圓の賠償を爲さざる可からず又一萬圓の價格ある家屋を五千圓にて保險に付したる場合に當り二千圓の損害を生したるときは保險者の保險額と被保險者の負担額とを折半し各其一半を負担すへし即ち保險者は一千圓、被保險者は一千圓を負担せざる可らず

第二百九十二條 保險價額ガ保險期間中著シク減少シタルトキハ保險契約者ハ保險者ニ對シテ保險金額及ヒ保險料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得但保險料ノ減額ハ將來ニ向テノミ其効力ヲ生ズ

第二百九十三條 保險者カ填補スヘキ損害ノ額ハ其損害カ生シタル地ニ於ケ

ル其時ノ價額ニ依リテ之ヲ定ム

前項ノ損害額ヲ計算スルニ必要ナル費用ハ保險者之ヲ負擔ス

第二百九十四條 當事者カ保險價額ヲ定メタルトキハ保險者ハ其價額ノ著シク過當ナルコトヲ證明スルニ非サレハ其填補額ノ減少ヲ請求スルコトヲ得ス

第二百九十五條 戰爭其他ノ變亂ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保險者之ヲ填補スル責ニ任セス

第二百九十六條 保險ノ目的ノ性質若クハ瑕疵其自然ノ消耗又ハ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保險者之ヲ填補スル責ニ任セス

以上第二百九十二條乃至第二百九十六條の規定は説明を要せず

第二百九十七條 保險契約ノ當時當事者ノ一方又ハ被保險者カ事故ノ生セサ

ルヘキコト又ハ既ニ生シタ當ルコトヲ知レルトキハ其契約ハ無効トス
(註釋) 本條は保險契約の無効に關する規定なり即ち當事者の一方又は被保險者は保險契約を爲すの當時左に掲ぐる場合に限りて無効トス

第一 事故の發生せざる可きことを知れるとき

第二 既に事故の發生したることを知りたるとき

是なり之に反して當事者の一方又は被保險者が事故の發生せざるべきこと又は既に發生したることを知らざる場合には其保險契約は有効たりと信す

第二百九十八條 保險契約ノ當時保險契約者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケヌ又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキハ其契約ハ無効トス但保險者カ其事實ヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條は前條の規定と同しく保險契約の無効たる可き場合換言すれば保險契約に特殊なる一種の義務(告知)に付て規定したる者にして左の場合に限り保險契約無効なることを知らざる可らず

第一、惡意を以て重要な事實を告げざるとき

第二、重大なる過失に因り重要な事實を告げざるとき

第三、重要な事項に付き不實の事を告げたるとき

是なり要するに保險契約者は保險契約を取結ぶの際以上三個の告知義務あるに拘らず之を告知せざるときは其契約は無効たるを原則トす然れども保險者が契約を爲すに當り既に其事實を知るか又は之を知ることを得へかりし場合には無効トす可き理由なし故に本條は特に但書の規定を設けたる所以なり

第二百九十九條 保險契約ノ全部又ハ一部カ無効ナル場合ニ於テ保險契約者及ヒ被保險者カ善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ保險者ニ對シテ保險料ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第四百條 保險契約ノ當事者カ特別ノ危険ヲ斟酌シテ保險料ノ額ヲ定メタル場合ニ於テ保險期間中其危険カ消滅シタルトキハ保險契約者ハ將來ニ向テ保險料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

前條及び本條の規定は説明を俟たずして明かなり

第四百一條 保險契約ハ他人ノ爲メニモ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ保險契約者ハ保險者ニ對シ保險料ヲ支拂フ義務ヲ負フ

(註釋) 夫れ保險契約は自己の爲めのみならず他人の爲めにも保險に付すことを得るを以て本則とす例へは余か自己の所有に屬する家屋のみならず妻又は子女の特有財産に付ても保險に付すことを得へし此場合には保險契約者は保險者に對して必ずや保險料支拂の義務を有す是れ本條の規定に依りて明白なり

第四百二條 保險契約者カ委任ヲ受ケズシテ他人ノ爲メニ契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其旨ヲ保險者ニ告ゲザルトキハ其契約ハ無効トス若シ之ヲ告ケタルトキハ被保險者ハ當然其契約ノ利益ヲ享受ス

(註釋) 本條は委任を受けずして他人の爲めに保險契約を爲す場合には所謂賭博を行ふ手段と爲るへき弊害あり故に保險契約者か保險者に對し其旨を告知せざるときは法理上保險契約を無効と爲ざる可らず若し保險者に對し委任を受けずして他人の爲めに契約を爲す旨を告知したるときは

其保險契約者か商行爲の代理人たると否とに拘はらず被保險者をして當然其契約の利益を享受せしめざる可らず

第四百三條 保險者ハ保險契約者ノ請求ニ因リ保險證券ヲ交付スルコトヲ要ス

- 保險證券ニハ左ノ事項ヲ記載シ保險者之ニ署名スルコトヲ要ス
- 一 保險ノ目的
 - 二 保險者ノ負擔シタル危險
 - 三 保險價額ヲ定メタルトキハ其價額
 - 四 保險金額
 - 五 保險料及ヒ其支拂ノ方法
 - 六 保險期間ヲ定メタルトキハ其始期及ヒ終期
 - 七 保險契約者ノ氏名又ハ商號

八 保險契約ノ年月日

九 保險證券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

(註釋) 本條は保險證券の交付及び保險証券に列記す可へき事項に付て規定したるに過ぎず蓋し保險証券なるものは証明の方法として最も便宜なるのみならず從來に於ても保險者は亦之を發行し來りたるは争ふ可らざるの慣習なり故に保險契約者より之か交付を請求するに當りては保險者は保險証券を交付せざる可らざる者とし且つ其証券には保險者は之に署名する義務あり而して保險証券に列記すへき事項(第一號乃至第九號)の何たることは一々事例を擧げて説明するの要なきを以て説明を省く

第四百四條 被保險者カ保險ノ目的ヲ讓渡シタルトキハ同時ニ保險契約ニ因

リテ生シタル權利ヲ讓渡シタルモノト推定ス

前項ノ場合ニ於テ保險ノ目的ノ讓渡カ著シク危險ヲ變更又ハ増加シタルト

キハ保險契約ハ其効力ヲ失フ

(註釋) 被保險者カ保險の目的を讓渡したる場合には通常被保險利益を失ひ讓受人は之を取得する

に至る可し元來保險の効用は被保險利益を確保するにあり詳言すれば被保險者カ保險の保護を受ける所以は保險契約の當時に於て被保險利益を有せざる可らざるのみならず損失の當時に於ても亦均しく被保險利益を有せざる可らず何となれば契約の當時被保險利益を有せされは取りも直さず被保險利益を有せざる者の契約にして賭博保險を取結ひたるに歸著するか故に無効なり又損失の當時被保險利益を有されは危險の爲めに自ら損害を蒙りたるものに非されは保險者に對して賠償を求むる理由なし若し之を求むるを得へしとすれば所謂填補の性質に背く可ければなり是故に被保險者カ保險契約を取結ひたる後其保險の目的を他人に讓渡したるときは多くの場合に於ては之れと同時に保險契約上の權利も共に伴ふ可さか故に本條第一項の規定ある所以なり

第二項は保險の目的の讓渡が著しく危險を變更し又は増加したるに付て規定せり此場合には前項の推定を爲すの理由なきを以て保險契約は其効力を生ぜざるなり

第四百五條 保險者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保險契約者ハ相當ノ擔保

ヲ供セシメ又ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ保險契約者カ契約ノ解除ヲナシタルトキハ其解除ハ將來

ニ向テノミ其効力ヲ生ス

前二項ノ規定ハ保險契約者カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス但保險契約者カ既ニ保險料ノ全部ヲ支拂ヒタルトキハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條は保險者カ破産ノ宣告を受けたる場合に關して規定す抑も保險者カ債務を完済する能はざるか爲め遂に破産ノ宣告を受けたるか如き場合には保險契約者は保險者に對して二個の方法あり一は相當なる擔保を供せしむると他は契約の解除を爲すと即ち是なり而して保險契約者は此二個の内何れにても適用するを得へし從て保險契約者カ契約の解除を爲したる場合に於ける効力を定めざる可からざる必要あり此場合には既往に遡りて効力を生ずべきか若くは單に將來に對してのみ効力を生ずべきかと云ふに本條は將來即ち保險契約解除以後に對してのみ効力を生ずべき者とせり

以上の場合は保險者カ破産ノ宣告を受けたる場合のみならず保險契約者カ破産ノ宣告を受けたる場合にも亦た之を準用せざる可らず然れども保險契約者カ既に保險料を支拂ひたる場合には前二項の規定を準用することなし

第四百六條 他人ノ爲メニ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ保險契約者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保險者ハ被保險者ニ對シテ保險料ヲ請求スルコトヲ得但被保險者カ其權利ヲ拋棄シタルトキハ此限ニ在ラス

第四百七條 保險者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保險契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第四百八條 保險者ノ責任カ始マル前ニ於テ保險契約者又ハ被保險者ノ行爲ニ因ラスシテ保險ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付キ保險者ノ負擔ニ歸スヘキ危險カ生セサルニ至リタルトキハ保險者ハ保險料ノ全部又ハ一部ヲ返還スルコトヲ要ス

第四百九條 前二條ノ場合ニ於テハ保險者ハ其返還スヘキ保險料ノ半額ニ相當スル金額ヲ請求スルコトヲ得

以上第四百六條乃至第四百九條の規定は説明を俟たずして明かなり

第四百十條 保險期間中危險カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘキ事由

ニ因リテ著シク變更又ハ増加シタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フ

(註釋) 本條は保險期間中と雖も保險契約の効力を失ふ可き場合に付て規定す夫れ保險者カ契約を取結ムに當りては通例危險の性質、程度を熟知して之を爲せり故に保險期間中に危險カ保險契約者又は被保險者の責に歸すヘキ事由に因りたるるときと雖も少しく變更するか如き又は少しく増加したるか如き場合には其契約は効力を失ふとなきは當然の事たり何となれば危險は時々刻々に少許の變更又は増加を生ずるものなるを以て若し之を理由として保險契約の効力を失はしむる者とせんか恐くは總ての保險契約は締結すると雖も有名無實に歸し終はらんのみ茲に於て平本條は危險カ保險者又は被保險者の責に歸す可き事由に因りて著しく變更したるとき又は増加したるときに限り保險契約は其効力を失ふ可き者と定めたり

第四百十一條 保險期間中危險カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘカラ

サル事由ニ因リテ著シク變更又ハ増加シタルトキハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但其解除ハ將來ニ向ツテノ効力ヲ生ス

前項ノ場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ危險ノ著シク變更又ハ増加シタルコトヲ知リタルトキハ遲滯ナク之ヲ保險者ニ通知スルコトヲ要ス若シ其通知ヲ怠リタルトキハ保險者ハ危險ノ變更又ハ増加ノ時ヨリ保險契約カ其効力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

保險者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危險ノ變更若クハ増加ヲ知リタル後遲滯ナク契約ノ解除ヲ爲ササルトキハ其契約ヲ承認シタルモノト看做ス

(註釋) 前條は保險契約の効力を失ふヘキ場合に付て規定せりと雖も本條は保險契約の解除に關する規定なり蓋し前條の理由と同じく保險者は危險の性質程度を熟知して後契約を取結ぶ者なるか故に保險期間中に危險カ保險契約者又は被保險者の責に歸すヘキ事由に因りたるときのみならず其危險カ保險契約者又は被保險者の責に歸すヘキ事由に因りたるるときと雖も少しく變更し又は少しく増加したるか如き場合には契約の解除をなすを得ざるは當然の事たり何となれば危險は一定不動の者にあらずして時々刻々少許の變更又は増加を生ずるとあるは到底免かるゝことを得ず故に危險カ保險者又は被保險者の責に歸すヘキ事由に因り著しく變更し又増加したる場

合にのみ保険者は其契約を解除するを得べきなり然れども此場合に於ける解除の効力は既往に遡りて効果を發生すべき者と爲すときは種々の弊害を醸生するの恐れあるを以て其契約解除の効力は將來に向てのみ有效なりとせり是れ蓋し至當の規定と謂つ可し

第二項は第一項の場合に於ける通知義務に付て規定す凡そ保險者は常に危険の變更又は増加するとなきや否やに注意すと雖ども之を知ること極めて難きも之に反して保險契約者及び被保險者は容易に危険の變更又は増加を知るとを得る地位に存在せり故に保險契約者及び被保險者は之を知りたるときは速かに通知せざる可らざる義務ありとせり從て此通知義務を怠りたるときは制裁なるへからず、されは本項末段は「保險者は危険の變更又は増加の時より保險契約か其効力を失ひたる者と看做すことを得」と定めたり

第三項は保險者か前項の通知を受け又は危険の變更若くは増加を知りたるに拘はらず速かに解除權を放棄したる者と看做すことを得へし故に其契約を承認したる者と看做すと規定したる所以なり

第四百十二條 保險者ノ負擔シタル危険ノ發生ニ因リテ損害カ生シタル場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ其損害ノ生シタルコトヲ知りタルトキハ遲滯ナク保險者ニ對シテ其通知ヲ發スルコト要ス

(註釋) 本條は前條及び第三百九十八條の規定と相俟て所謂告知義務を規定したる者なり

第四百十三條 保險ノ目的ニ付キ保險者ノ負擔スヘキ損害カ生シタルトキハ其後ニ至リ其目的カ保險者ノ負擔セサル危険ノ發生ニ因リテ滅失シタルトキト雖モ保險者ハ其損害ヲ填補スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

(註釋) 本條は保險の目的に付き保險者の負擔すべき損害か生したるときは保險者は其損害を填補せざる可らざるは勿論の事たりと雖ども其目的か後に至り保險者の負擔せざる危険の發生の爲めに滅失したる場合にも尙ほ保險者は其填補の責任を免かるゝことを得ざる旨趣を定めたる者なり

第四百十四條 被保險者ハ損害ノ防止ヲカムルコトヲ要ス但之カ爲メニ必要又ハ有益ナリシ費用及ヒ填補額カ保險金額ニ超過スルトキト雖モ保險者之ヲ負擔ス

第三百九十一條ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條第一項は被保險者は損害の生せんとするの恐あるときは之か防止を力むることを要する旨を規定せり尤も損害の防止の爲めに必要なる費用又は有益なりし費用及び填補額か保險に附

したる金額を超過する場合と雖も保險者之が義務を負担せざる可らず

第二項は不足保險に關する第三百九十條の規定は本條第一項但書の場合に之を準用すべきものと規定したるに過ぎず

第四百十五條 保險ノ目的ノ全部カ滅失シタル場合ニ於テ保險者カ保險金額ノ全部ヲ支拂ヒタルトキハ被保險者カ其目的ニ付キ有セル權利ヲ取得ス但保險價額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ權利ハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第四百十六條 損害カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險者カ被保險者ニ對シ其負擔額ヲ支拂ヒタルトキハ其支拂ヒタル金額ノ限度ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ第三者ニ對シテ有セル權利ヲ取得ス
保險者カ被保險者ニ對シ其負擔額ノ一部ヲ支拂ヒタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テノミ前項ニ定メタル權利ヲ行フ

コトヲ得

第四百十七條 保險金額支拂ノ義務ハ二年保險料支拂ノ義務ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

(註釋) 以上第四百十五條及第四百十六條の規定は一讀簡明なるか故に説明の要なしと雖も第四百十七條の規定は些か説明の要あり第四百十七條は保險金額支拂の義務及び保險料支拂の義務に付キ短期時効を定めたる者なり抑も或營業者に對する債權債務の關係に付ては特別なる短期時効を規定するの例あるのみならず現に保險者の營業規則に依りて觀察するも亦た保險金額の支拂を請求し得べき期間に付ては特殊の者稀ならず故に本條は特に短期時効の規定を爲し即ち保險金支拂の義務は二年の時効に罹るべく保險料支拂の義務は一年の時効に依りて消滅すべき者となしたり

第四百十八條 本節ノ規定ハ相互保險ニ之ヲ準用ス但其性質カ之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條は原則として本節即ち損害保險に關する規定は相互保險の場合にも之を準用す可し唯

相互保險の性質か之を許さゝるとき例へは保險証券作成の如き場合に限り之を準用せざる者と爲したり抑も相互保險なる者の性質に關しては種々の學說ありて未だ一定せざる者の如し或は組合契約と保險契約との混同なりと謂ひ或は純然たる組合契約なりと謂ふ然りと雖ども最も公平なる見解に従へば當事者各員が提出する金錢の點より考ふれば保險者の位置に立ち、損害填補の請求を爲す點より論すれば被保險者の位置に立つ可き無名契約の一種なり何となれば相互保險は廣く被保險者を募集して保險契約を締結するに非らずして單に社員と社員との間に於ける保險契約を締結するに過ぎず再言すれば各社員は被保險者と同時に保險者たるの資格を一身に集合するに在り例へば毎月十錢宛を納むるものは社員と爲し死亡の際は百圓を附與すへしとの契約を以て設立したる會社の如きを云ふ現に此種の會社は東京市内に於ても往々吾人の耳朶に觸るゝとあるか故に本條を設くるの必要なる余の贅辨を俟たずして明かなり

第二款 火災保險

(總說) 本款は火災保險に關する特別の規定を掲げたる者にして第四百十八條乃至第四百二十一條の規定を總稱す

古代は歐米の諸邦に於ても保險制度の發達せざるか爲め火災保險は一般に社會より冷淡視せられたり蓋し之を冷淡視したる理由は他なし若し之を許すときは財産所有者の不注意を惹起し延て財産の増殖を妨くると同時に一般の公益を害するの恐ありと爲したるに由る是れ杞憂なり忘想なり近世法理豈に之を認容す可けんや今や翻て歐米人の火災保險に對する趨向如何と觀察するに昔日の思想は一變し却て之を好遇視するに至れり然らば何か故に好遇視するに至りたるか之か理由なかる可らず近世の法理は火災保險は財産保護上最も有益なる機關の一と認めたるに由る若し之を欠くときは市町村の健全なる發達及び商業の發達と到底望む可らざるなり現に歐米のみならず本邦の狀況に徴するも火災保險の保護なくんば大製造場を設立し大器械を使用するも資金を投する者なきの有様にして火災保險は特に商工業に有益なるのみならず社會一般に欠く可かざる者と確認せられ従て法律は勿論裁判所も亦之を好遇視し之を獎勵するに至れるは文化進歩の然らしむる所なりと謂ふ可し

然らば火災保險とは如何なる者なるかと謂ふに學者の定義各異なれりと雖ども余は現今有力なる學者の定義中左の定義に左撥す

火災保險とは當事者の一方か一定の報償を得て他の一方か火災に關りて蒙りたる財産上の損

害を賠償することを約する者を云ふ

第四百十九條 火災ニ因リテ生シタル損害ハ其火災ノ原因如何ヲ問ハス保險者之ヲ填補スル責ニ任ズ但第二百九十五條及ヒ第二百九十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條は火災保險の填補責任に關する原則及び例外を規定したる者なり夫れ火災保險は被保險者か火災に關りて被りたる財産上の損害に對し保險者之を填補するの責任あるを原則とす故に其火災の原因如何を問はざるなり

然れども以上の原則に對しては例外として保險者填補の責に任せざる場合あり、第一戰爭其他の變亂に因りて生したる損害にして特約なき場合(第二百九十五條)第二、保險の目的の性質若くは瑕疵、其自然の消耗又は保險契約者、被保險者若くは保險金額を受取るべき者の惡意若くは重大なる過失に因りて生したる損害ある場合(第二百九十六條)是なり

第四百二十條 消防又ハ避難ニ必要ナル處分ニ因リ保險ノ目的ニ付キ生シタル損害ハ保險者之ヲ填補スル責ニ任ズ

(註釋) 本條は火災保險に於て賠償すべき損害の範圍を火災に際して當然免かる可らざる者に付て規定せり即ち保險者は消防又は避難に必要な處分に因り保險の目的に付き生したる損害は之を賠償するの責任あり從て假令消防又は避難に因り保險の目的に付き生したる損害なるも必要なる處分に因りて生せざる損害なるときは保險者は之を賠償するの責任なし例へば數十町も隔りたる遠方に火災起り別に疾風の火勢を助くるなきに拘はらず大早計にも家財を運搬し爲めに多少の損害を蒙るとあるも保險者は其損害を填補するの責任なきか如きを謂ふ何となれば必要なる處分に因りて生したる損害なりと稱することを得されはなり

第四百二十一條 賃借人其他他人ノ物ヲ保管スル者カ其支拂フコトアルヘキ損害賠償ノ爲メ其物ヲ保險ニ付シタルトキハ所有者ハ保險者ニ對シテ直接ニ其損害ノ填補ヲ請求スルコトヲ得

(註釋) 本條は物の賃借人又は他人の物を保管する者か其拂ふことあるべき損害賠償の爲め賃借物又は保管物を火災保險に付したる場合と雖ども所有者は直接に保險者に對して其損害の填補を請求すること得べき者とせり之れ便宜上至當の規定と謂はざる可らず

第四百二十二條 火災保險證券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左

ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 保險ニ付シタル建物ノ所在、構造及ヒ用方
- 二 動産ヲ保險ニ付シタルトキハ之ヲ入ルル建物ノ所在、構造及ヒ用方

(註釋) 本條は火災保險證券には普通の保險證券に記載す可き者の外左に掲ぐる事項を記載せざる可らず

第一號は建物の火災保險にして保險証券には第一保險に付したる建物の所在を掲げざる可らず第一其建物の構造例へは木造瓦葺若くは煉瓦造瓦葺或は平屋、二階、三階等の事項を掲げざる可らず第三其建物の用方例へは物置或は厩屋等に使用する旨を掲ぐることを要す

第二號は動産の火災保險即ち土地に定著せざる物を火災保險の目的と爲したる場合なり此場合には保險証券には第一保險に付したる動産物を納るゝ建物の所在を掲げざるへからず第二其建物の用方を掲ぐることを要す

第三款 運送保險

(總說) 本款は運送保險に關する特別の規定にして第四百二十三條乃至第四百二十六條の規定を總稱す

運送保險に付て諸國の立法例多くは特別の規定を設けず總て海上保險の原則を適用すべきものとせり然れども改正商法は和蘭、端西及び我舊商法等の立法例に倣ひ茲に特別の規定を設けたりするに本款に所謂運送保險とは陸上又は湖川、港灣の運送中に在る物を保險することを謂ふ

第四百二十三條 保險者ハ特約ナキトキハ運送人ガ運送品ヲ受取りタル時ヨリ之ヲ荷受人ニ引渡ス時マテニ生ズルコトアルヘキ損害ヲ填補スル責ニ任ス

(註釋) 凡そ運送保險は火災保險と其性質を異にし殆んど海上保險に類似し運送中に生ずる損失を填補するに在りとする然らば運送は何時に始まるものなるかと云ふに運送人か差出人より運送品を受取りたる時に始まる者にして到着地に向ひて發送したるときに始まるに非らず又運送の終るも之れと同じく到着地に送達したるときに終るに非らず荷受人に引渡したるときに終るものなり故に本條は保險者は特約あるときは素より其特約に依らざる可らずと雖ども否らざるときは運送

人か運送品を受取りたる時より之を荷受人に引渡すときまでに生ずることある可き損害を填補する責に任すと規定せり今本條の場合を例解せんに鉄道運送を以て營業とする者に荷物を托し其荷物未だ停車場内にありて發送せざる間に危險に罹るも保險者は其損害を填補せざる可らざるか如き類を謂ふなり

第四百二十四條 運送品ノ保險ニ付テハ發送ノ地及ヒ時ニ於ケル其價額及ヒ到達地マテノ運送賃其他ノ費用ヲ以テ保險價格トス
運送品ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益ハ特約アルトキニ限り之ヲ保險價額中ニ算入ス

第四百二十五條 運送保險證券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 運送ノ道筋及ヒ方法
- 二 運送人ノ氏名又ハ商號

三 運送品ノ受取及ヒ引渡ノ場所

四 運送期間ノ定アルトキハ其期間

第四百二十六條 保險契約ハ特約アルニ非サレハ運送上ノ必要ニアリ一時運送ヲ中止シ又ハ運送ノ道筋若クハ方法ヲ變更シタルトキト雖モ其効力ヲ失ハス

(註釋) 以上第四百二十四條乃至第四百二十六條の規定は一言以て之を蔽へは第四百二十四條は運送品の保險に關する保險價額に付て定め第四百二十五條は運送保險證券に記載す可き事項は普通の保險證券に記載す可き事項の外に第一號乃至第四號に列記したる事項を記載せざる可らざる旨を定め第四百二十六條は運送保險契約の効力に關して規定したるに過ぎず

第二節 生命保險

(總說) 本節は生命保險に關する規定にして第四百二十七條乃至第四百三十二條の規定を總稱す生命保險なる思想は遠く「ウィースビー」古法に於て其萌芽を顯はせり然れども各國種々の變遷を

經たる後、漸く晩近に及んで其美果を結ぶに至りたるは歴史上蔽ふ可らざるの事實なり惟ふに生命保険は人智啓發し各人其身後の策を畫するに至らば最も盛に行はるるに至る可き者たり特に他人の庇蔭の下に生活するの徒に在りては益々其必要あるを感知せん例へは妻子の如し一朝其夫又は父にして死亡することあらんか直ちに路頭に彷徨せざる可らざるに至ることあらん然るに生命保険なる者は此等の難を救済する最良の方法なれば法律に於ても之を保護し以て之より生ずる弊害を除去するにあり

第四百二十七條 生命保険契約ハ當事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ關シ一定ノ金額ヲ仕拂フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

(註釋) 本條は生命保険契約の定義を規定す

生命保険契約には廣狹の二義あり舊商法典に於ては狹隘なる意義に採りたる結果として全く生存保險、年金保險の如きは之を除外したりき之に反して本法に於ては生命保險を廣義に解し即ち本條の如く規定するに至れり

第四百二十八條 保險金額ヲ受取ルヘキ者ハ被保險者、其相續人又ハ親族ナルコトヲ要ス

保險契約ニ因リテ生シタル權利ハ被保險者ノ親族ニ限り之ヲ讓受クルコトヲ得

保險金額ヲ受取ルヘキ者カ死亡シタルトキ又ハ被保險者ト保險金額ヲ受取ルヘキ者トノ親族關係カ止ミタルトキハ保險契約者ハ更ニ保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ定メ又ハ被保險者ノ爲メニ積立シタル金額ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

保險契約者カ前項ニ定メタル權利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ被保險者ヲ以テ保險金額ヲ受取ルヘキモノトス

(註釋) 本條第三項及び第四項は第一項及び第二項の規定を説明すれば特に説明するの要なし要するに本條は生命保險金額請取に關する規定なり然らば如何なる人か之を受取る可きやと云ふに即

ち保険契約に依りて其金額を受取ることを得る者は被保険者、其相続人又は親族のみに限るを以て本則とす(第一項)然れども保険契約に依りて生したる権利は普通の債権譲渡に關する規定に従て何人にも之を譲渡すことを得べき者にあらす何となれば何人にも之を譲渡すことを得べき者とせんか法律か第一項の規定を設けたる精神を埋没するに至るの恐れあり故に第二項は被保険者の親族のみに限り其権利を譲渡すことを得べき者と爲したるや余の喋々を俟たずして明かなり

第四百二十九條 保険契約ノ當時保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ゲズ又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ゲタルトキハ其契約ハ無効トス但保險者カ其事實ヲ知リ又ハ之ヲ知ルコトヲ得ベカリシトキハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條は保險契約の無効に付て規定せり今其無効たるべき場合を別つときは第一保險契約者又は被保險者か保險者と生命保險契約を取結ぶ時に當り其保險者に對し惡意又は重大なる過失に因りて重要なる事實を告知せざりし場合第二其保險契約者又は被保險者か重要なる事項に付き不實の事を告知したりし場合即ち是なり然れども保險契約者又は被保險者の行爲に付き其事實を

知り又は之を知るところを得へかりし場合には其契約は無効と爲す可き理由なし何となれば保險者か其事實を知り又は之を知るところを得へかりしに拘はらず保險契約を取結ぶか如きは結局其契約より生する所の如何なる結果と雖ども責任を蔽ふべきことを承諾したる者なりと云ふことを得へきか故なり

第四百三十條 生命保險證券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ

事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 保險契約ノ種類
- 二 被保險者ノ氏名
- 三 保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ定メタルトキハ其者ノ氏名及ヒ其者ト被保險者トノ親族關係

(註釋) 本條は生命保險證券には普通保險證券に記載すべき事項の外左に掲ぐる特別なる事項をも記載せざる可らず

第一 保險契約の種類 生命保險契約には或は生存に關する者あり或は死亡に關する者

あり或は年金の方法に關する者あり故に其種類の何たるやを記載せざる可らず

第二 被保險者の氏名 生命保険に於ける被保險者は損害保険の被保險者の如く必ずしも被保險利益を有する者にあらず從て損害の填補を受くることなし故に保險金額を受取る可き者の爲めに保險證券に氏名を掲ぐるの必要あり

第三 保險金額を受取る可き者を定めたるときは其者の氏名及び其者と被保險者の親族關係保險金額を受取る可き者を定めたるときは其者の氏名を掲ぐ可きは勿論保險金額を受取る者と被保險者との間に於ける親族關係例へは直系尊屬の何親族等とか若くは直系卑屬の何親等と掲ぐるか如き又は傍系の何親族とか若くは何親族内の姻族等と記載するか如し

第四百三十一條 左ノ場合ニ於テハ保險者ハ保險金額ヲ支拂フ責ニ任セス

一 被保險者カ自殺、決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタル

トキ

二 保險金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ但

其者カ保險金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ保險者ハ其殘額ヲ支拂フ責ヲ免ルルコトヲ得ス

前項第一號ノ場合ニ於テハ保險者ハ被保險者ノ爲メニ積立テタル金額ヲ拂戻スコトヲ要ス

(註釋) 本條は保險者カ保險金額支拂の責任なき場合を列記したる者にして左の如し

第一 「被保險者カ自殺」とは自殺の原因如何を問はず現に自殺したる場合を謂ひ「決闘其他の犯罪」とは決闘條例に違反したる犯罪及び其他刑事上の犯罪を云ひ又は「死刑の執行に於ては死刑の判決を言渡され其刑の執行を受けたるときを云ふ要するに以上の場合に依りて死亡したるときは保險者は保險金額を支拂はすして可なり但し斯る場合に於ては保險者は被保險者の爲めに積立てたる金額を拂戻さざる可からず

第二 「保險金額を受取る可き者カ故意にて被保險者を死に致したるとき」とは被保險者の相続人又は親族カ故意を以て被保險者を死に致したる場合を云ふ此場合にも亦保險者は保險金額支拂の責なし然れども保險金額は受取る可き者カ保險金額の一部を受取る可き場合には

保險者は其殘額を支拂はざる可からず

第四百三十二條 保險契約者又ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者カ被保險者ノ死亡シタルコトヲ知りタルトキハ遲滯ナク保險者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百三十三條 第三百九十五條第三百九十七條第三百九十九條乃至第四百一條、第四百三條第一項、第四百五條乃至第四百七條、第四百十條、第四百十一條、第四百十七條及ヒ第四百十八條ノ規定ハ生命保險ニ之ヲ準用ス

第三百九十五條、第四百五條、第四百七條、第四百十條及ヒ第四百十一條ノ場合ニ於テ保險者カ保險金額ヲ支拂フコトヲ要セサルトキハ被保險者ノ爲メニ積立テタル金額ヲ拂戻スコトヲ要ス

第四百三十二條及ヒ第四百三十三條の規定は説明を要せず

第四編 手形

(沿革) 抑も手形に關し汎く古今に於ける沿革を説明せんとせば勢ひ歐米諸邦に於ける沿革に至るまで之か説明を試みざる可らず然れども諸國各々其國情を異にするの結果として手形上に於ける沿革も異にせると同時に其説明も亦多岐に渉るの虞れあるか故に余は止むを得ず單に本邦に於ける手形の沿革に於てのみ左に之を概説せん

今本邦に於ける手形の沿革を繹ぬるに既に二百年以前に在て大坂の市隅に發生し京都及び江戸に通して行はれたると蓋し疑ひなき者の如し而して當時に在りては單に一局部に止まり全國劃一に行はれざりしか故に素より手形に關する法規として見る可き者なく唯商人間に行はれたる慣習と不確實なる裁判例とに因りて定まりたりき故に手形てふ語は日本固有の名稱にして外國語を譯したる者に非ざること何人も首肯する所ならん加之古代の歴史に徴するときは益々日本固有の語なるを發見するに難からず何となれば古代に在りては重要な文書は自己の手掌を押捺して以て其正確なることを證したり夫の大寶令に指を畫して證とすと云へるか如き以て其一般を證するに足る其後花押、押印又は印影を使用するに至りては手掌を押捺するか如きことなかりしと雖ども慣習の人の腦裡に浸染するの深き習ひ其性となり遽かに之か名稱を變更すること能はず、借地、借家奉公人、養子、其他現今に所謂手形の如きに至るまで渾て重要な文書は手形と稱呼したりき果

して然らば今日に所謂手形のみ獨り手形てふ名稱を存し其他の證書は何故に手形てふ名稱を存せざるやと云ふに他なし手形は商業の盛なるに従ひ日常百般の取引に使用せられ之を發行すると頗る繁頻なりと雖も其他の諸證書類は之か使用甚た稀なるに因り兩者の間之を區別す可きの要あり茲に於て乎徳川時代に於ても大坂を始めとし其他商業の發達したる地に在りては盛に手形を使用したるか故に普通の證書類と手形とを各區別するは却て取引上便利なりと認め今日に所謂手形にのみ特り其名稱を専有し普通の證書類は手形と稱せざりし

維新以來商業の發達するや益々手形法を獎勵するの必要を生し明治十五年佛國法に擬し始めて爲替手形、約束手形條例を發布せり元來此條例たるや一時の必要に應せんか爲めに制定せられたる者なれば其不完全なること素より論を俟たず故に手形法も明治二十三年商法全典(今や舊法)の編制と共に其一部として發布せられたりと雖も該商法は舊民法と共に時の帝國議會に於て二回迄も延期となり從て手形法も亦實施を見ることがはざりしか其後手形、會社、破産の三法は速かに之を發布するの必要に迫り多小の修正を加へたる後全二十六年三月發布せられ同年七月一日より實施せられたり然るに今や本法の實施と共に舊手形法は其効力を失ふふに至れり

第一章 總 則

第四百三十四條 本法ニ於テ手形トハ爲替手形、約束手形及ヒ小切手ヲ謂フ

(註釋) 本條は手形の種類を明言したるに過ぎず而して法文に所謂「爲替手形、約束手形及ヒ小切手」の何の何たるとは以下第二章爲替手形、第三章約束手形、第四章小切手の部に於て説明せん

第四百二十五條 手形ニ署名シタル者ハ其手形ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

(註釋) 本條は手形に署名したる者の責任を規定す所謂「手形の文言に従ひて」とは他なし手形に於ては他の証書類と異なり手形に記載したる文言か直ちに其儘効力を有し手形以外の書類又は其他の証書類を以て手形の文面より生ずる所の意味を増減、變更することを得せしめざるの精神なりと解釋せざる可らず要するに本條は手形に署名したる者の責任は手形に記載したる文言以外に比附援用することを得ざる者と爲したり

第四百三十六條 代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ記載セスシテ手形ニ署名

シタルトキハ本人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

(註釋) 凡そ手形に署名したる者は其手形の文言に従ひて責任を負ふ可き旨は前條の規定に依りて明かなり而して此原則は代理人か本人の爲めにする可きことを記載せしめて手形に署名したる場合にも適用せしめざる可らず例へば甲者(本人)の代理人たる乙者か甲者の爲めにする可きことを記載せざる限りは自己即ち乙者自身の爲めにする旨を記載せざるも本條は當然乙者か自己の爲めにしたる者とし乙者をして手形上の責任を負はしめたり故に法文は「本人は手形上の責任を負ふことなし」と規定したる者とする

第四百三十七條 偽造又ハ變造シタル手形ニ署名シタル者ハ其偽造又ハ變造シタル手形ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

變造シタル手形ニ署名シタル者ハ變造前ニ署名シタルモノト推定ス

偽造者、變造者及ヒ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ偽造又ハ變造シタル手形ヲ取得シタル者ハ手形上ノ權利ヲ有セス

(註釋) 本條は偽造又は變造の手形に付て規定す

第一項は偽造又は變造の手形に署名したる者の責任を定めたり偽造の手形とは虚偽の署名を爲し

て作成せられたる手形を云ふ例へば手形面に振出人として補正成の署名あるも其實足利尊氏之を偽署して手形を作成したる者なるときは是偽造の手形なりとす之に反して變造の手形とは手形面の金額又は日附等手形の要部を惡意にて改竄せるものを云ふ例へば手形面の支拂日十月二十一日とあるを十二月三十一日と改竄するか如き若くは金十圓とあるを金千圓と變したる場合の如きは是變造の手形なりとす而して斯る手形に署名したる者は如何なる責任を有するやと云ふに既に述べたる如く手形に署名したる者は其手形の文言に従ひて責任を負はざる可らざるを以て(四百三十五條)本條の場合に於ても亦た手形の文言に従ひて責任を負はざる可らず

第二項は變造したる手形に署名したる者は變造以前に署名したる者なりと推定せり蓋し署名者は多くの場合に於て變造手形の文言に従ひて責任を負ふよりは寧ろ眞實なる手形の文言に従ひて責任を負ふを以て其利益なりと認めたるに因り此署名者に利益なる推定を設けたるに外ならず然りと雖も此推定に對しては反對の證據あるときは當然之を打破するを得べきや明かなり

第三項は別に説明する迄もなく偽造者又は變造者は勿論惡意又は重大なる過失(些々たる過失は)に因り偽造又は變造したる手形を取得したる者は手形上に於ける權利を有せざる者と爲したるに過ぎず

第四百三十八條 無能力者カ手形ヨリ生シタル債務ヲ取消シタルトキト雖モ

他ノ手形上ノ權利義務ニ影響ヲ及ホサス

(註釋) 法文に所謂「無能力者」とは未成年者、禁治産者、準禁治産者、及び有夫の婦の如き者を云ふ此等の無能力者の法律行為は取消の原因(拙著民法義解上巻参照)と爲るを以て手形より生ずる債務も取消すことを得へし故に無能力者カ手形より生したる債務を取消したるときは無能力者に對しては其權利を主張することを得されども同じく手形に付きて署名したる能力者に對しては十分其權利を主張することを得るものとす、されは本條未段は「他の手形上の權利義務に影響を及ぼさず」と規定したるなり

第四百三十九條 本編ニ規定ナキ事項ハ之ヲ手形ニ記載スルモ手形上ノ効力

ヲ生セス

(註釋) 本條は手形の流通に關し危険を防止商業社會の信用を益々増進せしめんか爲め設けたる者なれば余カ詳説を俟すと雖ども法文の意味一讀明了なりと信す

第四百四十條 手形ノ債務者ハ本編ニ規定ナキ事由ヲ以テ手形上ノ請求ヲ爲

ス者ニ對抗スルコトヲ得ス但直接ニ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ事由ハ此限ニ在ラス

(註釋) 手形は前條に規定したる如く本編に規定なき事項は之を手形面に記載すると雖ども手形上の効力を生ぜざる者と爲したるか故に手形の債務者カ手形上の請求を爲す者に對して本編に規定なきとの事由にて對抗することを得す何となれば本編は手形債務者カ手形上の請求を爲す者に對抗することを得へし事由の如きは悉皆之を規定し盡し他に亦餘蘊なし既に他に餘蘊なき以上は本編に規定なしとの事由發生すへし理由なし蓋し有を以て無と爲すことは得へきも無を以て有と爲すことを得へし理なければなり然れども直接に之に對抗することを得へし事由例へは手形上の請求を爲す者に關係なき事由の場合には手形上の請求を爲す者と債務者との間に生したる事由は假令本編に何等の規定なきも尙ほ之を主張することを得るなり

第四百四十一條 何人ト雖モ惡意又ハ重大ナル過失ナクシテ手形ヲ取得シタル者ニ對シ其手形ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第四百四十二條 手形ノ引受又ハ支拂ヲ求ムル爲メニスル呈示拒絶證書ノ

作成其他手形上ノ權利ノ行使又ハ保全ニ付キ利害關係人ニ對シテ爲スヘキ行爲ハ其營業所若シ營業所ナキトキハ其住所又ハ居所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但其者ノ承諾アルトキハ他ノ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ妨ゲス利害關係人ノ營業所、住所又ハ居所カ知レサルトキハ拒絶證書ヲ作ルヘキ公證人又ハ執達吏ハ其地ノ官署又ハ公署ニ問合ヲ爲スコトヲ要ス若シ問合ヲ爲スモ營業所住所又ハ居所カ知レサルトキハ其役場又ハ官署若クハ公署ニ於テ拒絶證書ヲ作ルコトヲ得

(註釋) 前條及び本條の規定は一讀明瞭ナリ故に詳説するの要なしと雖ども今一言以て之を蔽へは前條は善意又は重大なる過失なきの手形の取得者に對しては何人とも取得したる手形の返還を請求することを得ざる旨を定め本條は手形の引受又は支拂を求むる爲めにする呈示、拒絶證書の作成其他手形上の權利の行使又は保全に關し利害關係者に對して爲すべき場所を指定し若し絶對的場所の知れざるときは其地の官署又は公署に於て拒絶證書を作ることを得べき旨を規定したるに過ぎざるなり

第四百四十三條 引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ關スル債權ハ滿期日ヨリ三年所持人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ支拂拒絶證書作成ノ日ヨリ六個月裏書人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ償還ヲ爲シタル日ヨリ六個月ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

(註釋) 本條は手形時効の期間及び其起算點に付て規定す今本條の規定を明かにせんとするには左の如く分折せざる可らず

- 第一 引受人又は約束手形の振出人に對する債權は滿期日より起算して三ヶ年を経過するときは時効に罹りて消滅す
- 第二 手形所持人より其前者に對する償還請求權は支拂拒絶證書作成の日より起算して六ヶ月を経過するときは時効に罹りて消滅す
- 第三 裏書人より其前者に對する償還請求權は償還を爲したる日より起算して六ヶ月を経過したるときは時効に罹りて消滅す

夫れ手形義務の時効期間の短きと此の如し故に之を民法の時効期間と比照するときは驚く可きの

差ありとす然らば我商法は何か故に斯く手形義務の時効期間を短縮したる乎と釋ぬるに是れ法律
か手形の關係を容易且つ迅速に結了せしめんとするの趣旨に職由せる者なり

第四百四十四條 手形ヨリ生シタル債權カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅

シタルトキト雖モ所持人ハ振出人又ハ引受人ニ對シ其受ケタル利益ノ限度
ニ於テ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

(註釋) 抑も手形法は手續嚴格にして時効も亦短期なるか故に動もすれば時効期間を經過するか如
き若くは其手續の欠缺するか如きとあり爲めに往々所持人は手形より生したる債權を失ふことあ
るを免かれず之れ所持人に對して酷に過ぐる者と謂はざる可らず、されは本法は各國多數の立法
例に倣ひ斯る場合と雖ども所持人は振出人又は引受人に對し其受けたる利益の限度に於て償還の
請求を爲すことを得べき者と規定したり

第二章 爲替手形

(總說) 爲替手形は各種の手形中最も重要な部分を占め且最も早く發達したる者なり抑も古へは

爲替手形の効用極めて狭く單に送金の便利にのみ使用せられたるに過ぎざりき然れども現今に於
ては單に送金の便利の爲めのみならず金融の方法にも使用せられ商業社會に取りては經濟上最好
の機關たり請ふ些か其送金及金融の二便法たる所以を説明せん

第一 爲替手形は送金の便法たること 例へは甲者あり東京に住し長崎の丙者より金十

萬圓の物品を買ひたるを以て其代金を支拂ふに方り甲者は又長崎に住せる乙者に對し金十
萬圓の債權を有せりと假定せんか此場合には甲者は債務者たる乙者に宛て爲替手形を認め
之を丙者に郵送し丙者は此手形を以て期限に至り乙者より手形と引換に金十萬圓を受取る
ことを得へし是爲替手形は送金の便法たる所以にして數百里を隔離せる長崎東京間の取引
を易々落着せしむることを得へき効用あり宜なるかな古來より送金の便法として使用せら
るゝ決して偶然に非ざるなり

第二 爲替手形は金融の便法たること 例へは横濱の甲者價格五萬圓の生糸を買

入れ之を船舶に托し且保險に付し桑港の乙者に送付したりと假定せんか此場合には金五
萬圓の爲替手形を認め前きに生糸の運送を托したるときに得たる船荷證書と保險證書とを
携へ正金銀行に至り割引を乞ふときは正金銀行は割引額を引去り殘餘の正金を甲者に渡す

へし今假りに割引額を二千圓とするときは甲者は正金銀行より四万八千圓の正金を受取ることを得而して此四万八千圓を資本として生糸を買込み外國に送付して爲替手形を作り幾回もなく金圓を運轉するの便益あり若し此便法なかりせば甲者か乙者に送付したる荷物か桑港に到着し而して桑港に在る乙者の振出したる手形か横濱に到着したる後にあらざれば甲者は其代金を取得すること能はず爲めに全く其融通を絶止し其結果甲者は取引の時機を失し爲めに得べき利益も得ること能はず空しく腕を撫し一時取引を休止せざる可らざるか如き不利不便擧げて數ふ可らず宜なるかな現今にては送金の便法のみならず金融の便法としても盛に使用せらるゝ所以なり

之を要するに爲替手形は送金及金融の機關にして殊に運送の爲め掛なからざる費用を省き、手數を減し其他途中に於て盜難等の危險に遭遇すること極めて稀なり從て現今にては其使用の途頗る廣く遠きは海外諸國の貿易より近きは内國商業の取引に至るまで殆んど皆其媒介たらざる者なきに至れり然らば爲替手形とは如何なる者あるかと云ふに爲替手形とは一定の満期日に確定したる金額を受取人に支拂ふへしとの單純なる委託を記載したる流通証券の一種なり

第一節 振 出

第四百四十五條 爲替手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ

要ス

- 一 其爲替手形タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 支拂人ノ氏名又ハ商號
- 四 受取人ノ氏名又ハ商號
- 五 單純ナル支拂ノ委託
- 六 振出ノ年月日
- 七 一定ノ満期日
- 八 支拂地

(註釋) 本條は爲替手形の要件を定む即ち爲替手形には振出人の署名を要するのみならず左に列記したる事項は悉皆之を記載せざる可らず

第一 爲替手形と他の種類の手形即ち約束手形及び小切手との區別を瞭然たらしむるか爲め爲替手形たることを表示する可き文字を記載せざる可らず

第二 確定したる金額を記載せざる可らず例へは金何百圓或は何百何十圓等と記載するか如し故に不確定なる金額を記することを得ず

第三 如何なる人か支拂人なるか其氏名又は其支拂人の商號を記載することを要す

第四 何人か受取人なるか其氏名又は其受取人の商號を記載することを要す

第五 「單純なる」とは手形に條件を附することを禁し又は手形の所持人に或る義務を負はしむることを得ざる旨を示したるにあり又「支拂の委託」とは爲替手形と約束手形との區別を判然たらしむるか爲めに必要なり要するに單純なる支拂の委託とは例へは此手形引換に御支拂可被成候と記載するか如き即ち是なり

第六 手形を振出したる年月日例へは明治何年何月何日と記載するか如き即ち是なり

第七 確定したる満期日例へは明治何年何月何日限りと記載するか如し所謂満期日とは支拂期

日の義なり

第八 支拂地を掲ぐるは其履行の際に至り大なる必要あるを以て之を記載せざる可らず例へは府縣市町村の名稱を記するか如し但本號に要する支拂地に付ては町名其他番地等を記載するも否らざるに依りて手形の効力に影響を及ぼすことなし故に支拂地東京と記するも又は横濱と記するも手形上の効果に付ては敢て異なることなかるへし

第四百四十六條 爲替手形ノ主タル部分ニ記載シタル金額カ他ノ部分ニ記載シタル金額ト異ナルトキハ主タル部分ニ記載シタル金額ヲ以テ手形金額トス

(註釋) 晩近商業の發達と共に手形の取引極めて頻繁なる結果、動もすれば爲替手形の主たる部分に記載したる金額か他の部分に記載したる金額と異なることあるを免かれず例へは略字若くは亞刺比亞數字を以て金額を複記する者あり是れを以て主たる部分に記載したる金額のみを以て手形面に於ける金額なりとしたるなり

第四百四十七條 振出人ハ自己ヲ受取人又ハ支拂人ト定ムルコトヲ得

(註釋) 本條の場合を分つて二とす一は振出人と受取人と同一人なる場合、他は振出人と支拂人と同一なる場合はなり(甲)、振出人と受取人と同一なる場合は自己か振出したる手形面の金額を自己か受取るものにして一に之を自分拂の爲替手形とも云ふ例へは東京の甲か京都の乙に商品を送り直ちに其代金を得んとするときは「拙者に御支拂可被下候」として乙に宛てたる手形を振出し銀行に至りて之に裏書して譲渡するときの如き場合なり此場合には京都なる乙より代金到着せざるに拘はらず直ちに之を受取ることを得べき者とす(乙)振出人と支拂人と同一人なる場合は自己か振出して自ら支拂ふものにして一に之を自分宛手形とも云ふ而して此種の手形は本店、支店の關係あるとき或は海外漫遊者には最も必要なり今之か一例を擧ぐれば東京なる本店の銀行より函館なる支店の銀行に宛てたる手形の如き若くは海外漫遊者か横濱正金銀行に一定の金額を拂込み或は其信用を得て自己に支拂ふ可き旨を記し其取引先又は支店に宛たる廻文手形を受取り之を携帶し若し旅行先にて金員の必要あるときは其手形に記載せる各所の銀行に至り之を差出し其銀行を受取人と爲したる自分宛の手形を發行す而して金額の必要に應じて此手續を爲し現金を請取る毎に之を正金銀行に廻送し歸國の後之か決算を爲すの順序なり此等漫遊者は現金を所持するの危険と通用貨幣の異なるに依り自分宛手形を發行するの必要ありとす

第四百四十八條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得

第四百四十九條 爲替手形ハ其金額三十圓以上ノモノニ限り之ヲ無記名式ト爲スコトヲ得

前條及び本條の規定は簡明に付き説明の要を見ず

第四百五十條 満期日ハ左ニ掲ケタル種類ノ一タルコトヲ要ス

- 一 確定セル日
- 二 日附後確定セル期間ヲ經過シタル日
- 三 一覽ノ日
- 四 一覽後確定セル期間ヲ經過シタル日

(註釋) 本條は爲替手形の満期日の種類を列記したる者にして左に掲けたる一に該當することを要す即ち

第一 確定せる日 例へは何月何日を以て満期日と定むべき者とす故に例へは何月何日迄に又は何月何日内にと云ふか如き不定の期日を定むるを得ず従て結婚の日又は相續の日を以て満期日なりと云ふか如きは不定の期日なるを以て無効なり

第二 日附後確定せる期間を経過したる日 例へは振出の日附より何日目に支拂ふ可しと記載したる手形は其確定せる期間を経過したる日を以て満期日とすることを要す

第三 一覽の日 例へは一覽次第御支拂可申候と記載したる手形の如し是を一覽拂手形と謂ふ此手形は一覽の日即ち満期日なりとす

第四 一覽後確定せる期間を経過したる日 例へは一覽後十日若くは一ヶ月目に支拂ふ可しと記載せる手形の如し之を一覽後定期拂手形と謂ふ此手形は一覽後確定せる期間を経過したる日即ち満期日なり

第四百五十一條 振出人カ爲替手形ニ満期日ヲ記載セサリシトキハ一覽ノ日ヲ以テ其爲替手形ノ満期日トス

第四百五十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂地ヲ記載セサリシトキハ其爲替手

形ニ記載シタル支拂人ノ住所地ヲ以テ其支拂地トス

前條及び本條の規定は一讀明了なり依て説明を要せず

第四百五十三條 支拂地カ支拂人ノ住所地ト異ナルトキハ他人ヲ以テ支拂擔當者トシテ爲替手形ニ記載スルコトヲ得

(註釋) 本條は他所拂手形に關する規定なり凡そ手形の支拂地は支拂人の住所と同一なるを通例とす然るに受取人の便宜上往々其以外に於て支拂はるゝ者あり例へは甲なる振出人は大坂の乙なる支拂人に對し手形資金たる債權を有するも受取人なる丙は自己の便宜上手形面の金額を神戸にて受取らんと欲する場合あらん然るに乙は偶々神戸の丁に對して債權を有せり故に神戸にて支拂ふ可き旨を承諾したるを以て甲は直ちに乙に對し「大坂の乙様但神戸の丁様方にて御支拂可被下候」と記載したる手形を發行するか如きは是れ支拂地カ支拂人の住所地と異なるべきにして且他を以て支拂擔當者と定めたる場合なり法文に所謂「支拂擔當者とは」舊商法に所謂他所拂人と同一人の意義を有する者とす

第四百五十四條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル支拂ノ場所ヲ記載ス

ルコトヲ得

本條は一讀明白なるを以て説明の要を見ず

第一節 裏書

(註釋) 裏書とは手形の裏面に其手形の最初の受取人又は其後の所持人に於て其手形の金額受取の權利を譲渡す旨を明記することを云ふ例へは表面の金額何某に御拂渡可被下候と手形の裏面に記入するか如き類の如し

第四百五十五條 爲替手形ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡

スコトヲ得但振出人カ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條は記名式爲替手形と雖ども裏書を爲すとせば之を譲渡すことを得べき者とせり然りと雖も振出人カ裏書を禁する旨を付記したるときは其手形は手形にして手形にあらす換言すれば振出の最初より裏書禁止若くは流通禁止の旨を明記したる手形は裏書を爲すと雖も之を譲渡すことを得ざるなり

第四百五十六條 振出人、引受人又ハ裏書人カ裏書ニ依リテ爲替手形ヲ譲受タ

ルトキハ更ニ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スコトヲ得

(註釋) 本條は舊商法中に於て見聞せざる所の者なれども改正商法は實際上の必要に鑑みて之を規定せり左に本條の場合を分折すれば

- 第一 振出人カ裏書に依りて爲替手形を譲受けたるとき
- 第二 引受人カ裏書に依りて爲替手形を譲受けたるとき
- 第三 裏書人カ裏書に依りて爲替手形を譲受けたるとき

是なり要するに以上の各場合には更に裏書に依りて爲替手形を譲渡すことを得べき者とす

第四百五十七條 裏書ハ爲替手形其贖本又ハ補箋ニ被裏書人ノ氏名又ハ商號

及ヒ裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

裏書ハ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ爾後爲替手形ハ引渡ノミニ依リテ之ヲ譲渡スコトヲ得

(註釋) 本條は爲替手形及び爲替手形の贖本又は補箋に爲したる裏書の効力を規定せり此場合には

先づ被裏書人の氏名又は商號は勿論裏書を爲したる年月日をも明記し之に裏書人署名せざる可らず然らざれば裏書の効力を生ぜざるを原則とす而して裏書は何人の署名をも要せず單に裏書人の署名のみをも効力を生ずるを妨げず所謂白地裏書の場合にして白地裏書とは通常被裏書人を指示せざる裏書の方法を謂ふ要するに白地裏書の場合には爾後爲替手形は引渡のみに依りて之を譲渡すを得へきも否らざるべきは之を譲渡すを得ず

第四百五十八條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ支拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得

第四百五十九條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ手形上ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ記載スルコトヲ得

第四百五十八條及び第四百五十九條の規定は説明を要せず

第四百六十條 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ爾後裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ其裏書人ハ被裏書人ノ後者ニ對シテ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

(註釋) 本條は爲替手形の裏書人カ裏書の當時爾後裏書禁止の旨を記載したる場合に於ける手形上の責任の程度を指定せり手形上の責任の程度とは何ぞやと云ふに例へば甲裏書人カ乙被裏書人に對してのみ手形上の責任ありと雖も乙被裏人の後者即ち乙カ丙に對して爲したる裏書若くは丙カ丁に對して爲したる裏書に付ては甲裏書人は其責任を負擔することなしとす之を要するに裏書人カ爾後裏書禁止の旨を記載したる手形は唯之を記載したる者に對して効力あるに過ぎずして他の關係者には及ばざりるなり
法文に所謂「手形上の責任を負ふことなし」とは例へば償還請求の如き義務を負擔することなき場合を謂ふ

第四百六十一條 裏書人カ其署名ノミヲ以テ裏書ヲ爲シタルトキハ所持人ハ自己ヲ其被裏書人ト爲スコトヲ得

(註釋) 前きに第四百五十七條に於て説明したるか如く爲替手形の裏書は裏書人の署名のみを以て之を爲すことを得へしと雖も固より白地裏書の性質として被裏書人を記載せざるか故に動もすれば紛失若くは盜難等の危険に遭遇するの恐あり從て所持人カ裏書に自己の氏名を記載し裏書を爲す

にあらざれば之を譲渡することを得ざるものとするの必要を生ず是に於てか本法は舊商法中に何等の規定なきに拘はらず紛失、盗難等の場合に於ける所持人の権利を保護せんか爲めに特に本條の規定を爲したり

第四百六十二條 支拂拒絶證書作成ノ期間經過ノ後所持人カ裏書ヲ爲シタル

トキハ被裏書人ハ裏書人ノ有シタル權利ノミヲ取得ス此場合ニ於テハ其裏書人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ

(註釋) 凡そ満期日後の手形と雖も未だ支拂拒絶證書作成の期間を経過せざる場合には被裏書人は其期間内に支拂拒絶證書を作り振出人及其後者に對して手形上の權利を有すると敢て満期日以前の裏書と異なる所なし然れども本條の如く既に支拂拒絶證書作成の期間を経過したる後なる場合には以上の場合と同一視することを得ず故に此場合に方りては手形の所持人カ裏書を爲したるときは被裏書人は現に裏書人の有したる權利のみを取得すると得るに過ぎず是を以て斯る場合に裏書人カ若し盗取者なりしときは被裏書人は何等の權利をも取得するとなるへし何となれば盗取者は手形上の權利を有せされはなり従て本條の如き場合には其裏書人は手形上の責任を負ふ

となきは勿論なり何となれば被裏書人は裏書人の現に有したる權利を取得する以上は裏書人の無責任なると明瞭なり

第四百六十三條 所持人ハ裏書ニ依リテ爲替手形ノ質入ヲ爲シ又ハ其取立ノ

委任ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ裏書ニ其目的ヲ附記スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ被裏書人ハ同一ノ目的ヲ以テ更ニ裏書ヲナスコトヲ得

第四百六十四條 裏書アル爲替手形ノ所持人ハ其裏書カ連續スルニ非サレハ

其權利ヲ行フコトヲ得ス但署名ノミヲ以テ爲シタル裏書アルトキハ次ノ裏書人ハ其裏書ニ因リテ爲替手形ヲ取得シタルモノト看做ス

第四百六十三條及び第四百六十四條の規定は一讀明了なり

第三節 引受

(註釋) 引受とは爲替手形の支拂人として指名せられたる人カ手形面の金額を支拂ふ旨を承諾したる場合に使用する語にして引受を爲したる者を引受人と謂ふ

第四百六十五條 所持人ハ何時ニテモ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ得

(註釋) 本條は爲替手形の所持人は何時にても其手形を支拂人に呈示して其支拂人より引受を求むることを得べき旨を規定したる者なり抑も引受なき以前に在りては支拂人は唯振出人に依りて手形面に指名せられたるに過ぎずして未だ其手形面に記載したる金額に付き支拂の責任を生ずることなし故に満期日に至り手形の所持人より請求を受くるも之に應ずるの義務なし然れども手形面に指名せられたる支拂人にして一度引受を爲さんか満期日に至れば如何なる事情あるも所持人に對して支拂を拒むと能はざるなり引受は此の如く所持人の爲めには大なる效力を興ふる者なれば所持人は安全の爲めに支拂に先ちて引受を求むることを通例とす而して引受の爲めに爲替手形を支拂人に呈示するには何月何日より何月何日迄と云ふか如き期間なきを以て所持人は何時にても引受を求むることを得べきなり

第四百六十六條 一覽後定期拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年內ニ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短

キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人が拒絶證書ニ依り前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

(註釋) 本條は一覽後定期拂の手形に付て呈示期間を定む

夫れ一覽後定期拂の手形は支拂人か一覽したる後何日と云ふ如く期限を定めたる者なれば支拂人か一覽せすれば満期日を定むると能はず故に這般の手形は一覽後に引受の呈示を爲さざる可らずと雖ども單に一覽後何日間に支拂ふへしとするのみにて一定の呈示期間を定めざる時は時日の経過と共に手形當事者の地位に變動を來すは勿論手形當事者は何時如何なる人より請求せらるゝや寔に測り知る可らず故に本條は「所持人は其日附より一年内に爲替手形を支拂人に呈示して其引受を求むることを要す」と規定せり但し一覽後定期拂の手形の振出人は右の期間よりも短き呈示期間を定むることを得べき之より長き期間を定むることを得ず

而して一覽後定期拂の手形は一定の呈示期間内に之を呈示せざるときは所持人は當然手形上の權利を失ふ可きは勿論、其他所持人か拒絶證書に依りて本條第一項に定めたる呈示を爲したることを

證明せざる場合にも其前者即ち振出人若しくは裏書人等に對する手形上の權利を失ふ可き者とする

第四百六十七條 所持人カ一覽後定期拂ノ爲替手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂人カ其引受ヲ爲サス又ハ引受ノ日附ヲ爲替手形ニ記載セサリシトキハ所持人ハ呈示期間内ニ拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ其拒絶證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス
所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

引受人カ引受ノ日附ヲ記載セサリシ場合ニ於テ所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

(註釋) 本條第一項は一覽後定期拂の爲替手形を所持人カ呈示したるときに於ける拒絶證書作成に關する場合を定めたる者にして左の如し

第一 所持人カ支拂人に對して引受の爲めに手形(即ち一覽後定期拂の手形)を呈示したるに拘

はらず支拂人カ其引受を爲さるとき

第二 所持人カ支拂人に對して引受の爲めに該手形を呈示し支拂人カ之に對して引受を爲したるも其引受の日附を該手形に記載せざるとき

是なり此場合に於ては所持人は支拂人をして呈示期間内に拒絶證書を作らしめざる可らず而して法律は支拂人カ拒絶證書を作成したる日を以て引受の爲めに支拂人に呈示したる日と看做すへし第二項及び第三項は第一項の規定より生ずる當然の規定にして別に説明を要せず

第四百六十八條 引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ支拂人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

支拂人カ爲替手形ニ署名シタルトキハ其引受ヲ爲シタルモノト看做ス

(註釋) 本條は引受の方式を規定したる者にして例へは本文支拂の儀引受申候也と記載し之に支拂人署名(舊法の如く捺印するの要なし)す可きを本則とす若し支拂人カ爲替手形に署名したるのみにて引受の旨を記載せざるときは如何と云ふに決して手形上の効力を失はず唯法律は此場合には引受を爲したる者と看做すに過ぎざるなり

第四百六十九條 支拂人ハ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ヲ除ク外支拂人カ爲替手形ノ單純ナル引受ヲ爲ササリシトキハ其引受ヲ拒絕シタルモノト看做ス但引受人ハ其引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

(註釋) 本條第一項は爲替手形の支拂人は手形面に記載したる金額の一部のみに付ても引受を爲すことを得べき旨を明かにせり勿論本條あるか爲めに全部の引受を禁したる者にあらず(前條の規)故に手形面に記載したる金額の一部の引受を爲したるときは引受を爲さる他の部分に付ては理論上引受を拒みたることゝなるや疑の存せざる所なり

第二項は第一項の場合を除くの外支拂人カ爲替手形の單純なる引受を爲さるりし場合に付て規定せり此場合には單純なる引受を爲さるりし當然の結果として其引受を拒みたるものと看做すべし然るに引受人にして既に引受を爲したるときは支拂には手形面に記載したる引受の文言に從ひて其責に任す可き者とす

第四百七十條 支拂人ハ爲替手形ノ引受ニ因リ滿期日ニ於テ其引受ケタル金

ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第四百七十一條 引受人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササリシ場合ニ於テ其所持人又ハ償還ヲ爲シタル裏書人若クハ振出人ニ對シテ支拂フヘキ金額ハ第四百九十一條又ハ第四百九十二條ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

前二ヶ條は一讀明了なるを以て別に説明を試むるの要なし

第四百七十二條 支拂地カ支拂人ノ住所地ト異ナル場合ニ於テ振出人カ爲替手形ニ支拂擔當者ヲ記載セサリシトキハ支拂人ハ其引受ヲ爲スニ當タリ之ヲ記載スルコトヲ得若シ支拂人カ之ヲ記載セサリシトキハ支拂地ニ於テ自ラ支拂ヲ爲ス責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ振出人ハ爲替手形ニ其引受ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示スヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得此場合ニ於テ所持人カ拒絕證書ニ依リ其呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

(註釋) 抑も支拂人の住所地と支拂地と異なるときは振出人か爲替手形を振出すに當り支拂擔當者を記載することを得之れ管に振出の場合のみならず引受の場合に於ても振出人か爲替手形に支拂擔當者を記載せざりしときは支拂人は其引受を爲すに當り支拂擔當者を記載することを得へし從て若し支拂人か之を記載せざりしときは法理上支拂人は自ら支拂地に於て之を支拂ふ可きことを承諾したる者と見做して不可なし故に本條第一項末段は「支拂地に於て自ら支拂を爲す責に任す」と規定せる所以なり

第二項の規定は説明を要せずして明かなり

第四百七十三條 支拂人ハ引受ヲ爲スニ當タリ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル

支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得

本條は簡明なるか故に説明の要なし

第ノ節 擔ノ保請求

第四百七十四條 支拂人カ爲替手形ノ引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前

者ニ對シ手形金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

支拂人カ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲シタルトキハ所持人ハ其殘額及ヒ

費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

(註釋) 抑も支拂人か爲替手形の引受を爲さしりしときは所持人は前者に對して如何なる權利を有するやに付ては古來より學說及ひ立法例二派に分れ一は單に擔保のみを請求するの權利ありとの主義他は償還をも請求するの權利ありとの主義即ち是なり而して本條は前者の主義を採りたる結果として爲替手形の所持人か引受の爲め之を支拂人に呈示したるに拘はらず支拂人に於て其引受を爲さしりし場合には其前者に對し手形面に記載したる一定の金額及び費用例へは拒絕證書を作成する費用若くは戻爲替の費用の如きに付キ相當なる擔保を請求することを得へき者とせり從て支拂人か手形金額の一部に付キ引受けを爲したる場合には所持人は其引受を爲したる部分に付ては擔保を請求するの權利なし然れども引受を爲さしる部分即ち其殘額及び費用に付きては相當の擔保を請求するの權利を有する者とす

法文に所謂「擔保」とは例へば保證、抵當、質等を指したるにあり而して此擔保は相當のものた

ることを要す故に不相当なる担保は請求するの権利なし

第四百七十五條 爲替手形ノ所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ引受拒絶證書ヲ作ラシメ且担保ヲ供セシメント欲スル者ニ對シ遲滞ナク担保請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は前條の請求を爲さんと欲する所持人の通知を發することに關する規定に過ぎず

第四百七十六條 裏書人カ其後者ヨリ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其前者ニ對シ其担保スヘキ金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ担保ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ裏書人ハ担保ヲ供セシメント欲スル者ニ對シ遲滞ナク担保請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百七十七條 前三條ノ規定ニ依リテ担保ノ請求ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク引受拒絶證書ト引換ニ相當ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス但担保ニ代ヘテ相當ノ金額ヲ供託スルコトヲ得

前二ヶ條は説明を要せざる規定なり

第四百七十八條 前者カ担保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタルトキハ其後者全員ノ爲メ且其後者全員ニ對シテ之ヲ爲シタル者ト看做ス

所持人又ハ裏書人カ第四百七十五條又ハ第四百七十六條第二項ノ通知ヲ發シタルトキハ其通知ヲ受クル者ノ後者全員ノ爲メニシタルモノト看做ス

(註釋) 本條は担保の請求を請けたる者の義務に關して規定せり即ち担保の請求を受けたる者とは第四百七十四條乃至第四百七十六條の規定に依りて請求せられたる者にして畢竟此請求を受けたる者は速かに引受拒絶證書と引換に相當なる担保を供せざる可らざる義務あり併しなから此義務者は担保義務に代へて相當なる金額を供託することを得へし要するに相當なる担保を供する義務を以て原則とし相當なる金額を供託するを以て例外とす

第四百七十九條 左ノ場合ニ於テハ第四百七十七條ノ規定ニヨリテ供シタル担保ハ其効力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

一 後日ニ至リ爲替手形ノ單純ナル引受アリタルトキ

- 二 手形金額及ヒ費用ノ支拂アリタルトキ
- 三 擔保ヲ供シ若クハ供託ヲ爲シタル者又ハ其前者カ償還ヲ爲シタルトキ
- 四 手形上ノ權利カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキ
- 五 擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタル者カ満期日ヨリ一年内ニ償還ノ請求ヲ受ケザリシトキ

(註釋) 本條は第四百七十七條の規定に依り引受拒絶證書と引換に供したる相當なる擔保カ其効力を喪失し又は相當なる擔保に代へて供託したる相當なる金額を取戻すことを得べき場合を明かにしたる者にして即ち

- 第一 支拂人カ曩きに引受けさりし爲替手形に對し後日に至り單純なる引受を爲したる場合
- 第二 所持人に對し爲替手形面に記載したる一定の金額及び費用を支拂ひたる場合
- 第三 相當なる擔保を供し若クハ相當なる金額を供託したる者又は其前者カ償還を爲したる場合

第四、手形上の權利カ時効に罹り又は手續カ欠缺と爲り爲めに消滅に歸したる場合

第五、相當なる擔保を供し又は金額を供託したる者カ満期日より起算して一年内に償還の請求を受けざりし場合

第四百八十條 引受人ガ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ相當ノ擔保ヲ供セサルトキハ所持人ハ豫備支拂人ノ引受ヲ求ムルコトヲ得但拒絶證書ヲ作ラシメ且遲滞ナク豫備支拂人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス
豫備支拂人ナキトキ又ハ豫備支拂人ガ單純ナル引受ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十一條乃至第四百七十八條ノ規定ヲ準用ス

第四百八十一條 左ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ニ依リテ供シタル擔保ハ其効力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

- 一 豫備支拂人カ後日に至り單純ナル引受ヲ爲シタルトキ
- 二 引受人カ後日に至り相當ノ擔保ヲ供シタルトキ

三 第四百七十九條第二號乃至第五號ノ場合

前二ヶ條は説明を要せずして明かなり

第五節 支拂

第四百八十二條

一 覽拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年内ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絶證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

(義解) 本條は一覽拂の爲替手形の支拂に關する規定なり

元來一覽拂の爲替手形は其性質満期日の定めなきものなれば何時にても所持人より支拂人に對して支拂を求むることを得へし從て手形日附後三年にても若くは四年にても支拂を求むることを得へき者と謂はざる可らず然れども斯の如く永久に存続するときは種々の弊害を醸生するの恐れあり

り故に本條第一項は一覽拂の爲替手形の所持人は日附より一年内に云々と規定し以て此種の手形は日附より一年内に呈示すべきものと爲したり若し振出人が一年以内の呈示期間を定めたるときは所持人は其期間内に於て呈示せざる可らざる者とす

第二項の規定は説明を要せず

第四百八十三條

支拂ハ爲替手形ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス

支拂ヲ爲ス者ハ所持人ヲシテ爲替手形ニ其支拂ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ

且之ニ署名セシムルコトヲ得

(義解) 夫れ手形上の債權たるや手形と共に發生し手形と共に消滅し發生、消滅總て手形に隨伴する者なるか故に爲替手形の支拂を爲すに當りては其手形と引換にあらざれば之を爲すことを要せざるや理の最も觀易き所なり是本條第一項の規定ある所以なり

第二項は支拂を爲したる者の權利を規定したる者なり而して其理由は支拂を爲したるか爲め其手形を得たること及び何人より之を得たることを明かにすることを得せしむるか爲めに必要なれば支拂を爲したる者に此權利を附與したり此權利とは第一所持人をして爲替手形に其支拂を受けた

る旨を記載せしむること第二右の記載を爲さしめたる後に所持人をして之に署名せしむること即ち是なり

第四百八十四條 手形金額ノ全部ニ付キ引受アリタルトキト雖モ所持人ハ其一部ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得ス

一部ノ支拂アリタルトキハ所持人ハ其旨ヲ爲替手形ニ記載シ且其謄本ヲ作り署名ノ後之ヲ交付スルコトヲ要ス

(註釋) 本條第一項は支拂人か爲替手形面に記したる金額の全部に付き引受を爲したる場合と雖ども其手形の所持人は一部の支拂を拒むことを得すとせり何となれば手形の支拂は振出人又は裏書人の義務を免かれしむる者なれば之を拒絶することを得ざるなり

第二項は一部の支拂に關する手續を定めたるに過ぎざるを以て別に説明を要するものなし

第四百八十五條 爲替手形ノ支拂ノ請求ナキトキハ引受人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間經過ノ後手形金額ヲ供託シテ其債務ヲ免ルルコトヲ得

本條は一讀明了なり故に説明を省く

第六節 償還ノ請求

第四百八十六條 支拂人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

(註釋) 本條は支拂人か爲替手形の支拂を爲さしむるときは所持人は如何なる人に對して償還の請求を爲すことを得べきやに付て規定せり此場合には手形の所持人は其前者に對して償還請求を爲すことを得へし例へば振出人及び裏書人に對して請求權を有するか如き場合

第四百八十七條 所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シ若シ手形金額ノ支拂ナキトキハ滿期日又ハ其後二日內ニ支拂拒絶證書ヲ作ラシメ且償還ヲ爲サシメント欲スル者ニ對シ拒絶證書作成ノ翌日マテニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス
所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

(註釋) 本條は爲替手形の所持人か償還請求を爲さんと欲する場合に於ける手續を定む而して此手續たるや先づ所持人より支拂人に對し爲替手形を呈示し以て支拂を求むへし斯の如く所持人より支拂人に對して支拂を求めたるに拘はらず支拂人にして手形金額を支拂はざるときは所持人は満期日又は其後二日以内に於て支拂拒絶證書を作成せしめ且償還を爲さんと欲する者に對し其拒絶證書作成の翌日までに償還請求の通知を發せざる可らず從て所持人にして此手續を行はざるときは其前者即ち振出人又は裏書人に對する手形上に於ける權利を喪失するに至るものとす

第四百八十八條 裏書人カ其後者ヨリ前條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裏書人ハ償還ヲ爲サシメント欲スル者ニ對シ自己カ通知ヲ受ケタル日ノ翌日マテニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ得
本條は一讀明瞭なるを以て説明を省く

第四百八十九條 爲替手形ノ所持人ハ支拂拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキト雖モ其作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ手形上ノ權利ヲ失フコトナシ

所持人カ支拂拒絶證書ヲ作ラシメタルトキハ其作成ヲ免除シタル者ト雖モ其費用ヲ償還スル義務ヲ免ルルコトヲ得ス

(註釋) 本條の場合ハ之を別て二個とす一は爲替手形の所持人か支拂拒絶證書を作成せしめざりしとき、他は之に反して所持人か支拂拒絶證書を作成せしめたるとき即ち是なり前者の場合に在りては支拂拒絶證書を作らしめざりし結果として前條第二項の規定に従ひ所持人は振出人其他の前者に對する手形上の權利を失ふも其作成を免除せし者に對しては決して手形上の權利を喪失することなし之に反して後者の場合に在りては支拂拒絶證書を作成したる者は勿論其作成を免除したる者と雖も決して費用を償還するの義務を免かるゝことを得ざるものとす

第四百九十條 支拂地カ支拂人ノ住所ト異ナル場合ニ於テ所持人カ償還ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ支拂擔當者ニ、若シ爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載ナキトキハ支拂地ニ於テ支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス此場合ニ於テ支拂擔當者又ハ支拂人カ支拂ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ支拂地ニ於テ第四百八十七條第一項ノ規定ニ從ヒ支拂拒絶證書ヲ作

ラシメ且償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載アル場合ニ於テ所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ引受人ニ對シテモ手形上ノ權利ヲ失フ

(註釋) 本條は支拂地カ支拂人の住所地ト異なる場合即ち他所拂手形に於て所持人カ償還の請求を爲さんと欲するときには於ける手續を定めたるにあり此場合には所持人は先づ支拂擔當者に對して爲替手形を呈示して其支拂を求む可し若し其爲替手形に支拂擔當者の記載なきときは支拂地に於て支拂を求むる爲めに爲替手形を呈示せざる可らず然らば支拂擔當者カ支拂を爲さしりしとき又は支拂人カ支拂を爲さしりしときは如何と云ふに此場合には所持人は支拂地に於て第四百八十七條第一項の規定に従ひ支拂拒絕證書を作成せしめ且償還請求の通知を發すへきものとす而して支拂擔當者の定めあるときは所持人は支拂擔當者に對して支拂を求むることを得へきに拘はらず所持人カ此手續を爲さしりしときは法律は引受人に對しても手形上の權利を失ふへきものとせり

第四百九十一條 爲替手形ノ所持人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

- 一 支拂アラサリシ手形金額及ヒ滿期日以後ノ法定利息
- 二 拒絕證書作成ノ手数料其他ノ費用

前項ノ金額ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ住所地カ支拂地ト異なる場合ニ於テハ支拂地ヨリ償還ノ請求ヲ受クル者ノ住所地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依リテ之ヲ計算ス若シ支拂地ニ於テ其相場ナキトキハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ住所地ニ最モ近キ地ニ宛テ振出シタル一覽拂ノ爲替手形ノ相場ニ依ル

第四百九十二條 償還ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

- 一 其支拂ヒタル金額及ヒ支拂ノ日以後ノ法定利息
- 二 其支出シタル費用

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十三條 爲替手形ノ所持人又ハ裏書人ハ償還ノ請求ヲ爲ス爲メ其前者ヲ支拂人トシテ更ニ爲替手形ヲ振出スコトヲ得

(註釋) 本條は學者の所謂戻爲替手形に關する規定にして一に復爲替手形とも謂ふ然れども此種の手形は通常爲替手形の一種に屬する者にして特立なる手形に非らず詳言すれば此種の手形は爲替手形の所持人又は裏書人か償還の請求を爲す爲め其前者即ち振出人若くは前裏書人を支拂人と指定して更に振出す所の爲替手形にして此點を除くときは通常の爲替手形と異なることなし
法文に所謂「所持人又は裏書人」とは償還請求權を有する所持人又は裏書人に限れり從て此種の所持人又は裏書人に非らざれば到底本條の規定に依りて戻爲替手形を振出すことを得ず

第四百九十四條 所持人又ハ裏書人カ前條ノ規定ニ因リテ振出ス爲替手形ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ住所地ヲ以テ其支拂地ト定メタル一覽拂ノモノタルコトヲ要ス

所持人カ振出ス爲替手形ニハ本爲替手形ノ支拂地ヲ以テ振出地ト定メ裏書人カ振出ス爲替手形ニハ其住所地ヲ以テ振出地ト定ムルコトヲ要ス

第四百九十五條 償還ハ爲替手形、支拂拒絕證書及ヒ償還計算書ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス
償還ヲ爲ス者ハ之ヲ受クル者ヲシテ償還計算書ニ償還ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四百九十六條 第四百七十八條第二項ノ規定ハ償還ノ請求ニ之ヲ準用ス
第四百九十四條乃至第四百九十六條の規定は一讀明白なり

第七節 保證

第四百九十七條 爲替手形ヨリ生シタル債務ヲ保證スル爲メ爲替手形、其謄本又ハ補箋ニ署名シタル者ハ其債務カ無効ナルトキト雖モ主タル債務者ト同一ノ責任ヲ負フ

(註釋) 本條は爲替手形の保證債務に付て規定す

元來手形の保證債務に付ては振出人若くは裏書人は支拂人に對する保證の地位に立つへし何となれば若し支拂人が手形を支拂はざる時は之を支拂ふへしとのことを所持人に保證する者なり然れども茲に所謂保證なる者は斯る意味の保證にはあらざるなり即ち振出人の爲め又は裏書人の爲め其他手形義務者全体の爲めに手形義務者以外の者が爲替手形より生したる債務を保證する者なり而して其保證は爲替手形なると其贖本なると又は補箋なるとを問はず其之に署名したる者は保證人なり

然らば手形の保證の効力は如何と云ふに本條未段は「其債務が無効なるときと雖も主たる債務者と同一の責任を負ふ」と規定したるを以て手形債務の保證人は主たる債務者と連帶責任を負ふ可きは勿論假令主たる債務が無効なるときと雖も主たる債務者と同一の責任を負ふ可らざるや明かなり

第四百九十八條 何人ノ爲メニ保證ヲ爲シタルカ分明ナラサルトキハ其保證ハ引受人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス但未タ引受アラサルトキハ振出人爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百九十九條 保證人カ其債務ヲ履行シタルトキハ所持人カ主タル債務者ニ對シテ有セシ權利及ヒ主タル債務者カ其前者ニ對シテ有スヘキ權利ヲ取得ス

(註釋) 前條及び本條の規定は説明の要なしと雖も一言以て之を蔽ふときは即ち前條は如何なる人の爲めに保證を爲したるか更に分明ならざる場合に於ける保證に付て規定し本條は保證人が手形より生したる債務を履行したる場合に於ける權利の取得に關して規定したるに過ぎず

第八節 參加

第一款 參加引受

(註釋) 參加引受とは支拂人以外の者が手形債務を引受くることを謂ふ而して引受を爲したる人を參加引受人と云ひ引受を受けたる人を參加人と云ふ

本款に所謂參加引受は舊商法に所謂榮譽引受到該當し次款に所謂參加支拂は舊商法に所謂榮譽支拂に該當せり元來參加引受又は參加支拂なる者は振出人其他の者の榮譽の爲めに引受又は支拂を

するは多數の場合に於ける事實に適合すへしとするも法理上より觀察するときは榮譽引受又は榮譽支拂等の名稱を附するは決して正鵠を得たる者と云ふことを得ず故に本法は舊商法に榮譽引受又は榮譽支拂なる名稱を附したるに拘はらず其名稱を改めて本款に參加引受の事を定め次款に參加支拂の事を定めたる所以なり

第五百條 爲替手形ノ所持人カ引受拒絶證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備

支拂人アルトキハ其豫備支拂人ニ引受ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得ス

豫備支拂人カ引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其旨ヲ引受拒絶證書ニ記載セシムルコトヲ要ス

(註釋) 本條は簡明にして説明の要なしと雖も唯一言すへきは豫備支拂人とは豫備支拂人とは支拂人カ引受を拒みたるときに豫備として定められたる人を云ふ而して豫備支拂人は特り振出人カ振出のとき之を定むるのみならず裏書人と雖も亦之を定むることを得べきや明白なり

第五百一條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人ニ非サル者ノ參加引受ヲ拒ムコ

トヲ得

(註釋) 本條は所持人は豫備支拂人以外の者の參加引受を拒むと拒まざるとは隨意なりとの旨を明かにせり蓋し豫備支拂人以外の者即ち第三者中には或は信用なき人もある可し必ずしも信用多き人のみならず信用なき人より參加引受を申込みたるときは爲替手形の所持人にして拒否を決せしむるの自由を與へしめざる可らず何となれば所持人をして必ずや之を許諾せざる可らずとせば所持人の迷惑此上もなかる可し故に本條は「參加引受を拒むことを得」と規定し「參加引受を拒むことを得ず」と規定せざる所以なり

第五百二條 參加引受ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ其選擇ニ從

ヒ其一人ヲシテ引受ヲ爲サシムルコトヲ得

第五百三條 參加引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ參加引受人署名スルニ依リ

テ之ヲ爲ス

參加引受人カ爲替手形ニ被參加人ヲ定メサリシトキハ其引受ハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百四條 所持人ハ引受拒絶證書ニ參加引受アリタル旨ヲ記載セシメ且其證書作成ノ費用ノ支拂ト引換ニ之ヲ參加引受人ニ交付スルコトヲ要ス
參加引受人ハ遲滞ナク前項ノ拒絶證書ヲ被參加人ニ送付スルコトヲ要ス

以上第五百二條乃至第五百四條の規定は説明を俟たずして明かなり

第五百五條 參加引受人ハ支拂人カ手形金額ノ支拂ヲ爲サザル場合ニ於テ被參加人ノ後者ニ對シ支拂アラサリシ手形金額及ヒ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ但所持人カ満期日又ハ其後二日內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ參加引受人ニ呈示セサルトキハ參加引受人ハ其義務ヲ免ル

(註釋) 本條は參加引受人の手形金額及び費用支拂義務に關する規定なり元來參加引受人は支拂人カ手形金額の支拂を爲さざる場合には自己(參加引受人ヲ云フ)カ支拂を爲さんことを引受けたる者なり故に參加引受人の手形金額及び費用支拂の義務は支拂人カ手形面に記載したる金額の支拂を爲さざる場合に於て被參加人の後者に對し支拂あらざりしときは其義務を負擔せざる可らざるや理の當らに然る可き所なり

然れども此義務は永久參加引受人に負擔せしむるときは參加引受人に對して酷に失する者と謂はざる可らず故に本條は特に但書に於て手形金額及び費用支拂の義務免除に關する規定を設けたり

第五百六條 爲替手形ノ所持人其他被參加人ノ後者ハ參加引受ニ因リテ擔保ヲ請求スル權利ヲ失フ

第五百七條 被參加人ハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十五條乃至第四百七十九條ノ規定ヲ準用ス

前條及び本條の規定は續て字の如く説明の要を見ず

第二款 支拂

第五百八條 爲替手形ノ所持人カ支拂拒絶證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキハ所持人ハ満期日又ハ其後二日內ニ參加引受人ニ若シ參加引受人ナキトキ又ハ參加引受人カ支拂ヲ爲ササリシトキ

ハ豫備支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス
 參加引受人又ハ豫備支拂人カ支拂ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其旨ヲ支拂拒絶證書ニ記載セシムルコトヲ要ス
 所持人カ前二項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ豫備支拂人ヲ指定シタル者又ハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

(註釋) 本條の趣旨たるや説明の便宜上之を二個に分折して辨明せざる可らず第一爲替手形の所持人カ支拂人をして支拂拒絶証書を作成せしめたる場合に於て其手形に豫備支拂人又は參加引受人のあるとき第二右の場合に於て參加引受人なきとき又は參加引受人カ支拂を爲さざるとき即ち是なり此第一の場合には爲替手形の所持人は満期日又は其後二日以内に參加引受人に爲替手形を呈示して其支拂を求めたる後に非されは其前者に對して償還の請求を爲す之に反して第二の場合には豫備支拂人に爲替手形を呈示して其支拂を求めたる後に非されは其前者に對して償還の請求を爲す之を得ざるなり(本條第一項)

然らば所持人より參加引受人又は豫備支拂人に對して支拂を求めたるに支拂を爲さざるときは如何と云ふに此場合には所持人は參加引受人又は豫備支拂人をして支拂を爲さざるとき旨を支拂証書に記載せしめざる可らず(第二項)從て爲替手形の所持人カ以上の手續(第一項及び第二項)を爲さざるときは假令過失にて爲さざるとき場合と雖ども豫備支拂人を指定したる者又は被參加人及び其後者に對する手形上の權利を失ふ可き者とす(第三項)

第五百九條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル者ノ參加支拂ト雖モ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ之ヲ拒ミタルトキハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

(註釋) 爲替手形の所持人は假令豫備支拂人又は參加引受人以外の第三者カ自ら進んで參加支拂を爲すときと雖ども之を拒絶することを得ず若し手形の所持人にして之を拒絶せんか被參加人及び其後者に對する手形上の權利を失ふに至る

第五百十條 參加支拂ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ最モ多數ノ

者ヲシテ債務ヲ免レシムル効力ヲ有スル支拂ヲ受クルコト要ス

(註釋) 本條に所謂「參加支拂を爲さんとする者數人あるとき」とは例へは同一の手形に關し甲者は乙者なる振出人の爲め又丙者は丁者なる裏書人の爲め又戊者は己者なる裏書人の爲めに參加支拂を爲さんこと即ち數人にて參加支拂の申込みを爲したる場合を謂ふ此場合に於ては爲替手形の所持人は最も多數の義務者をして債務を免かれしむる効力を有する支拂を受けざる可らず是れ本條の規定ある所以なり

第五百十一條 豫備支拂人又ハ參加引受人ニ非サル參加支拂人カ被參加人ヲ示ササリシトキハ其支拂ハ支拂人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百十二條 所持人ハ支拂拒絶證書ニ參加支拂アリタル旨ヲ記載セシメ且手形金額及ヒ費用ノ支拂ト引換ニ其拒絶證書及ヒ爲替手形ヲ參加支拂人ニ交付スルコトヲ要ス

第五百十三條 參加支拂人カ支拂ヲ爲シタル時ハ引受人、被參加人及ヒ其前者

者ニ對スル所持人ノ權利ヲ取得ス

以上第五百十一條乃至第五百十三條の規定は一讀明瞭なるを以て特に辨明するの要なし

第九節 拒絶證書

第五百十四條 拒絶證書ハ爲替手形ノ所持人ノ請求ニ因リ公證人又ハ執達吏之ヲ作ル

註釋 本條は拒絶證書は如何なる人か作成す可きやに付て規定せり夫れ拒絶證書なる者は支拂人か支拂を拒絶したることを公證する證書に外ならざるを以て其性質一私人の作成すへき者にあらず故に法律は公證人又は執達吏をして之を作らしむ然れども公證人又は執達吏は職權を以て之を作成すへき者にあらずして爲替手形の所持人の請求に因りて之を作成す可き者なり

第五百十五條 拒絶證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ公證人又ハ執達吏之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 爲替手形、其謄本及ヒ補箋ニ記載シタル事項
- 二 拒絶者及ヒ被拒絶者ノ氏名又ハ商號

- 三 拒絕者ニ對シテ爲シタル請求ノ趣旨及ビ拒絕者カ其請求ニ應セサリシコト又ハ拒絕者ニ面會スルコト能ハサリシ理由
- 四 前號ノ請求ヲ爲シ又之ヲ爲スコト能ハサリシ地及ヒ年月日
- 五 拒絕者ノ營業所、住所又ハ居所カ知レサル場合ニ於テ其地ノ官署又ハ公署ニ問合ヲ爲シタルコト
- 六 法定ノ場所外ニ於テ拒絕證書ヲ作ルトキハ拒絕者カ之ヲ承諾シタルコト
- 七 參加引受又ハ參加支拂アルトキハ參加ノ種類及ビ參加人並ニ被參加人ノ氏名又ハ商號

(註釋) 既に前條に於て説明せし如く拒絕證書は公證人又は執達吏の作成す可き者なれば公證人又は執達吏は拒絕證書を作成したるときは之を公證する爲めに此證書に署名せざる可らず(但捺印ス)然らば此拒絕證書には如何なる者を記載す可きやと云ふに本條第一號乃至第七號に列記したる事項を記載す可き者なり而して本條第一號乃至第七號の何たることは一目瞭然たるを以て説明を省

讀者請ふ之を恕せよ

第五百十六條 數人ニ對シテ手形上ノ請求ヲ爲スヘキトキハ其請求ニ付キ一通ノ拒絕證書ヲ作ラシムルヲ以テ足ル

(註釋) 數人に對して手形上の請求を爲すへき場合に於て一々拒絕證書を作成せざる可らざる者とすは實際上極めて不便なり故に本條は斯る場合には實際の便宜に鑑み其請求に付き單に通の拒絕證書を作成せしむれば可なりとの旨を規定したるに過ぎず

第五百十七條 公證人又ハ執達吏カ拒絕證書ヲ作リタルトキハ其帳簿ニ其證書ノ全文ヲ記載スルコトヲ要ス
拒絕證書カ滅失シタルトキハ利害關係人ハ其謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此謄本ハ原本ト同一ノ效力ヲ有ス

(註釋) 本條第一項を設けたる理由は何ぞや他なし夫れ公證人又は執達吏が爲替手形の所持人の請求に因り拒絕證書を作成したるときは其原本を所持人に交付す可きものなるを以て其證書の全文を帳簿に記載し原本が滅失したる場合に備へしむること極めて必要なりと認め以て本條第一項の

規定を設けたる所以なり

第二項は拒絶證書を滅失したる場合に關して規定せり此場合には利害關係人は再ハ原本を請求することを得ざるも其謄本の交附は請求するを得べし然れども其謄本の効力は原本の効力と同一にして敢て異なることなし

茲に所謂「利害關係人」とは廣き意味を有する者にして獨り被拒絶者のみに限らざるへし例へは裏書人が擔保を供し又は償還を爲し若くは參加人が引受を爲し又は支拂を爲して被拒絶者若くは其他の者より拒絶證書の交附を受けたる後に於て原本を滅失するか如きとあり故に此等の者よりして其謄本の交附を請求するを得へし此の如く謄本を請求するを得へき者は被拒絶者のみにあらざるを以て本條第二項は利害關係人なる語を使用し手形上の利害關係を有する者をして一切包含せしめたり

第十節 爲替手形ノ複本及ヒ謄本

(總説) 本節は爲替手形の複本及ヒ謄本に關する規定にして第五百十八條乃至第五百二十四條を總稱する者なり

凡そ爲替手形は一通にて發行することあり又數通にて發行することあり後者は即ち爲替手形の複本にして専ら遠隔の地に住居する者との取引に用ゐらるゝ者なり而して此種の手形は必竟左の實用あるか爲めに發行せらる

第一 手形の紛失を防止する利益あり

遠隔の地に於て支拂を爲す場合には動もすれば

盜難其他不時の災害によりて紛失するの憂あり故に數通の手形を振出すときは其内の一通は必らず受取人に達すへきの便あり

第二 手形の流通を迅速ならしむるの便益あり

凡そ手形は振出人か或人を支拂人と指

定し之に宛て、發行したる信用証券なりと雖ども若し指定せられたる者か果して手形の文面に從ひ支拂を爲すや否や明かならざるときは受取人の地位大に不安全なりと云はざるを得ず左れども振出人にして當初手形を發行するに方り爲替手形の複本を作りて發行するときは隔遠の地に在る者は取引上大に便益あり便益とは時日を省き費用を減するの利益を謂ふ例へは爲替手形の振出人甲は横濱に在り支拂人乙は倫敦に又受取人丙は紐育に在りと假定せよ此場合に振出人甲が手形を二通作り一通は引受の爲めに之を支拂人乙に他の一通は之を受取人丙に送附するときは丙は比較的速く其手形を流用することを得へし何となれば

は甲が引受の爲めに乙に送りたる一通の手形は當初其手形の横濱より倫敦に到着するには四十日を要し又倫敦より紐育に到着するには七日を要し前後四十有七日を閱して始めて丙の許に達するものとせば丙は其間全く手形を利用することを得ず爲めに不便を感ずること尠少に非らざるへし然るに爲替手形の複本なる者は此不便を補ふを以て丙は甲より送附したる一通の手形は二十日前後の日子を経て入手し得へく而して斯る附記しある手形は銀行に於ても大に信用を置くを以て丙は乙より引受の旨を記入したる手形の未だ到達せざるに拘はらず直ちに銀行に到り割引を請求し金融を得るの便あり之を要する爲替手形の複本は以上の如き實用あるを以て各國の共に認むる所なり我舊商法は之に紐手形なる名稱を附したりしも本法は之を改めて附するに爲替手形の複本と題目したり

第五百十八條 爲替手形ノ所持人ハ振出人ニ對シテ其爲替手形ノ複本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但所持人カ受取人ニ非サルトキハ順次ニ其前者ヲ經由シテ之ヲ請求スルコトヲ要ス

振出人カ爲替手形ノ複本ヲ作りタルトキハ各裏書人ハ各通ニ其裏書ヲ爲ス

コトヲ要ス

(註釋) 本條第一項の規定たるや振出人カ爲替手形の複本を發行し其手形が各所に轉讓したる後、現在の所持人カ該手形に其複本たることを記しあるを發見し其爲替手形の複本なることを知り之が全部を保有するを必要なりとして振出人に對して他の數葉の交付を請求することを得へき旨を定めたるに外ならざる可し而して若し爲替手形の所持人カ受取人にあらざる場合には直接に振出人に對して其手形の複本の交付を請求することを得ざるか故に必ずや順次に其前者を經由して爲替手形の複本を請求せざる可らず

第二項は振出人カ作成したる爲替手形の複本の各通には各裏書人に於て一々裏書を爲さざる可らずとの旨を規定したるに過ぎず

第五百十九條 爲替手形ノ複本ニ其複本タルコトヲ示ササルトキハ其各通ハ

獨立ノ爲替手形トシテ其効力ヲ有ス

(註釋) 本條は爲替手形の複本の本質を明言せり蓋し爲替手形の複本なる者は縱令數通を以て成立するも其全部の手形を併合して單一の爲替手形と認む可き者なり故に爲替手形の複本に其複本た

ることを記入せざるるときは假令實質に於ては複本に相違なきも其複本たることを記入せざるの一
事を以て法律上爲替手形の複本なりと稱するを得ず從て其各通は獨立の爲替手形と同一の効力
を生ずるに過ぎざるなり

第五百二十條 爲替手形ノ複本ヲ作りタル場合ニ於テ其一通ノ支拂アリタル

トキハ他ノ各通ハ其効力ヲ失フ但引受アルモノハ此限ニ在ラス

二人以上ニ各別ニ數通ノ爲替手形ノ裏書ヲ爲シタル者又ハ數通ノ爲替手形
ニ引受ヲ爲シタル者ハ支拂ノ時ニ於テ返還アラサリシ各通ニ付キ手形上ノ
責任ヲ免ルコトヲ得ス

(註釋) 本條は爲替手形の複本の支拂に關する効力を規定す

既に説明したるか如く爲替手形の複本は其全體を併せて一通の手形と認む可き者なるか故に苟も
其一通に付キ支拂ありたるときは他の數通は全く廢紙に屬するものとす換言すれば全體の手形に
付キ單に一回の支拂を爲すに過ぎざるなり、されば本條第一項は「其一通の支拂ありたるときは
他の各通は其効力を失ふ」と規定せり然れども引受ありたるときは之に因りて引受人は其引受け

たる金額を支拂ふの義務を負ふを以て假令複本中他の數通に對して支拂を爲すも之か爲め引受あ
る複本の効力を失ふべき理由なし是れ但書の設けある所以なり

第二項は一讀其意を解する敢て難からざるに依り説明を省く

第五百二十一條 爲替手形ノ複本ノ所持人カ引受ヲ求ムル爲メ其一通ヲ送付

シタルトキハ他ノ各通ニ其送付先ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ記載アル爲替手形ノ所持人ハ引受ヲ求ムル爲メニ送付シタル一通ノ
爲替手形ヲ受取りタル者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得若シ其者カ之
ヲ返還セサルトキハ拒絕證書ニ依り其事實及ヒ他ノ一通又ハ數通ノ爲替手
形ヲ以テ引受又ハ支拂ヲ受クルコト能ハサリシコトヲ證明スルニ非サレハ
其前者ニ對シテ擔保又ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

本條は簡明なるを以て説明の要を見ず

第五百二十二條 爲替手形ノ所持人ハ其謄本ヲ作ルコトヲ得

爲替手形ノ謄本ニ或事項ヲ記載シタルトキハ其事項ト原本ニ記載シタル事項トヲ區別スルコトヲ要ス

(註釋) 本條乃至第五百二十四條の三ヶ條は爲替手形の謄本に關する規定にして本條第一項は爲替手形を所持する者は自ら爲替手形の謄本を作成することを得べき旨を明言したるに過ぎず
第二項は爲替手形の謄本と其原本との區別に付て規定せり既に本法は爲替手形の謄本に裏書を爲し又は保證を爲すことを許したるか故に其結果として爲替手形の原本に記載したる事項と其謄本に記載したる事項とは判然之か區別を爲さざる可らざるの必要を生ず之れ本條第二項の規定ある所
以なり

第五百二十三條 所持人カ爲替手形ノ引受ヲ求ムル爲メ其原本ヲ送付シタル場合ニ於テ其謄本ヲ作りタルトキハ之ニ其原本ノ送付先ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ記載アル謄本ノ所持人ハ原本ヲ受取りタル者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得

第五百二十四條 引受ヲ求ムル爲メニ送付シタル爲替手形ヲ受取りタル者カ之ヲ返還セサル場合ニ於テ其謄本ノ所持人カ拒絕證書ニ依リテ其事實ヲ證明スルトキハ謄本ニ署名シタル者ニ對シテ擔保ノ請求ヲ爲シ又謄本ニ記載シタル満期日カ到來シタル後ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得
前條及び本條の規定は一目瞭然たり故に説明を省く

第三章 約束手形

(總說) 本章は約束手形に關する規定なり

約束手形とは甲者か乙者に對し一定の金額を支拂ふべき旨の約束を記載したる證券なり蓋し約束手形も亦爲替手形と同じく危険を防止し不便を避け且つ信用の媒介となるのみならず一般に融通の機關として使用せらるゝこと世既に定説の有るあり豈に敢て茲に喋々するを要せんや

而して爲替手形と約束手形と異なる要點を擧ぐれば爲替手形には振出人、受取人及び支拂人の三者あるを必要とするも之に反して約束手形には振出人と受取人との二者あるを以て足れり是爲替

手形と約束手形と相異なる要點なり

第五百二十五條 約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其約束手形タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 受取人ノ氏名又ハ商號
- 四 單純ナル支拂ノ約束
- 五 振出ノ年月日
- 六 一定ノ満期日
- 七 拂出地

(註釋) 本條は約束手形に記載すべき要件を列記したる者なり故に約束手形には本條第一號乃至第七號の要件中其一を缺くときは手形たるの效力を生ぜざるは勿論爲替手形の場合と同じく振出人

は之に署名せざる可らず而して本條第一號乃至第七號の何たるとは敢て説明を要せずと雖も一讀瞭然たりと信す

第五百二十六條 振出人カ約束手形ニ支拂地ヲ記載セサリシトキハ振出地ヲ以テ其支拂地トス

(註釋) 本條は約束手形の振出人カ其手形面に別段支拂地を掲げざりし場合には振出したる地を以て支拂を爲す可き地と定めたり

第五百二十七條 一覽後定期拂ノ約束手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年内ニ振出人ニ約束手形ヲ呈示スルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絶證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ振出人以外ノ前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百二十八條 所持人カ一覽後定期拂ノ約束手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ

振出人カ呈示ヲ受ケタル旨又ハ其日附ヲ約束手形ニ記載セサリシトキハ所持人ハ呈示期間内ニ拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ其拒絶證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキハ振出人以外ノ前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

振出人カ呈示ノ日附ヲ記載セサリシ場合ニ於テ所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

第五百二十九條 第四百四十六條、第四百四十九條乃至第四百五十一條、第四百五十三條乃至第四百五十七條、第四百五十九條乃至第四百六十四條、第四百七十一條、第四百八十條乃至第四百九十九條、第五百八條乃至第五百十七條及ヒ第五百二十二條ノ規定ハ約束手形ニ之ヲ準用ス
以上第五百二十七條乃至第五百二十九條の規定はを説明を要せずして明かなり

第四章 小切手

(總説) 本章は小切手に關する規定なり

小切手は歐米諸邦に在りては英國に於て最も早く發達し最も廣く行はれ佛獨其他の諸國の如きは何れも英國に倣ひて小切手を使用するに至れりと云ふ而して本邦に在りては大坂市内に於て舊時最も廣く行はれしは此小切手なり蓋し曠昔大坂にては専ら丁銀を以て日用の通貨と定めたりしを以て商人は之を授受するに當りて一々其重量、品質の正確なるや否やを審かにせざる可らず故に商人は皆な其所有する所の丁銀を兩替屋に預け支拂をさんとする場合には兩替屋に宛てたる支拂命令書を發して支拂を爲す人に之を交付せり兩替屋の數も至て多く各商人大抵其取引の兩替屋あるか故に後には正金を取引に使用する者極めて稀なりしと謂ふ

然らば小切手は如何なる意義を有するやと云ふに小切手とは銀行に對し信用を有する者か該銀行に宛て、其券面に記名せられたる人又は持參人に券面の金額を支拂ふ可しとの命令を記載したる證券なり

故に銀行に對して信用ある者若くは預金ある者は一々銀行に至り現金を請取るの煩なく小切手を

以て直に通貨に代用し且つ流通する者を得べきなり

第五百二十條 小切手ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其小切手タルコトヲ示スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 支拂人ノ氏名又ハ商號
- 四 受取人ノ氏名若クハ商號又ハ所持人ニ支拂フヘキコト
- 五 單純ナル支拂ノ委託
- 六 振出ノ年月日
- 七 支拂地

(註釋) 本條は小切手に關する要件を列記したる者なり故に小切手には本條に列記したる事項中其一を缺くときは小切手たるの効力なし従て此場合にも爲替手形及び約束手形の場合と同じく振出人たる者は必ず之に署名せざる可らず而し本條第一號乃至第七號の事項は一讀明瞭なるを以て

特に説明するの要なかるべし

第五百二十一條 小切手ノ振出人ハ自己ヲ受取人ト定ムルコトヲ得

(註釋) 夫れ爲替手形に於ては振出人は自己を受取人又は支拂人と定むることを得へし、第四百四十七條、と雖も小切手に於ては振出人は自己を受取人と定むるとは得へきも之に反して自己を支拂人と定むるか如ときは斷して之なし是れ本條の規定ある所以なり

第五百二十二條 小切手ハ一覽拂ノモノトス

(註釋) 小切手は其性質一覽拂の者なり故に小切手は券面に一覽拂なることを記載すると否とに關せず當然一覽拂の者なり、されは一覽拂にあらざる旨を記載したる小切手は無効と謂はざる可らず是れ獨り本法の規定に於てのみ然るにあらす歐洲諸國に於ても多數の學說及び立法例の共に一致せる所なればなり

第五百二十三條 小切手ノ所持人ハ其日附ヨリ一週間内ニ小切手ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス

所持人カ前項ニ定メタル呈示ヲ爲ササリシトキハ其前者ニ對シテ償還ノ請

求ヲ爲スコトヲ得ス

第五百三十四條 小切手ノ所持人カ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スニハ支拂拒絶證書ノ作成ニ代ヘ支拂人ヲシテ前條第一項ニ定メタル期間内ニ支拂拒絶ノ旨及ヒ其年月日ヲ小切手ニ記載セシメ且之ニ署名セシムルヲ以テ足ル

前條及び本條の規定たるや法文極めて簡明なるか故に特に説明するの要を見ず

第五百三十五條 小切手ノ振出人又ハ所持人カ其表面ニ一一條ノ平行線ヲ畫キ其線内ニ銀行又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ記載シタルトキハ支拂人ハ銀行ニ對シテノミ支拂ヲ爲スコトヲ得
振出人又ハ所持人カ平行線内ニ特定セル銀行ノ商號ヲ記載シタルトギハ支拂人ハ其銀行ニ對シテノミ支拂ヲ爲スコトヲ得但其銀行カ其商號ヲ抹消シテ他ノ銀行ノ商號ヲ記載シ之ニ取立ノ委任ヲ爲スコトヲ妨ケス

(註釋) 本條は俗に所謂筋引小切手に關する規定なり元來小切手は殆んど正金の支拂と同一なる者なるか故に通例持參人拂にて振出すことあり従て小切手を詐取し若くは盜取したる者と雖も支拂を受くると少なからず茲に於て筋引小切手の行はるゝ所以にして即ち此種の小切手は克く其危険を防止するの效驗著しき者なり故に本條第一項は振出人又は所持人カ小切手の表面に二條の平行線を畫き其線内に銀行又は之と同一の意味を有する文字を記入したる場合には支拂人は其銀行に對してのみ支拂を爲すことを得べき旨を明言せり

第二項は小切手の振出人又は所持人カ二條の平行線内に特定せる銀行の商號を記載したる場合に於ける支拂に關して規定せり此場合には支拂人は平行線内に特定せられたる銀行に對してのみ支拂を爲すことを得へし然れども其特定せられたる銀行カ其記載せられたる商號を抹消して更に他の銀行の商號を記入し以て其銀行に取立の委任を爲し支拂人をして其銀行に支拂を爲さしむることをも得べきなり

第五百三十六條 左ノ場合ニ於テハ振出人ハ五圓以上十圓以下ノ過料ニ處セ

ラル

- 一 資金ヲ又ハ信用ヲ得スシテ小切手ヲ振出シタルトキ
- 二 小切手ニ虚偽ノ日附ヲ記載シタルトキ

(註釋) 本條は小切手に關する罰則を定む抑も小切手は殆んど現金の支拂と同一なる者なるを以て其振出に關しては嚴重なる監督方法なる可らず何となれば小切手なる者は他の手形と同しく信用證券に外ならざるが故に往々詐欺の媒介となり爲めに信用を害し流通を沮害するの恐れはなり是れを以て本法は諸國の立法例に倣ひ其行爲を未然に防遏せんか爲めに本條に於て之か制裁を設けたり即ち小切手の振出人は左に掲ぐる場合に於ては五圓以上十圓以下の過料に處せらるへし

第一 振出人が銀行に對して資金なきに拘はらず小切手を振出したる場合

第二 振出人が資金なき場合には信用を得たるときは小切手を振出すことを得へし然るに其信用を得ずして小切手を振出したる場合

第三 振出したる小切手に虚偽の日附を記入したる場合

是れなり其他刑法上の刑に處すべき行爲あるときは固より刑法に於て處罰すべき者なること疑ひ

存せざる所なり

第五百三十七條 第四百四十六條、第四百五十二條、第四百五十五條、第四百五十七條、第四百五十九條乃至第四百六十二條、第四百六十四條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十六條乃至第四百八十九條、第四百九十一條、第四百九十二條、第四百九十五條、第四百九十六條、第五百十四條、第五百十五條及ヒ第五百十七條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條は説明する迄もなく爲替手形に關する規定中小切手に準用すべき規定を列記したるにすぎず

第五編 海 商

(總說) 本編は海上の商行為に於ける法律關係即ち商船法に關する事項を規定したる者なり抑も商行為なる者は之を大別するときは二個と爲すことを得一は陸上に於ける商行為他は海上に

於ける商行為即ち是なり而して海商は文字夫れ自身の表示するか如く前者に非らずして後者にあり故に海商法は海上の商行為に於ける法律關係を定めたる者にして而も商法の一部に屬する者と謂はざる可らず何となれば海商法の母とも稱すへき海商にして既に海上に於ける商行為たる以上は其子とも稱すへき海商法の海上の商行為に於ける法律關係を定めたる者なること蓋し疑なし現に之をクレスプス氏の定義に徴するも亦然らざるを得ず氏は曰く

商船法とは商法の一部にして殊に海上に於ける商賣を支配する法律なり

と云へり氏の所謂商船法とは本法に所謂海商法に外ならず之に因て之を觀れば海商法なる者は海上の商行為に於ける法律關係を定めたる者にして商法の一部に屬する者と謂ふへし

第一章 船舶及船舶所有者

(註釋) 海上の商賣は航海に依り専ら之を行ふ可きものにして而も船舶は航海の主眼たる器械なるを以て本編は船舶及び船舶所有者に關する事項を第一章中に規定したり

第五百二十八條 本法ニ於テ船舶トハ商行為ヲ爲ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供

スルモノヲ謂フ

本編ノ規定ハ端舟其他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セス

(註釋) 本條は本法の適用を受くる船舶の範圍を明言す

抑も船舶は之を廣義に解するときは三種あり第一軍艦、第二商船、第三雑用船即ち是なり而して軍艦は國家の所有に屬し一切軍事にのみ使用する者にして商行為を爲す目的を以て航海の用に供する者に非らず故に本法の適用を受けず又雑用船は或は悞遊の爲め、或は學術研究の爲め或は測量の爲め或は遠洋探檢の爲め等に使用せらるゝを以て亦本法の適用を受けざるなり然らば本法の適用を受くへき船舶とは何ぞ他なし商行為を爲す目的を以て航海の用に供する船舶即ち商船に外ならざるなり

茲に一の注目すへき點あり例へば河川、港灣を航行する船舶は假令商行為を爲すを以て目的と爲すも本法の適用を受けざるへし蓋し河川、港灣を航行する船舶に關しては本法第三編第八章の規定に従ふへき者にして本法の適用を受くる船舶の範圍内に在る者にあらざればなり

第二項の規定たるや一讀明瞭なるか故に説明の要を見ず

第五百二十九條 船舶ノ屬具目錄ニ記載シタル者ハ其從物ト推定ス

(註釋) 凡そ船舶内には屬具の備へなかる可らず屬具なきの船舶は航海の目的に供すると能はず航海の目的に供すると能はざる船舶は船舶の名ありて其實なきものなり故に船内には屬具目錄の備ありて其船舶に付屬する物品は盡く之に記載すべきものとす而して物には主従あり船舶は主物なり屬具は從物なり然るに屬具の内には船舶所有者の所有に屬する者のみならず或は他人の物品を借受け以て之か用に充ずるものあり故に屬具目錄中に記載したる物品は總て從物なりと稱することを得ず換言すれば船舶所有者の所有に屬する者なるときは純然たる從物なり之に反して他人の物品なるときは從物なりと稱することを得ず是を以て本條は從物なりと推定せり從て推定なるか故に反証あるときは之を打破することを得べきや明かなり

法文に所謂「屬具」とは桅檣、帆具、綱具、碇錨、端舟、機關其他貯蓄物品等を一包含するものを謂ふ

第五百四十條 船舶所有者ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ登記ヲ爲シ且船舶國籍證書ヲ請受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ總噸數二十噸未満又ハ積石數二百石未満ノ船舶ニハ之ヲ適用セス

(註釋) 本條は船舶の登記及び船舶國籍に關して規定す

元來船舶は其性質動産にして不動産に非らず既に船舶は動産にして不動産に非ざる以上は特に登記の要なきか如しと雖も船舶は他の動産より是一種特殊の性質を有するか故に登記を要す可きものとせり蓋し登記なる者は第三者に公示する手續にして此手續にして世に存在せざれば何人か船舶所有者なるや分明ならず故に其船舶所有者を確定するには登記の方法に依らしめざる可らず從て所有者は船舶の登記を爲したるときは必ず船舶國籍證書を請求し以て後日争ひの生したる場合に於ける證明の材料に供せざるへからず何となれば船舶國籍證書は船舶の屬籍を證明する公證なるか故に其船舶所有者の氏名、船名は勿論船舶に關する一切の事項は盡く之に記載すべき者なればなり而して船舶所有者か其船舶を登記するに付て必要なる手續は特別法に譲り本法には之を規定せざるなり

第二項は船舶にして總噸數二十噸未満の者又は積石數二百石未満の者には登記を要せざるは勿論船舶國籍證書をも要せざる者と規定したるに過ぎざるなり

第五百四十一條 船舶所有權ノ讓渡ハ其登記ヲ爲シ且船舶國籍證書ニ之ヲ記載スルニ非ラザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百四十二條 航海中ニ在ル船舶ノ所有權ヲ讓渡シタル場合ニ於テ特約ヲキトキハ其航海ニ因リテ生スル損益ハ讓受人ニ歸スヘキモノトス

第五百四十三條 差押及ヒ假差押ハ發航ノ準備ヲ終ハリタル船舶ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ得ス

但其船舶カ發航ヲ爲ス爲メニ生シタル債務ニ付テハ此限ニ在ラス

前三條の規定は法文簡明なるか故に説明の要を見ず

第五百四十四條 船舶所有者ハ船長カ其法定ノ權限内ニ於テ爲シタル行爲又ハ船長其他ノ船員カ其職務ヲ行フニ當タリ他人ニ加ヘタル損害ニ付テハ航海ノ終リニ於テ船舶運送賃及ヒ船舶所有者カ其船ニ付キ有スル損害賠償又ハ報酬ノ請求權ヲ債權者ニ委付シテ其責ヲ免ルルコトヲ得但船舶所有者ニ

過失アリタルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ雇傭契約ニ因リテ生シタル船員ノ權利ニ付テハ之ヲ適用セス

(註釋) 本條は船舶所有者及ヒ船長其他の船員の行爲に對する責任の程度に關して規定せり

抑も船舶所有者の船員の行爲に對する責任の程度を定むるに付ては諸國一般に是認する所なれども之を制限する理由に至ては學說及立法例多岐に涉り未だ一定せざる者の如し然れども此等數多の學說及立法例等に付きて一々是非曲直を論ずるか如きは本書の目的にあらざるを以て之を省き直ちに本條の説明に入らん

法文に所謂「船長カ其法定の權限内に於て爲したる行爲」とは如何なる者なるかと云ふに例へば船長カ航海中最も利害關係人の利益に適すべき方法に依りて積荷の處分を爲したるか如き場合を謂ひ(其他一々枚舉)又「船長其他の船員カ其職務を行ふに當り他人に加へたる損害」とは如何なる場合なるかと云ふに例は船長及ヒ船長以外の一切の乗組員カ職務執行の爲めに他人に對して損害を加へたるか如き場合を謂ふ要するに此等の各場合に於ては船舶の所有者は航海の終に於て其船舶、運送賃の如き海産を船舶債權者に委付して其責任を免かるゝとを得へきは勿論其他船舶所有者カ

救援若くは救助を爲して生じたる報酬の請求權の如き又は共同海損の爲めに蒙りたる損害賠償の如き海産も亦債權者に委付して其責任を免かるゝことを得べき者とす然れども船舶所有者にして荷も過失ありたる場合には固より其責任を免かるゝことを得ざるなり

第二項は雇傭契約に因りて生じたる船員の權利を保護するか爲めの恩惠的規定にして畢竟此場合には本條第一項の規定は適用せざる者とす

第五百四十五 條船舶所有者カ債權者ノ同意ヲ得ズシテ更ニ航海ヲ爲サシメタルトキハ前條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ得ス

(註釋) 本條は船舶所有者カ債權者の同意なきに拘はらず更らに船舶の航海を爲さしめたる場合に付て定めたり此場合には船舶は益々朽敗し所謂海産の範圍は減少となり爲めに法律カ切角委付を許したる精神に反する者と謂はざる可らず故に本條末段は「前條に定めたる權利を行ふことを得ず」と規定せる所以なり

第五百四十六條 船舶共有者ノ間ニ在リテハ船舶ノ利用ニ關スル事項ハ各共有者ノ持分ノ價格ニ從ヒ其過半數ヲ以テ之ヲ決ス

(註釋) 本條は各共有者カ船舶の利用に關する決議方法に付て規定せり 此決議方法たるや固より契約自由の原則に依り各共有者は契約を以て之を定むることを得へし然れども船舶の利用に關する事項に付き何等の特約なき場合には各共有者の頭數に於ける過半數に依らずして持分の價格に於ける過半數に依りて之を決定すべき者とす

第五百四十七條 船舶共有者ハ其持分ノ價格ニ應シ船舶ノ利用ニ關スル費用ヲ負擔スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は各共有者カ船舶の利用に關する費用の負擔に付て規定せり惟ふに各共有者カ船舶を利用するに方りては相當の費用を要するは勿論其他船舶に對する租税の如きに至るまで負擔せざる可らず故に本條は船舶共有者は其持分の價格に應して之カ費用を負擔せざる可らざる者と爲したり

法文に所謂「持分の價格に應し」とは例へば甲者は五万圓を出し乙者は二万五千圓を出し價格七万五千圓の汽船を買求め之を共有せりと假定せよ此場合に於ける費用負擔の方法は其持分の價格に應す可き者なるか故に甲者は乙者の二倍の費用負擔の義務ありとす

第五百四十八條 船舶共有者カ新ニ航海ヲ爲シ又ハ船舶ノ大修繕ヲ爲スヘキコトヲ決議シタルトキハ其決議ニ對シテ異議アル者ハ他ノ共有者ニ對シ相當代價ヲ以テ自己ノ持分ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルキコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲サント欲スル者ハ決議ノ日ヨリ三日内ニ他ノ共有者又ハ船舶管理人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス但此期間ハ決議ニ加ハラザリシ者ニ付テハ其決議ノ通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第五百四十九條 船舶共有者ハ其持分ノ價格ニ應ジ船舶ノ利用ニ付テ生シタル債務ヲ辨濟スル責ニ任ズ

第五百五十條 損益ノ分配ハ每航海ノ終ニ於テ船舶共有者ノ持分ノ價格ニ應シテ之ヲ爲ス

第五百五十一條 船舶共有者間ニ組合關係アルトキト雖モ各共有者ハ他ノ共有者ノ承諾ヲ得ズシテ其持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得但船

舶管理人ハ此限ニ在ラズ

以上の四ヶ條は法文簡明なるか故に説明を省く

第五百五十二條 船舶共有者ハ船舶管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

船舶共有者ニ非サル者ヲ船舶管理人ト爲スニハ共有者全員ノ同意アルコトヲ要ス

船舶管理人ノ選任及ヒ其代理權ノ消滅ハ之ヲ登記スルコトヲ要ス

(註釋) 本條乃至第五百五十四條は船舶管理人に關する規定にして本條第一項は船舶の共有者は其船舶を管理せしむるか爲めに必ずや船舶管理人を選任せざる可らざる者とせり故に英國法律の如く管理人を置くも亦之を置かざるも共有者の自由なるか如き者とは大に其趣きを異にせる所あるを以て我商法に於ては必ずや船舶管理人を選任せざる可らず所謂船舶管理人とは船舶共有者より船舶を管理するの權限を委任せられたる者なり

第二項は船舶共有者以外の者と雖ども船舶管理人に撰任することを得べき場合に付て規定せり而して船舶管理人なる者は特別なる權限即ち廣大なる權限を有するか故に共有者以外の者より其管

理人に任ずるには船舶共有者總員の同意を要すべき者とシ茲に第五百四十三條の原則に對する例外を規定したるに外ならざるなり

第三項は他なし既に説明したるか如く船舶管理人は廣大なる権限を有するを以て其選任及び代理權の消滅に付ては登記すべきと者と規定したるに過ぎず

第五百五十三條

船舶管理人ハ左ニ掲ケタル行爲ヲ除ク外船舶共有者ニ代ハ

リテ船舶ノ利用ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲナス權限ヲ有ス

一 船舶ノ讓渡、委付若クハ賃貸ヲ爲シ又ハ之ヲ抵當ト爲スコト

二 船舶ヲ保險ニ付スルコト

三 新ニ航海ヲ爲スコト

四 船舶ノ大修繕ヲ爲スコト

五 借財ヲ爲スコト

船舶管理人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(註釋) 船舶管理人は廣大なる権限を有するを以て船舶共有者を代表して船舶の利用に關する裁判上の行爲たると將テ裁判外ノ行爲たるとを問はず一切の行爲を爲すことを得へし然れども左に列記したる諸多の事項は當然之を爲すの権限を有せず

第一、管理中の船舶を讓渡し或は委付し或は賃貸を爲し或は抵當と爲す行爲

第二、管理中の船舶を保險に付する行爲

第三、管理中の船舶をして新に航海を爲さしむる行爲

第四、管理中の船舶に對して大なる修繕を爲す行爲

第五、管理中の船舶の爲めに借財を爲す行爲

是なり而して船舶管理人の代理權限に加へたる制限は之を以て善意の第三者即ち制限あることを知りて取引を爲したる者には對抗するの効力を生ぜざるべし是れ法律か善意の第三者を保護するの精神に出たるに外ならざるべし

第五百五十四條

船舶管理人ハ特ニ帳簿ヲ備ヘ之ニ船舶ノ利用ニ關スル一切

ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

船舶管理人ハ每航海ノ終ニ於テ遲滯ナク其航海ニ關スル計算ヲ爲シテ各船

船舶共有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

(註釋) 本條は船舶管理人の義務を規定したる者なり

第五百五十五條 船舶共有者ノ持分ノ移轉又ハ其國籍喪失ニ因リテ船舶カ日

本ノ國籍ヲ喪失スヘキトキハ他ノ共有者ハ相當代價ヲ以テ其持分ヲ買取リ

又ハ其競賣ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

社員ノ持分ノ移轉ニ因リ會社ノ所有ニ屬スル船舶カ日本ノ國籍ヲ喪失スヘ

キトキハ合名會社ニ在テハ他ノ社員、合資會社及ヒ株式合資會社ニ在テハ他

ノ無限責任社員ハ相當代價ヲ以テ其持分ヲ買取ルコトヲ得

(註釋) 本條第一項は船舶共有者の或者か他の共有者に其持分を移轉したる場合又は船舶共有者か

國籍の喪失と共に船舶か日本の國籍をも喪失したる場合には公益上の必要より他の共有者は相當

なる代價にて其持分を買取り又は其船舶の競賣を裁判所に請求することを得べき者とせり

第二項は會社々員の持分の移轉に依り會社の所有に屬する船舶か日本の國籍を喪失すへき場合に

關して規定せり此場合には會社の種類に依り即ち

甲、合名會社なるときは他の社員は相當なる代價にて其持分を買取ること

乙、合資會社なるとき及び株式合資會社なるときには他の無限責任社員たる者は相當なる代價

にて其持分を買取ること

是なり而して船舶の國籍に關する事項に付ては本法は一切之を特別法に譲りたるを以て茲に喋々
するの要なし

第五百五十六條 船舶ノ賃貸借ハ之ヲ登記シタルトキハ爾後其船舶ニ付キ物

權ヲ取得シタル者ニ對シテモ其効力ヲ生ス

(註釋) 船舶は其性質動産に屬す然れども他の動産よりは特殊なる性質を有するを以て或る場合に

は之を不動産と看做し不動産上の取扱を爲すことあり即ち船舶を賃貸借に附せしむるときは

之を不動産と看做す場合の一たり既に船舶を以て不動産と看做す以上は船舶の賃貸借に付ても之

か登記を爲さば爾後其船舶に付キ物權を取得したる者に對しても其效果を生ずる者と爲さる可

らす何となれば不動産上の物權を得喪及び變更は登記を爲すに非されは第三者に對して效力を生

せされはなり(民法第百七十七條及ヒ拙著
民法義解上卷第百一頁參照)

第五百五十七條 船舶ノ賃借人カ商行為ヲ爲ス目的ヲ以テ其船舶ヲ航海ノ用ニ供シタルトキハ其利用ニ關スル事項ニ付テハ第三者ニ對シテ船舶所有者ト同一ノ權利義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ船舶ノ利用ニ付キ生シタル先取特權ハ船舶所有者ニ對シテモ其效力ヲ生ス但先取特權者カ其利用ノ契約ニ反スルコトヲ知レルトキハ此限ニ在ラス

本條の規定は一讀明章ナリ故に説明を省く

第二章 船員

(註釋) 本章は船員に關する規定にして船員中には船長及海員の二者を包含する者とす

第一節 船長

第五百五十八條 船長ハ其職務ヲ行フニ付キ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明ス

ルニ非サレハ船舶所有者、備船者、荷送人其他ノ利害關係人ニ對シテ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

船長ハ船舶所有者ノ指圖ニ從ヒタルトキト雖モ船舶所有者以外ノ者ニ對シテハ前項ニ定メタル責任ヲ免ルルコトヲ得ス

(註釋) 凡そ船長は有給の商事代理人にして且其委任せられたる權限は頗る廣大なるを以て如何なる代理人と雖も蓋し船長の右に出づるものなかるへし故に船長は其職務を行ふに方りて生じたる損害賠償に付ては注意を怠らざりしことを証明するに非ざれば責任を免かるゝことを得ず從て之か証明方法立たざりしときは船舶所有者、備船者、荷送人其他の利害關係を有する者に對しては損害の賠償の義務を免かるゝことを得ざる可し是本條第一項の胚胎する所以なり

第二項は第一項の規定より當然生ずる結果にして別に説明の要を見ず

第五百五十九條 海員カ其職務ヲ行フニ當タリ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ船長ハ監督ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非ザレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

(註釋) 船長は海員を監督するの責任ある者なり故に海員か其職務執行中に他人に損害を蒙らしめたる場合に於ては船長は通例損害賠償の責任を免かるゝことを得ず然れども船長か海員の監督を怠たらざりしことを證明したるときは損害賠償の責任を免かるゝことを得是れ本條の規定ある所以なり

第五百六十條 船長カ己ムコトヲ得サル事由ニ因リテ自ラ船舶ヲ指揮スルコト能ハサルトキハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外他人ヲ選任シテ自己ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得此場合ニ於テハ船長ハ其選任ニ付キ船舶所有者ニ對シテ其責ニ任ス

(註釋) 法文に「船長カ己むとを得ざる事由に因りて自ら船舶を指揮すること能はざる」とは例へば船長か病氣の爲めに自己の職務即ち其船を指揮すること能はざるか如き場合を謂ふ(其他の例(違ふ)斯る場合には法令に別段の定ある場合を除外し他人例へば自己に代て船舶を指揮するの資格ある者若くは其他の適任者を選ひ以て自己の有する職務を行はしむることを得へし而して右の場合に於ては船長は其者の選任に付ては船舶所有者に對して其責任を負擔せざる可らざる者とす

第五百六十一條 船長ハ發航前船舶ノ航海ニ支障ナキヤ否ヤ其他航海ニ必要ナル準備ノ整頓セルヤ否ヤヲ検査スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は船長か發航前即ち出帆前に盡くす可き義務に關して規定す
法文に所謂「船舶の航海に支障なき」とは例へば船舶の航海に耐ふるや否や或は機械・機装品等を備付け居るや否や等に注目する場合を謂ひ又「航海に必要な準備の整頓せるや否や」とは例へば食料の準備か整ひ居るや否や或は海員の具備し居るや否や或は積荷の配置の適當なるや否や或は過分の積荷を爲し居るや否や或は過分の旅客を載し居るや否や等に注目する場合を謂ふ要するに以上の各場合に於ては船長は出帆前に一々検査を遂げざる可らざる義務ありとす

第五百六十二條 船長ハ左ニ掲ゲタル類書ヲ船中ニ備ヘ置クコトヲ要ス

一 船舶國籍證書

二 海員名簿

三 屬具目錄